

# 明治十四年の政変の真相(1)

木曾 朗生

## 目次

はじめに

第一章 大久保利通死後の政局

第一節 大久保暗殺

第二節 内閣諸省の分離

第三節 憲法問題と明治天皇

第二章 大隈建白の真相

第一節 大隈密奏と福沢諭吉

第二節 大隈密奏と三大臣

第三章 開拓使官有物払下げ問題

第一節 払下げ問題における大隈と岩倉

第二節 払下げ問題における黒田

第三節 開拓使官有物払下げの内情

第四章 大隈陰謀説の真相

第一節 払下げ問題の展開

第二節 大隈陰謀説の真相

(以下次号)

第五章 三条有栖川岩倉の確執

第一節 三条伊藤の提携

第二節 在京岩倉の動向

第三節 明治十四年の政変

おわりに

はじめに

明治十四年十月十一日深夜、廟議は筆頭参議大隈重信を免官とした。世に言う明治十四年の政変である。この政変は明治六年の政変とともに明治政治史の謎とされている。北海道開拓使官有物払下げに反対し国会開設を目論んだとされる筆頭参議大隈重信が、政府から追放されたにも拘わらず、政変の結果、払下げ中止と国会の開設が決定されたからである。明治十四年の政変における薩長の結果敗北をどのように説明すればよいのであろうか。

この事件の謎に本格的に取り組んだのが、渡辺幾治郎氏であった。渡辺氏は著書『文書より観たる大隈重信侯』（一九三二年刊）において、これまで明治十四年の政変を次のように説明されて来たとした。

「明治十四年に北海道官有物払下の議が起り、開拓使長官黒田清隆は、明治五年以来一千万円以上を費した北海道の事業全部を三十万円、しかも無利子三十ヶ年賦で、これをその寵商五代友厚、中野梧一等に払下んとし、七月三十日の閣議では、一旦これを決定した。この議を洩れ聞いた民間の人々は、囂々としてその非を鳴した、その勢焰は明治政府あつて以来の猛烈さ加減であつた。侯はこれを見て奇貨居くべしとし、反対党を煽動し、その上巻に密奏した国会開設の意見書を以て、自由民権論者を鼓舞し、国会が開けないから、かゝる私曲が行はれるのであると唱へ、三菱の財力を後援とし、福沢門下の三田一派と結んで、一挙にして薩長の勢力を駆逐して、天下を取らうとした。参議の伊藤博文は、侯が従来事を共にした自分や、井上馨と相談しないで、急進的な国会開設の意見書を密奏した侯の態度

を頗る不快とし、辞職を申出、岩倉、三条等の慰撫で、漸く思ひ止つてゐたが、侯が愈々民間党と結んで、陰謀を企つることを知るや、猛然起つて黒田等の薩派と結び、遂に侯を廟堂から撃排した、といふのである。」

当時、明治十四年の政変の説明として、開拓長官黒田清隆が明治五年以来の開拓使の事業全部を五代友厚、中野梧一等に払下げようとしたが、政府にあつて国会早期開設を記した意見書を密奏した大隈重信が、払下げ反対党にかかる私曲が行われるのは国会が開催されないからだと唱えさせ、三菱を後援として福沢門下の三田一派と結んで薩長勢力の駆逐を企てた。これに対して参議伊藤博文は、急進的な国会開設の意見書を密奏したことを不快に思い、大隈が民間党と結んでいることを知るや、黒田等の薩派と結び、大隈を廟堂から排撃したというのである。

渡辺氏はこの従来の通説に対して「大隈文書」を駆使して政変を検証した結果、大隈が薩長参議を排撃しようとしたという証拠はなく、大隈の政府追放は冤罪であるとした。それでは大隈は政変と全く無関係なのか。渡辺氏はそうとは言い切れないとし、明治十四年の大隈の立場は、丁度明治十年の西郷の立場と同じであるとした。渡辺氏は結論として、明治六年以後の政府反対の不平の人々が悉く西郷を首領と仰ぎ、西郷がとうとう担がれてしまったように、大隈も開拓使官有物払下げ反対を唱え、国会開設、藩閥打破を唱えた人達に自然と担がれてしまったのではないかとした。更に渡辺氏は大隈にそれほどの考えがなかつたとしても、大隈の味方からも、反対者からも、共にさように考えられてしまったのではあるまいかと、曖昧な推論に止まり、通説を覆すには至らなかつた。

近年の研究においても、通説が踏襲されている。瀧井一博編『文明史のなかの明治憲法』(二〇〇三年刊)においては、次のように説明されている。

「(前略)世に名高い明治一四年の政変である。この政変劇は、この年三月に大隈重信が左大臣有栖川宮熾仁親王に提出した憲法意見書に端を発した。自らが手引きして政府の内部に引き入れた福沢諭吉の門弟たちに諮って仕上げられたその意見書のなかで大隈は、明治一六(一八八三)年には議會を開くという急進的な国会開設論とその国会を中心とするイギリス流の議院内閣制を提唱して、他の政府指導者に衝撃を与えた。・・・(中略)・・・」

折りしも、参議の黒田清隆が、政府の出資で設けられた北海道の開拓使官有物を破格の条件で、旧知の五代友厚の経営する民間会社に払い下げようとしていた。あるうことか、この黒い話が政府の外に漏洩し、自由民権運動の火に油を注ぐという事態になってしまった。新聞、雑誌、演説会という当時のあらゆるメディアを通じて、払い下げ糾弾の反政府キャンペーンが過熱し、政府は窮地に立たされることになる。

そのようななか、先に急進的な憲法意見書を提出して政府内部を聳動させていた大隈の地位は微妙なものとなる。福沢系の民間派を抱え、政党政治を唱える大隈が、在野の運動家とも結託して、政府転覆を企てているとの噂がまことしやかに政府指導者の間でささやかれる。いわゆる大隈陰謀説である。

こういった一連の動きを受けて、一〇月一日、ついに政府は官有物の払い下げの中止を決定する。だがそれと同時に、そのおなじ日に大隈の政府からの追放も決定される。そして、大隈系の官僚たちも、続々と野に下っていくことになるのである。」

政変は大隈一派の追放をもって幕を閉じる。免官になった日付順に十月十二日の参議大隈重信、二十日農商務卿河野敏謙、十一月八日逓遞総監前島密、十一月二十二日判事北島治房ら四人の勅任官を中心に、太政官・大蔵省・農商務省・文部省・司法省等の官吏三十八名が政府から追放される。政局に与えた影響は甚大なものがあつた。政変を機に井上馨、上野景範、九鬼隆一、山崎直胤、白根専一、野村靖、長与専斎、関新吾、荒川邦蔵、西村捨三、小松原英太郎、西周、原敬らは、福沢系の交詢社を退き、独逸学協会に入る。薩長藩閥政府は、大隈を追い落とした翌日の十月十二日に明治二十三年もって国会を開設することを宣言するが、瀧井氏は政変を不可思議にした国会開設宣言を漸進主義の名のもとで国会とそれに先立つ憲法を時期早尚といて高を括ることはもはや許されず、両者の設置に明確なタイムリミットが画されたものとしてゐる。

それでは、薩長藩閥政府の転覆を試みたとされる福沢系の交詢社は、明治十四年の政変をどの様に伝えているのであろうか。『交詢社百年史』は、明治十四年の政変を次のように説明している。

「北海道開拓使が明治二年(一八六九)に設置されて以来、十三年間に政府が北海道開拓に投資した金額は、およそ一千四百万円の巨額にのぼっていた。政府は開拓事業を逐次民間に移す方針をとり、開拓使の所有する諸施設や権利を譲渡することとしたが、参議兼開拓使長官黒田清隆(薩摩出身)は政商五代友厚(薩摩出身)・広瀬幸平(住友の大番頭)・中野梧一(旧幕臣、もと山口県令)らの結成した関西貿易商會に、三十八万七千円という廉価で、しかも無利息三十年賦という破格の好条件で払い下げることを決め、七月二十一日の閣議でこれを決定した。このとき、左

大臣有栖川宮や参議大隈らは反対したが、黒田に押し切られたといわれる。

この問題は七月二十六日発行の『東京横浜毎日新聞』に暴露されて以来、各種の新聞雑誌は一斉に政府攻撃の火蓋を切り、また各地で行なわれる演説会は激しい口調で政府を糾弾した。結局この問題はこのような専制的暴挙が計画され、国益を無視した政治的闇取引がおこなわれるのも、ひとえに国会が開設されていないからであるとの主張につながるものであった。(中略)。

このように鼎のわくがごとく沸騰してしまった世論を鎮静させるため、政府は思い切った処置をした。十月十一日東北巡幸から天皇が帰還されるのを待って、その後ただちに御前会議が召集され、すでに裁可されていた北海道開拓使官有物の払下げを中止し、同時に大隈重信の参議解任すなわち政府から追放することを決定した。翌十二日勅諭が発せられ、明治二十三年を期して国会を開設することが明らかにされた。これが世にいう『明治十四年の政変』である。大隈は憲法問題で岩倉具視・伊藤博文・井上馨らと意見の一致をみず、払下問題では大いに反対して黒田清隆と反りが合わなくなったため、薩長藩閥政府からついに追放されたのであった。」

『交詢社百年史』では、開拓使の払下げに有栖川宮と大隈が反対したが、「黒田に押し切られたといわれる」としている。政変の影響は各方面に思わぬ波紋をなげかけ、まったく根拠のない噂や流言蜚語がとびかかった。福沢が子孫のために密かにこの事件の真相を書きのこした「明治辛巳紀事」(明治十四年十月二十八日起草)によると、福沢は憲法草案の作成や、払下げ反対運動に直接関与していなかったにも拘わらず、その資金は三菱が供与したとか、大隈の意見書を執筆したのは福沢であつて矢野はその取次にすぎないとか、

さまざまな噂が流されたとしている。その果てには、交詢社は爆弾を秘蔵し武装をしているとするものまであり、一大虚にほえて万犬さわぐの感があつたとしている。

一般に説明される政変劇は、国会開設に向けて大隈と共同歩調を取っていた伊藤が開拓使官有物払下げ問題を契機に黒田と手を結び、薩長藩閥政府の異分子である肥前の大隈を追放したとするものである。しかし、政変に至った事象を個々に検証すると不可思議な事実に突き当たる。例えば瀧井氏は前掲書で、政変後、伊藤が欧州に憲法調査のために旅立つ船に、大隈側近の小野梓が、伊藤に同行する友人の見送りのために居合わせていたという従来の政変劇では説明できない不思議な出来事を紹介している。これは些細な出来事のように思われるが、政変劇における伊藤と大隈の関係を暗示する大事な問題である。この他、姜範錫氏は『明治14年の政変 大隈重信一派が挑んだもの』(一九九一年刊)において、従来の研究史を検証し、四つの疑問点を上げている。その第一は、明治一四年「三月」、大隈が自身の憲法意見を表明するに際し伊藤と事前の協議を行わなかったのは、なぜか。第二に伊藤が「三月」の大隈奏議を三ヶ月後の六月に至って問題化し辞意を表明したのは、なぜか。第三に、廟堂に並び立てないと強く辞意を表明していた伊藤が一週間ほど手のひらを返すように再び出仕したのは、なぜか。第四に、大隈と一旦和解したはずの伊藤井上馨らが大隈一党駆逐の「政変」へと旋回したのは、なぜか。

これらの疑問に明確に答える見解は、未だ見出されていないが、その手掛かりとなるものに鈴木安蔵氏の研究がある。鈴木氏は『明治維新政治史』(一九四二年刊)において、明治前期の政治状況を踏まえて考察している。鈴木氏は明治十四年の政変を考察するに当たり、明治維新から明治七年の民権議院設立建白書の

提出及び八年の立憲詔勅前後までの一期、それ以後から明治十四年政変までの一期、更に明治二十二年の憲法公布までの一期を設定し、立憲政治が明治政府によって如何に問題にされたかを取り上げている。維新当初には五箇条の御誓文にみられるように立憲政治への模索が見られたが、時期早尚とされ、その緊急課題として取り上げられるようになったのは、明治十二、三年以後であるとした。それは明治七、八年前から激化した貧農・貧民の動揺・騷擾・没落士族の反抗を背景とし、西南戦争以後特に全国的に展開した自由民権運動に対する緩和策の他に、近代国家の課題として、立憲政治が具体的に準備されたからだとした。そして、明治十四年の政変を次のように説明した。

「国民の自由と権利との保証を要求し、政治体制の民主化を主張した自由民権運動を明治政府が不穩視したのはもちろんであるが、かの政商的財閥的な徹底的自由主義も明治政府の容認するところではなかった。この派が英国の立憲君主制を讚美せるに對し、明治政府の政權者たちは、その範を旧独逸諸邦特にプロシア、バイエルンに求めたのである。

明治十四年政変は、岩倉によって代表された当時の諸参議のプロシア的方針と、大隈によって代弁された財閥的自由主義との抗争の爆發とも言ひ得べく、この政変によって英国的立憲主義の主張は廟堂内部より政治的に清算され終つたのである。

十四年政変以後は、文字通り確乎不動、明治政府はその憲法制定・立憲政治導入の方針を一貫することができた。伊藤が旧プロシア、バイエルン等の立憲政治の実際と理論とに法的規準を求めたのは、畢竟十四年の岩倉の憲法建白

の継承であり、完成であつた。」

鈴木安藏氏の見解は、明治十四年の政変の真相に迫るものであるが、政変劇で起きた個々の疑問に答えるものではない。本章では、明治十四年に至る個々の事象を再検討し、政変が国会開設に至つた経緯を考察する。何れにしても政変の真相を知るには、開拓使官有物払下げ問題と国会開設問題の二点から事実が検証されなければならない。政変の真相を説明するに当たつて、大久保利通暗殺後の政治状況から検証を始めることとする。

## 第一章 大久保利通死後の政局

### 第一節 大久保暗殺

明治十一年五月十四日、参議兼内務卿大久保利通が暗殺される。これによつて西郷隆盛、木戸孝允、大久保利通の維新の三傑が歴史から姿を消すことになる。大久保を暗殺した島田一郎等は斬奸状<sup>1)</sup>に、政府の罪状として「公議を杜絶し、民権を抑圧し、以て政治を私」し、「不急の土功を興し、無用の修飾を主とし、国財を徒費する」と掲げた。また島田等は明治十年に起つた西南戦争に関して、西郷等は非望を図るため反

賊したのではなく、「奸吏輩の罪惡を討せん」とした。西郷桐野が世にある時、奸吏が大いに畏怖する所があり私曲を極むるまでに至らなかつたとする島田等は、「明治一新の御誓文に基き、八年四月の詔旨に由り、有司専制の弊害を改め、速に民会を起し公議を取り、以て皇統の隆盛、國家の永久、人民の安寧を致す」として大久保暗殺に及んだとした。

大久保は、自由民権運動を推進した板垣と異なり国会開設に消極的な姿勢をとり、殖産興業政策を推進した。維新当初、保守的な大久保であったが、明治六年岩倉使節団の副使として米欧視察を終え帰国すると、十月政変によつて征韓参議を退け、内務省を皆とし殖産興業政策に邁進した。大久保は西南戦争を鎮圧した後の明治十一年三月六日、「一般殖産及華士族授産の建議」を行い、不平士族等の生計の道を開く一方、国内の物産の繁殖と運輸の便の開発を促した。そのため政府は、当時創設された銀行業務を助成する目的で、起業公債千二百五十万円を発行することを決定した。この時、岩倉具視は華族に対して起業公債への募集に応ずるよう働き掛け、その事業概要を次のように説明した。

「今回、我が政府、新に内国債を起し、以て大に國家の便益を興さんとす、其事は則ち京阪間の鐵道線を延へ、大津を経て敦賀港に達せしめ、新潟、石ノ巻等の諸港を疏整修繕し、併て各地要用の陸路を開通し、若くは阪道を削平し、以て往來運輸の便を開き、又羽州の鉱山、北海道の炭坑等を開墾改良し、及び奥総の諸曠野を開墾し、牧畜其他農事を興起奨励し、以て或は天賦の利源を疏導し、或は殖産就業の基を立つる等是なり。」

大久保は岩倉使節団帰朝後に政府に提出した「政体ニ関スル意見書」において英國が欧州の一島国にして國威を世界に振るつてゐるのは「三千二百余万の民各己れの權利を達せんが為め、其國の自主を謀り、其君長も亦人民の才力を通暢せしむるの良政あるを以てなり」とした。このように文明政治の根源を認識した大久保であったが、即座に日本に国会を開設することを欲しなかつた。大久保は暗殺当日の朝、地方官會議に出席した福島県令山吉盛典に維新の「盛意」を貫徹するために、三十年を要すると述べている。大久保は三十年を三期に分け、明治元年より十年を兵事の多い創業時、十一年から二十年までを内治を整え民産を殖する第二期、二十一年から三十年までを後進賢者の繼承修飾するを待つ第三期とした。

大久保は地方制度を整えるため「郡区町村編制法」「府県会規則」「地方税規則」の所謂「三新法」を制定し、地方の民費に関するものは府県会の決議を経なければ府知事・県令の職權を以て徴収又は支出することが出来ないとした。この改革に伴う府県会及び区町村会の設立は、大久保にとつて将来開設が予定される帝國議會への布石であつた。大久保の暗殺は、大久保が地方行政の整備を進め内務行政をまさに伊藤博文に引き継ぐとした矢先に起きたものであつた。

大久保亡きあとの明治政府は、大久保政權を支えてきた大隈重信と伊藤博文によつて指導されることとなる。大隈は大久保亡き後の難局に当たつて伊藤に協力を求め、伊藤も大隈の驥尾に従うことを誓つた。維新当初、大隈と伊藤は井上馨、前島密、渋沢栄一、山口尚芳、五代友厚等とともに封建制を廃し急進な改革論を唱え頑迷な保守勢力と戦つた。世の人は、大隈邸に集つた彼らを「梁山伯の一群」と称した。

大久保の死後、政府は伊藤を参議兼工部卿から参議兼内務卿に、陸軍中将西郷従道を参議兼文部卿に、海

軍中將川村純義を参議兼海軍卿に転じ、薩長の勢力均衡を図った。その間、伊藤は幕末維新以来の盟友である井上馨を参議兼工部卿に就任させるため、英国における財政経済研究を取り止め帰国させた。井上馨の入閣については、井上馨が南部藩の古文書を用いて同藩の村井茂兵衛所有の尾去沢銅山を取り上げ岡田平蔵に払下げた尾去沢銅山事件や自身の大蔵大輔辞職の経緯から、明治天皇側近の佐佐木、土方、吉井、元田から井上馨起用に反対の声が上がった。これに対して大隈と黒田は井上馨の入閣を強く要請した。黒田と井上馨は、明治八年の江華島事件において、遣韓使節として信賴關係を結んでいた。江華島事件は、日本が軍艦を用いて朝鮮に開港を迫る砲艦外交であったが、黒田と井上馨は朝鮮征服を唱える征韓論者とは一線を画していた。井上馨は使節出発に際して大久保から、黒田は人と協調出来ない性格であるから宜しく頼むとの言葉を掛けられたが、井上は黒田の仕事ぶりに接して実は大久保が黒田に託して自分のことを言ったのではないかと自戒したほどであった。

大隈は黒田にまして井上馨の入閣を明治天皇に求めた。大隈は、岩倉、木戸、大久保、伊藤らの岩倉使節団米欧視察中、留守政府を預かっていたが、西郷や板垣などの豪傑は、道路を開くとか、橋梁を架けるとか、港湾を築くとか、税を取るとかといった行政上の煩雑な事務になると彼らの得意とするところではなかった。大久保大蔵卿から留守中の大蔵省を任された西郷隆盛は、大隈参議に「足下は政治が巧者な様だから万事足下に任せる。足下にする事には何なりとも異議は無い。之をやつて置くから必要な場合に押しつけて貰ひたい」と印形を任せて置くほどであった。その「大蔵卿格」の大隈の下に井上馨大蔵大輔がいた。

留守政府においては、各方面から予算を握る大蔵省に対する批判が起き、大蔵省の専横を抑制するため、

内務省の設立が構想された。勝田政治氏の『内務省と明治国家形成』（二〇〇二年刊）によると、宮島誠一郎は「参議である西郷と板垣および左院議長後藤が、大蔵省抑制を意図した内務省創設に同意した」としている。左院における国会開設議論も大蔵省の権力と共和政治を牽制するために起きた。左院で「国会議院規則」が起草されるにあたり、左院三等議員高崎五六（元教部省御用掛）は、左院議長に「国是確定之建議」を提出するが、高崎五六は、知識の開化により共和政治思想が流布し始めている今日の急務は、わが国の国体が共和政治と異なるゆえんを全国民に示す必要があると訴えた。同月には、左院副議長の江藤新平と神祇大輔の福羽美静が、キリスト教と共和政治思想の対抗策として神道と仏教を動員するため、大蔵省と外務省の反対を押し切つて教部省を設立した。

留守政府にあつて大蔵大輔の井上馨は、各省の予算増額に対して、予算の定額を主張したが、大隈は同郷の肥前の江藤新平、副島種臣が推進する司法及び教育制度の改革に寛大な予算を計上した。江藤の司法卿就任は、保守的な佐佐木高行では司法改革が進まぬと井上馨が推し進めたものであつたが、予算面で江藤は井上馨と対立した。江藤が着手した明治六年の予算では、三府十二県の各裁判所一箇年予算経費金五十二万六千二百二十両六千円の見積りを、区裁判所の設置、検事・検部の出張、檻倉並びに警察費を含め九十万五千七百四十四両六千円に増額して計上した。政治的にも江藤は西郷、板垣に与し、井上馨を攻撃した。大隈も江藤を擁護したため、井上馨は明治六年三月、渋沢栄一と共に大蔵省を去つた。

大隈と井上馨との間には、このような経緯があつたが、大隈は明治天皇に拝謁し、もし理財の才幹に富める井上馨を適所に抜擢あらせられずば、国務上に少からざる支障が生ずると、職を賭して井上馨の登用を奏

聞する一方、三条岩倉両大臣には廢藩置縣、財政整理、朝鮮との国交回復等の功績を挙げ、非常の時局に際し、才識卓越の人物を重用するよう説いた。大隈の尽力もあつて漸く井上入閣の勅裁が下り、明治十一年七月二十九日井上は参議兼工部卿に任ぜられた。<sup>12</sup>

大久保亡き後の藩閥政府の人事はこうして固まつたが、政府の内情は複雑であつた。五代友厚は大久保暗殺の二日後である明治十一年五月十六日に同郷の松方正義に書簡を送っているが、その書簡に当時の政府の内情が垣間見られる。五代はその書簡で、長州人の伊藤が内務卿に就任すれば、清盛こと井上馨がどんな知略を巡らすか分からないと注意を促し、薩摩内部においても黒田西郷従道などの西郷派の動向に気を付け、知慮が長人に劣る薩摩人は大隈を味方に付けて遣つていくしかないと記している。<sup>13</sup> 五代は大隈にも六月五日書簡を送り、長州人は三条と結ぶこと必然であるので、大隈も岩倉との関係を親密にし、長州人と三条に対抗するようにと書き送つた。<sup>14</sup> 五代はこの書簡のなかで、外聞では岩倉は大隈を信用しているようであるが、時勢の乗ずるところの人情の常とし岩倉にも油断ないようにと書いている。

## 第二節 内閣諸省の分離

大久保亡き後、政府は薩長を中心として結束を固める一方、有司専制の弊害を是正する用意を始めた。そのための施策が、内閣諸省の分離であつた。薩長藩閥政府のなかにあつて、この政治制度の改革に熱心であ

つたのが伊藤と井上馨であつた。伊藤は井上馨に諮り、参議兼開拓長官の黒田を内務卿に就任させようとした。伊藤の黒田内務卿就任の意図は、黒田が大久保亡き後の薩摩の実力者であつたことに加え、北海道開拓という開発事業の手腕を日本全国の内務行政に活かし行政の近代化を上から進めるためであつた。伊藤は、明治十二年十二月二十八日黒田に書簡を送り、その中で「内閣と諸省分任に相成候方、政府の根本を堅固にして且公平を維持する手段と見込候。」と書いた。黒田には明治十一年三月に妻を酔つて撲殺したなど芳しくない噂もあつたが、明治六年の征韓論争において、内治を重視し西郷隆盛に反対し、翌明治七年の台湾出兵に際しても、ロシア脅威論の立場から出兵に反対した。<sup>15</sup> そのロシアとも同年、榎本武揚特命全権公使と協力して、樺太・千島交換条約を締結させるなど、その反軍拡論者としての政治手腕は伊藤の信頼する所であつた。

伊藤の内閣諸省分離論は、なかなか賛同が得られなかつた。岩倉は原則として賛成を示したものの積極的ではなかつた。黒田も自分は内務卿の器ではないとした。全国から国会開設を求めて続々と政府に意見書が提出されるなか、井上馨が岩倉の説得に当たつた。明治十三年一月十九日、井上馨が伊藤へ送つた書簡によると、岩倉が分離論に反対する理由として、寺島、大木、山田の諸参議も反対しており、参議と各省長官との間に対立が起きた経緯もあり、伊藤が内務を離れ黒田を後任にすることについても、黒田には事務上の手腕に疑問があるとした。<sup>16</sup>

二月に入り、伊藤の説得もあり、内閣諸省分離論は黒田をはじめ参議の大半の賛成を得るようになったが、大隈周辺には警戒感があつた。大隈は将来に備えて、明治十一年大蔵省に入省させた矢野文雄をはじめ、福



沢論吉の慶応義塾出身の犬養毅、尾崎行雄などの所謂三田派の面々を官界に引き入れていた。彼らは、伊藤の分離論は財政から各省の事業に影響をもつ大隈の権力を削ぐための策略だと考えた。

二月十八日、大隈は伊藤と会談し、参議の各省長官兼任を原則的に廃止することに同意したものの、後任の大蔵卿に大隈と同郷の元老院議員佐野常民を指名し、その他の各省長官も希望するところが叶わなければ分離計画に同意できないとした。

伊藤が頼りとする黒田も、改革支持を翻した。黒田は二月十五日、三条岩倉両大臣に書簡を送り、行政権の強い分離論を唱えていた岩倉に、大隈の進退問題は伊藤井上馨が大蔵省の改革を自由に行うことが出来ないために策略を廻したものであると書いた。また黒田は伊藤の改革案に同調する三条を念頭に、嘗て板垣等が内閣と諸省を分離を主張した時の方が却って勝って居り、分離案に反対する大木の説を無理からぬことと書いた。

黒田は如何なる政治改革にも異議を唱える確信犯であった。民間の国会開設の動きに対しても、黒田は明治十三年二月に上奏した立憲政体の意見書において、次のように述べていた。

「前参議後藤象次郎副島種臣等朝鮮の事を論じて合はざるを以て職を辞して退くの後、俄然連署して民撰議院設立の事を建議するや、四方不平の徒附和雷同争て其下風に帰す、是れ其実愛國の真情に出づるに非ずして徒に之を以て政府に抗抵するの具と為すなり、今の国会論者も亦多くは此類なり。」

「彼創業の英雄、艱難辛苦、万死を出て始て大業を成す」と信じる黒田は、何れにしても国会開設を三十年後とし、諸問題を処理するにあたり諸勢力の圧力に屈する「御忍耐力乏しき」国会開設論者の三条にも、また専断論を躊躇している「御精神の到らざる」岩倉にも遠慮はなかった。黒田は明治八年四月元老大審院が開設された時にも、徒に政体改正の名あるのみで少しも実益がないと議案に署名しなかった。黒田は繰り返し政体の基礎を確固不動のものにしなければ、朝令暮改の弊を免れないと主張した。

黒田に国会開設を時期尚早とし安易な政体変革に反対させたものは、「国益を図るは物産を起すに在り」とする経世済民の信念であった。黒田は岩倉同様、米欧の視察を通じて、国民の生業の安定なくして政党の機能を果す事が出来ないと考えていた。黒田はフランスプロシヤ二国の制度に倣い、農商事務を管轄する一省を設け、国債を募りその長官に償還の責を負わせることを進言した。黒田は内務大蔵両省勸農勸商二局を合併し物産を興隆させれば、無頼不平の徒が無用の弁を費し不急の務に従う者の勢力は減殺され、実用の人材が世に出ることになるとした。黒田はこの時を待って国会を開いても遅くないとした。黒田は財政難の折、開拓使の営業資金貸与の削減を迫られた時も、フランスのナポレオン一世は人民営業資金貸付に対する世論の異議に動かされることなく威力を以てこれを押し、数年経ずして物産隆興の効を見るに至ったとした。

紆余曲折を経て廟議で内閣諸省分離のための人事が決したのは、明治十三年二月二十七日の事であった。翌日裁可があったこの人事は、大隈、伊藤、大木、寺島、西郷、川村、山田の省卿の兼任が解かれ参議専任となったが、大木は元老院議長を、黒田は開拓長官を、井上馨は外務卿を、山田は参謀本部長を兼任する事

となつた。この他、陸軍大臣兼元老院議長の有栖川親王は、議長職を解かれ左大臣を兼任する事になつた。三月三日には太政官に法制、会計、軍事、内務、司法、外務の六部が置かれ、参議が分担して諸省を管轄する事になつた。<sup>230</sup>

伊藤が目指した内閣諸省の分離改革は、参議の行政への介入を抑制するためのものであつたが、分離によつて職務遂行の弊害を唱える者も多く、情実による行政への介入も絶えなかつた。六月八日、政府は大隈、伊藤、寺島、佐野の四人を財政取調委員とし、公債募集中止を中心とした財政整理に着手することになつたが、伊藤は三条岩倉に対して、委員の就任を拒絶して来た。伊藤は有栖川左大臣に送つた書簡で、伊藤の偽ざる心境を述べた。

「敬慮を以是非奉命可仕様との御諭示に付、不得止敬承罷在候へ共、愚考にては廟堂奉て精神を入替候程の奮発にて、会計困難の爲には何事たりとも忍んで此危急を救済すると云衆議一決に無之ては、目的を達するの見込無御座候。右等の大意は昨日も申上置候に付、乍恐 殿下より御奏上奉願置度、<sup>231</sup>」

財政調査委員は歳出予算から三百万円を削減し、紙幣の償却費に充てる成案を作つたが、経常費には節約出来る余裕もなく、大蔵省保有の正貨も激減して来た。結局、財政調査委員が行つた経費削減は、予備費の五十万円の中から五十万円を削つたに過ぎなかつた。<sup>232</sup> 大蔵省の正貨準備の欠乏は、明治六年十月大隈大蔵卿就任時からの専断処置に起因するものであつた。伊藤は大隈と事を共にすることを好まなかつたが、

大隈と協力して難局の打開に務めよとの勅諭を受け<sup>233</sup>、大隈と協力して財政再建を行うことにした。

大隈と伊藤は、明治十三年十一月連署して農商業に関する事務を統一し、農商務省を創設することを建議した。農商務省設立に際し内務大蔵両省の重複した事務を統合し経費削減が図られたが、内務省管船課の三菱への助成金及び航海費は除かれた。<sup>234</sup>

郵便汽船三菱会社は、政府の庇護の下、事業を拡大していた。大久保は、岩倉使節団の副使として、欧米の運輸交通機関の隆盛なるを目の当たりにし、感ずる所をもって帰国した。当時の日本の海運業は、土佐の岩崎弥太郎の郵便汽船三菱会社と半官の帝国郵便蒸汽船会社との激烈な値引き競争により疲弊し、米国の太平洋郵便汽船会社が我が国内海の航路を掌握していた。明治七年の台湾出兵の際、英米各国は局外中立を唱えたため、兵糧弾薬の輸送に支障を来した。事態を憂いた政府は、大蔵省所管の十三艘の船舶を沿海運輸に用いる事にした。蕃地事務局の長官を務めた大隈は、これを政府直轄事業にすることを主張したが、大久保は民業として育成する事とし、十三艘の船舶を内務省の管轄とした。大久保は岩崎の人と為りを調べ、十三艘の官船を郵便汽船三菱会社に付与し、海運業の将来を託すことにした。これにより打撃を受けた郵便蒸汽船会社は、自社所有の十八隻の船舶の買い上げを政府に願ひ出ると、政府はそれらの船舶を買い上げ、郵便汽船三菱会社に付与した。明治十年の西南戦争時には、郵便汽船三菱会社は上海香港航路以外の船舶を軍用に転用すると、内地沿海の運送のため政府に船舶購入の洋金借入れを申し入れた。政府は事情已むを得ざる所として、洋金七十万弗を貸与した。こうして、政府の保護を受けた郵便汽船三菱会社は、米国の太平洋郵便汽船会社との競争に打ち勝ち、東洋一の海運会社となつた。<sup>235</sup>

西南戦争後、郵便汽船三菱会社は事業活動を北方方面に展開した。明治十二年五月五日、函館支社が開拓使庁用物資輸送の業務委託を受けると、六月三十日に函館・青森航路を開設した。明治十三年には、民部省駅通局の命で朝鮮元山への郵便航路を開設するが、この時、民部省駅通局から年一百万円の助成金を受けた。四月十七日、郵便汽船三菱会社は三菱為替店を開設し、荷為替金融業務を分離独立させた。九月に入ると郵便汽船三菱会社は、長浜・敦賀間の鉄道建設のため神戸から敦賀へ機関車軌条などの輸送を手がけ、明治十四年二月二十八日には、政府から釜山、元山經由ウラジヴォストク定期航路の開設が命じられ、汽船購入費八万円の貸与を受けた。ウラジヴォストクには、福沢諭吉、大隈重信、岩崎弥太郎が設立した有限責任貿易商會が、明治十三年七月に出張所を開設していた。明治十四年四月七日、農商務省設置に伴い内務省管船課は農商務省商務局所屬となり、河野敏謙が農商務卿に就任した。明治十四年の政変によって大隈河野が失脚すると、明治十五年二月二十八日、政府は三菱に海運の改善を怠り命令に反して為替保険鉄道炭鉱などに出資していたとして、海運を本業とし他業への進出を抑えることを条件に助成を続けることにした。

・ 1910

### 第三節 憲法問題と明治天皇

伊藤井上馨が内閣諸省の分離に取り組んだのは、国会開設を前提としての事であった。既に明治八年一月

の所謂「大阪會議」で、大久保、木戸、板垣の協議の結果、次の四点で合意に達していた。一、専制支配の弊害を防ぐために、衆知を集めて立法手続きの改善を計り、同時に元老院を新設して、将来の国会開設の基礎たらしめること。二、裁判の權威を高めるため大審院を創設すること。三、民意の動向を知るために地方官會議を確立すること。四、天皇親政を確実ならしめるために、内閣と各省を分離すること。この合意は大久保の英断によって実現したが、廟堂にあって岩倉は、「此の形情を以て政を行うときは大業の敗れざる」と官を辞する覚悟を示した。

国会開設のみならず大審院元老院の設立においても難航した政府に対し、明治天皇は明治八年四月十四日「漸次立憲政体樹立の詔」を發し、改革を促した。

「朕今誓文の意を拡充し茲に元老院を設け以て立法の源を広め大審院を置き以て審判の權を鞏くし又地方官を召集し以て民情を通し公益を図り漸次に国家立憲の政体を立て汝衆庶と俱に其慶に頼んと欲す汝衆庶或は旧に泥み故に慣るゝこと莫く又或は進むに輕く為すに急なること莫く其れ能朕か旨を体して翼賛する所あれ。」

明治九年九月七日、明治天皇は元老院議長有栖川熾仁親王を御座所に召し、岩倉右大臣侍立の下、「朕爰に我建國の体に基き広く海外各國の成法を斟酌し以て國憲を定めんとす汝等それ宜しく之か草按を起創し以て聞せよ朕將に撰はんとす。」との勅語を下された。ここに憲法制定の大事業は、元老院の手によって行われることとなった。明治天皇はその際、アルフユース・トッドの『Parliamentary Government in England

〔英国議院政治〕を有栖川宮に手渡された。<sup>380</sup>

翌八日、元老院議事堂で議長の有栖川熾仁親王は柳原前光、福羽美静、中島信行、細川潤次郎を起草委員に任じ、国憲を起草することを命じた。また、元老院書記官河津祐之、同横山由清、同安居修蔵が国憲取調局掛となり、起草委員の補佐にあたることになった。

かつて明治天皇は、明治元年三月十四日紫宸殿にて群臣を率いて「広く會議を興し万機公論に決すべし」を始めとする五事を天神地祇に誓われている。この時、明治天皇に代わり副総裁の三条が、神座の前に進み祭文を奉読し、神座を拝し五箇条の誓文を奉読した。群臣に勅語が下された後、総裁の有栖川熾仁親王が神座を拝し、次に玉座を拝し奉答、同じく三条以下公卿諸侯が五事を誓約した。明治天皇は、「我国未曾有の変革を為さんとし朕躬を以て衆に先し天地神明に誓ひ大に斯国是を定め万民保全の道を立んとす」と宣言され、「衆亦此旨趣に基き協心努力せよ」と命じられた。<sup>380</sup>

明治元年閏四月二十一日、明治政府は誓文の旨趣に従い政体書を出し、太政官の権力を立法、行法、司法の三権に分け、偏重の弊害がないようにした。政体書は、立法官と行法官の兼務を禁止し、各府藩県から出された貢士を議員とする議事の制を立てた。<sup>400</sup> 明治二年三月七日に開設された公議所に関して、『横浜新報』は「先達御布告の趣にては、以来は庶民に政府を扶け、公明正大の政を施し行ふべきの権をゆるされたり、此事は開化文明の一大変革といふべく、世界中これまで庶民此権のありしは独りアメリカ合衆国のみにして、その余の国には決してなかりし事なり」と報じた。<sup>410</sup> 明治天皇は明治二年九月十九日の御沙汰書において、「今後天下衆庶と共に衆庶の政を為し、且つ會計の事に於ても、愈議事の制より生候様無之ては相行はれ難

く、実に皇国御基本も此事の成否に関係致し候」と述べられた。<sup>420</sup>

明治天皇の憲法に関する勉学は、維新当初から行われていた。明治天皇即位後間もなく制度局が設けられ、国法制度に関する調査が行われた。そこで、日本も将来どうしても憲法政治を施行せねばならぬという論議が起こり、国法御會議が組織された。大臣參議の全部及び制度局の二、三員を議員とし、毎月二七の日を期して御前會議が開かれた。加藤弘之は御前會議に参列した縁故から、明治天皇に憲法及び制度一般に関する講義をすることになった。加藤の回想では、明治三年、明治天皇十八歳の事であるから、余り専門的の事を申し上げても御了解になるまいと、一週二、三日西洋の本から憲法に関する事柄を話す事とした。加藤は立法行政司法の三権分立の事から、市町村自治制及び千七百年末より千八百年中葉に至る欧州憲法史の大略を抄訳しお話したが、翻譯許りでは御実力がつかぬとドイツ語をABCから勉学された。しかし、政治に多忙な明治天皇は、稽古中といえども太政大臣等が参上するなどして、学業の障害となった。加藤は宮内省顧問官を兼官していた參議の木戸孝允と相談し、再び抄訳に依る講義を始めることにした。加藤は学説が最も穩健で余り古風でなかったブルンチェリの『Allgemeines Staatsrecht (国法汎論)』を翻譯し、明治天皇に憲法、三権分立、市町村自治制の大意を説明した。侍講での明治天皇の質問は急所を衝いたもので、ナポレオンやワシントンの事業に関する質問などは、翌日改めて取り調べて講話しなければならぬこともあった。<sup>430</sup>

その後も立憲政体に関する勉学を進めた明治天皇は、米國前大統領グラント將軍が来日した際に、直々に議會政治に関する所見を求めている。明治十二年八月十日浜離宮で明治天皇と会談したグラントは、明治天皇の求めに応じて次のように述べた。およそ文明の諸国において存在を常とする政党は、相互に掣肘し濫政

を防ぐための要具である。日本において新聞紙及び人民の一部が主張する民撰議院設立は万国皆必要で、欧州各国は露西亜のような国でも立法のために民撰議院を設けている。抑も政府は君主政体と共和政体とを問わず、人民に依拠して立つ政府より強固なものはない。人民に依拠して立つ政府は、当局者が人民の意向と利益を容易に察知するものである。日本においても議院は早晚開設せざるを得ないものであるから、時が至つたなら斯くの如き議院を開設すべしとの方針を政府が示すこととなる。人民も将来必ず国会が開設される事を認知して、その責任を負担するに足る識量を涵養する必要がある。陛下が一度選挙権と参政権とを人民に与えたならば、万世これを回収できなくなるので、議院を設けるに当たり戒慎を加えても過ぎることがない。俄かに国会を開設することは極めて危険で、国乱のもととなる。また、議院を設けたとしても一時が悉く良い結果を得るものではなく、慎重に人民を教育し徐々に結果に接近させる漸進的な方法が確実であるとされた。グラントは結論として、先ず立法権のない討論権だけの顧問議院を置き、国内の有力者を徴収し、議員にその負担する責任の性質を認識させることであるとした。結局議會政治の成否も、人民に選挙権と参政権との何たるかを認識させることにあり、その確実な方法である教育に関して日本は既に驚くべき進歩をしているとした。<sup>44</sup>。グラント前大統領と明治天皇の会談は、吉田清成の通訳で、三条太政大臣一人が陪侍をした。グラントと天皇の会談を危惧した岩倉右大臣は、訪日以来グラントと数多の会談を重ねた伊藤西郷従道両参議からグラント前大統領の意向を報告させていた。<sup>45</sup>。

元老院の国憲の草稿案は三カ月で出来上がり、明治九年十二月議長有栖川宮に台覧され、再校を重ね、明治十一年五月に定本となった。その定本は「日本国憲按」と名づけられ議長有栖川宮に捧呈された。国憲按

の初稿及び再稿を内見した岩倉は、三条に政体の変更は固有の国体に多少の変更を来すものであるから十分注意を払うよう求めた。

「元老大審の二院を置き立法の源を詰め審判の権を鞏くす又地方官を召集し民情を通し公益を図り漸次立憲の政体を建てんとす此勅命や臣民をして公然と国政を論議せしむるの権利を与ふるものにして固有の国体に多少の変更を来たさしめんとするも・・(略)・・我が建国の体は素より他邦の比に非ず。<sup>46</sup>。」

岩倉は皇室の尊厳を永遠に保持するために一局を設けて委員を置き、国典を蒐集して祖宗の遺法を考証し、外国の良制を参考にして、帝位継承の順序から皇族の歳俸に至るまで帝室の典憲として別箇に制定するよう三条に上申した。岩倉の上申により、三条は元老院に上奏するのを中止させ、推敲をかさねるよう元老院に命じた。<sup>47</sup>。

伊藤も元老院主導の「日本国憲按」に懸念を抱き、明治十二年十二月二十一日、岩倉に書簡を送り、「日本国憲按」に関して「各国憲法を取集、焼直し候迄にて、我国体人情等には聊も致注意ものとは不被察候。必竟歐洲の制度を模擬するに熱中し、将来の治安利害如何と顧候ものには無之様奉存候」とし、未定稿のまま引き上げることを勧めた。<sup>48</sup>。

岩倉とともに伊藤が元老院の「日本国憲按」を握り潰したことで、伊藤は保守的な憲法思想の持ち主であるとみなれるようになったが、後に憲法起草事業において伊藤の秘書官となる金子堅太郎は、当時の伊藤の

考えを次のように回想している。

「伊藤公が元老院から上奏になつて居る国憲の草案を御覧になつて見ると、なか／＼之を直ぐ日本に行ふといふ訳にはいかない、併し此国憲の草案は、柳原、福羽、中島、細川の四議員が首脳となりて、多数の学者を集めて研究された事故、当時に於ては、なかなか能く出来て居る、殊に国憲は国政運用の大体を掴んで細目に亘らず、又日本の国体を土台として欧米の憲法を採用せられて、なかなか能く出来て居る。然るに伊藤公の眼には、まだ此草案では我國の実際に行はれぬ。それはどういう箇条かと言へば、多々ございますけれども、先ず第一に、帝国の費用を毎年議会の決議を経て法律を以て発布するといふことになつて居るが、是は、英吉利の如きはそれでも宜うございませうが、我が日本の国体には適當せぬ、此頃は余程英國の憲法論にかぶれて居る、当時の学者は『アルフヒヤーストツド』の英吉利の憲法論を読んだものですから、どうしても英吉利風になつて居る、もう一は第四篇第一章第一条を見ますと、皇帝、元老院及代議院合同して立法の権を行ふと書いてある。是は純粹の英吉利流乃ち『キングインパーリヤメント』と言ふ英國の憲法政治の原則で、皇帝と代議院と協定して立法の権を行ふと云ふことであるに依て是は日本の国体には如何かと伊藤公は疑を懐かれた。又天子に対しても支那流の皇帝といふ字を用ひて何の為に我が日本にて用ひ来りたる天皇と書かぬか、それから第四篇の第四章を見ますと、両院は大臣を弾劾することを得とあつて、其弾劾は両院でするにあらざして大審院ですると書ひてある。是等の箇条を段々伊藤公が研究された結果、元老院より上奏になつた草案は余程英吉利流義に出来て居るから、我日本の国体には適はぬ点が多々あるから、尚ほ熟慮すべきものだといふ伊藤公の意見が極りました。」

伊藤は元老院の「日本国憲按」をなかなかよく出来ておるとしながらも、皇帝と代議院と協定して立法の権を行う事や大臣弾劾を大審院で行う等、英國流の運営に懸念を示したのであつた。

明治天皇主導の国憲案に危惧を抱いた岩倉は、山県参議が草した立憲政体に関する意見を三条に示した。

岩倉は各参議に立憲政体に関する意見書を提出させ、明治天皇のお考えを改めさせようとした。岩倉の提案を入れた三条がこの事を奏上すると、明治天皇もこれを入れた。

先ず明治十二年十二月に参議山県有朋が、立憲政体に関する意見書を上奏した。この意見書の中で山県は、所謂民会は君民の権を分割する所であるから府県会の比に非ずとして、明治天皇に慎重な対応を求めた。山県は特撰議會を設置し、府県会議員の見識徳のある人物を選んで議會を開き、国憲の条件を議論させ、それと同時に立法諸種の事項を従事させ、数年の経験を経て立法の大権を委託するものとした。その際、山県は「民会の名を仮さず、其集合離散の権初は猶政府の手に存し、而て其議決する所も必行を事とせずと定むへし」とした。山県がこのように国会開設に消極的な意見を述べたのは、維新以来十二年間、新政府は農本を厚くし工業を勧め商賈を励ます政策を推進したが、幸福を得る者もあつたが、産を失い業を墮し活路に迷う者も少なくなかつた。士族は言うまでもなく、農商においても旧来富豪と称する者も、窮途に悲歎していた。

山県は日本の西欧化に対して、取り分け道徳の頹廃を憂慮した。山県は、維新以来、海外の法制を模倣するや、日本は法律を以て社会を維持すべきを知るも、道徳習慣を以て社会を綱紀することを忘却してしまつたとして、次のように上奏した。

「内に在ては父兄を軽侮し、外に於ては長上を軽視するに至り、乃師弟の間の若き反て雇用を以て師を遇するの状あり。況や風俗の漓薄に趨くに付て、財利の事競ひ起り權義之を争ひ錙銖之を較するに於てをや。加之海外自由説の人口に膾炙する傲慢自肆を錯り認めて真個なる自由の主義なりとす。故に自己一人すら身を律し事を幹すること能はざる者にして官吏に抗論し尊長を凌轢して自ら得色ある者あり。蓋し彼の忠厚惻怛上を愛し人を恤むの情一掃地に墮ち、浮躁倫薄の風一般に俗をなす亦何ぞ礼義廉恥を之れ論せんや。是上の令して然らしむる所に非すと雖、法律を以て把持するの弊漸く爰に及ぶのみ。」

山県は国会開設の聖意に対して、西欧各国の人民は喙を国政に容る権ありと雖も「杞憂の至に堪へす一たび陛下の為に言はんと欲する所」と意見を上奏したのであった。

進歩的な「日本国憲按」が元老院から上奏されると、元老院に対する圧力は増すばかりであった。明治十三年二月の官制改革で、元老院から進歩的な思想の持ち主が締め出され、保守的な思想の持ち主が要職に就いた。元老院議長は左大臣となつた有栖川宮に代わり参議大木喬任が兼任し、副議長河野敏鎌、幹事柳原前光、書記官河津祐之、島田三郎も元老院から転出した。三月三日には佐佐木高行が元老院副議長に就任した。

山県に続き明治十三年二月参議黒田清隆が、立憲政体に関する意見書を提出するが、黒田は山県と対極の立場から国会開設に異議を唱えた。黒田は現下の文明開化と称されるものは皆皮相なものとして、教育の方法を改良し、農商事務管掌の一省を設け物産の興隆に努めるべきと唱えた。明治十三年六月には参議山田頭義が、憲法を仮定し、勅裁を経て、先ず四、五年元老院及び地方官議会でこれを試み、その成績につい

て深く考究し、その後憲法を確定し、特命をもつてこれを布告する旨との慎重論を提出した。

これらの参議に対して、開明的な意見を上奏したのが、井上馨であった。井上参議は、明治十三年七月に意見書を提出し、輿論の偏向する所に従い、国会を開設し、政府の組織を一変し、国政の抛る所を確定することを説いた。井上馨は、民法その他の諸法規を編纂し、法律の範囲内において生活の自由があることを人民の脳裏に浸潤させ定着した後に憲法を制定し、帝室・政府・人民の権利を明確にし、国会を開設すべきだとした。国会の構成に関して井上馨は、現在の元老院を廃して民撰議院に対抗する上議院を設け、華士族から公選勅撰で百名を選び、歳出入予算から諸々の制度法律まで議論させるとした。井上馨の盟友・伊藤参議は明治十三年十二月に意見書を提出し、元老院官を華士族から選り、会計検査院員外官を府県会員の中から公選で決めるとした。

三条有栖川岩倉の三大臣は意見書問題を協議し、諸参議が奉呈した立憲政治に関する意見書を御前会議で評議することにした。この時、川村参議が御前会議に先立ち諸参議の意見を統一することを進言した。川村の進言を受け入れた三大臣は、首席参議である大隈を招き、諸参議の意見を統一する任務を託した。そこで有力参議による「熱海会議」が催されることとなった。明治十四年一月二日熱海にあった伊藤は、五日大隈井上馨に書簡を送り、十日には熱海に来るよう伝えた。十三日熱海に着いた大隈井上馨は、伊藤と国会開設問題を議論した。その後再び意見調整が一月二十八日から二十九日まで行われ、三十日には開拓使官有物松下げの話が持ち出された。明治天皇の次の言葉が、会議の内容を暗示している。

「大隈が熱海に往き、黒田伊藤等と会ひ、纏めるとの事だが、所詮纏りは付くまい、伊藤も意見が行はれれば退職の下心のよし、黒田は何事も聴かぬ性質ゆゑ、他人の言を容れぬ、尤も井上とは朝鮮に同行以来、別して懇意にて井上の言は能く容るゝさうだ・海軍などにも榎本海軍卿には不平のようだ・海軍士官達も薩の参議の説諭は長の参議の説諭よりも能く聴くとの事だ・右様いろ／＼事情もあり、有栖川も心配の事だ。」

明治天皇の言葉から国会開設に積極的な大隈と井上馨が、消極的な伊藤と黒田を熱海で説き伏せるという形で行われたが、伊藤と黒田の同意を取り付けるには至らなかつた。明治天皇は、伊藤は自分の意見が行われなければ退職の覚悟であつたとしている。会議の内容が不明である以上、その内容は明治天皇に上奏された立憲政体に関する意見書から推察するしかない。

明治十三年十二月に提出された伊藤の立憲政治に関する意見書<sup>3)</sup>は、伊藤の歴史認識を反映したものであつた。現今の世界において欧州の大勢、特にフランスでの変革は世界の趨勢であり、凡そ政治を有する国家において遅かれ早かれこの変革を被ることのないものはない。従つて明君賢相は専裁の風を棄て人民と政治の権を分かつことになる。我が国においても国会を起し君民共治の大局を成就することは甚だ望むべき事であるが、事が国体の変更に係ることであるので、早急になすべきものではない。「先づ基址を固くし次に柱礎を構へ、終に屋茨に場ふ」と挙行の順序に緩急があるとした。伊藤は国会開設に当たり、何の国においても国民は政府に対して猜疑心を抱き官吏を敵視するようになる。その原因は、概ね官吏の「濫用厚歛」にある。そのため立憲の国は、先づ「財政を広議することを立憲の初歩」とする。伊藤は財政の問題を国民

と協議するため、元老議員を華士族から選び、更に検査院員外官を府県会員の中から公選で決めるとした。伊藤が元老院即上院を設け、上下両院制を支持したのは、下院との平衡を図り国家を保持する必要があつたからである。維新以来明治新政府は、徳川氏の積弊を受け継ぎ戦乱相次ぐなか、陸海軍を興し、裁判法を改良し、教育を盛んにし、警察を厳かにし、監獄を建造し、鉄道電信を創め、道路を開通し、凡そ人民に利し、公益を啓く一方、地租を改正して農民を豊かにし、資本を捐予して百工を勧むることに努めた。これら政府の十年間の開化政策は、必ずしも国民の理解を得られたものではなかつた。ましてや大久保暗殺にみられるように封建的特権を剥奪された士族には不満が満ち溢れており、この様な状況で国会を開く事は、旧士族が議会で反開化政策の急先鋒になることは間違ひなかつた。伊藤が上院において「勲望硯学」の者を取るとしたのは、帝室を扶持し旧物を保守すると称しながらも、上院を開化政策の啓蒙的要塞にしよつとしたからである。更に伊藤は財政の「広議」を確保するため、府県会議員の中から公選された検査院員外官を官選検査官とともに検査事務に従事させる事とし、その権限は専ら会計検査に止め、用財の大政に干渉する事を許さないとした。伊藤は、この事を次のように述べている。

「政府の用心は一に公明に存し・(略)・事由を解せざる者好て当局を指摘し、甚きは誣るに捏造の説を以てするに至る。是れ政府に在て口舌の弁すへき所に非ず、唯誠を啓きて公を示し、人民をして進て財政の精確なるを見証せしむるの一法あるのみ。」



伊藤はこの問題を政治家のみならず、人民をして実務に慣熟させ経験を積ませるための路であるとし、「一たび制御の道を誤るときは物議を増し、軋轢を激し、以て事変を促すに至るも亦知るべからず」とした。伊藤の意見は本格的な国会開設に備えるためのものであったが、伊藤が明治十四年三月四日佐佐木高行に述べていることは、明治天皇と諸参議との軋轢を示すものであった。

「道理より論じ来れば、民約になる方当然歟、然れ共、今日の景況進歩の度にては、矢張欽定国憲ならでは到底まとまるまじく。」

このような状況下において、上奏されたのが大隈の意見書であった。大隈の意見書は、熱海会議後二カ月経った明治十四年三月下旬に提出された。大隈は意見書において、昨年来国議院開設を請願する者は少なく、その品行に種々の品評があるけれども、請願を至らしむるほどに人心は進歩しており、国議院開設の時機は熟したとした。大隈が意見書で陳述したことは、本格的な英国風の政党政治であった。大隈は、人民参政の地所である国議院において過半数を占有する政党が立法部を左右する権を握り、聖主の恩寵を得て政府を立てる一方、自党の人物を要職に就け行政の実権を操ることで、「庶政一源」より発し事務初めて整頓するとした。

更に大隈は英国の政治事情を続けた。英国においては、君主が自らの寵遇の頭官を罷免しなかつたため、立法部における政党の首領と行政頭官との間に軋轢が生じたが、千七百八十二年以降君主も輿望を察して頭

官を擧用し、国議院中多数政党の首領たる重職を授与するに至った。以来、政府と議院の間に軋轢を見ることなく、議院における政党間の争いとなつた。英国の政党政治においては、議院中の多数勢力が移転した場合、聖主の親裁で議院中多数を占めたと認識される政党の首領に組閣を委任する。内閣を新たに組織する時、執勢政党が行政部を去らない時は、得勢の反対党が議院において「内閣行政の頭官は議院に於て信用を失はざるや否」の決議をなし、動議を裁決する。不信任になつた場合、議院より聖主に奉書し、速に親裁更撰あるべき旨を請願する。執勢政党なお退職しない時、聖主は議院の求に応じ罷免する。しかし、不信任の議決を受けても、広く国人の意想を察し、政党に多数の属望あるを洞察し、「現在の国議員は誤撰なり」と認むる時は、聖主の允許を蒙り、聖主の議院解散権で議院を解散し、多数ならば内閣を永続し、少数ならば退職する。この時、政党の政権交代により行政官も更迭されるが、行政諸般の事務は最も習熟を要するものである。これ等の官吏を政党とともに更迭しては、不利益を被り不便である。ゆえに英国にては、官吏中に職権において指令を司つて細務を親執する者と、指令に服従して細務を親執する者とを區別し、前者を政党官として政党とともに進退し、後者を永久官（非政党官）として終身勤続の者とする。大隈は日本においても、太政大臣、左大臣、右大臣を永久官として党派の外に立てることを建白した。

議會政治の原則を示す憲法制定に関しては、大隈は内閣において委員を定め、憲法を極めて簡短にし大綱に止めることとした。憲法制定の重要な要件である上院の組織、下院議員の選挙権、被選挙権等は憲法制定の際に譲るとして意見書のなかには述べられていない。大隈は主権問題に関して「治国政権の帰する所」と「人民各自の人権を明にする者」と述べ、天皇主権と人民主権の間の憲法上の問題を回避したが、政党政治

が行われても人権を堅固にする憲章がなければ、言ふ可らざる弊害があるとして、人権を詳明する憲章を憲法に添付するものとした。

焦点の議会開設時期に関して、大隈は開立の布告を速かに言い、明治十四年に憲法を制定、十五年初めもしくは十四年末に公布、十五年末に議員召集、十六年初めに開立するものと予定した。大隈は、立憲の治体を定めることを公示すれば、政党結成を促し、各政党の持説が世間に現れ、国人も甲乙彼此の得失を判定して各自に其流派を立る事が出来、その時、議員を選挙し議院を開立すれば、よく社会の秩序が保持され立憲治体の真利を収める事が出来るとした。

大隈の意見書は英国議会政治を強く意識して書かれていたが、その原因は大隈の意見書を作成した矢野文雄がアルフユース・トッドの『Parliamentary Government in England (英国議院政治論)』を参考書にしたからである。この本は、明治天皇より有栖川熾仁親王に下賜されたものが大隈に渡されたものであった。<sup>65</sup> 矢野は当時の事情を次のように回想している。その頃、大隈、伊藤、井上馨の三人は何れ劣らぬ進歩主義者で絶えず親密に往来して意見の交換をしていた。しかし、三人の間に色々議論は闘すが、なんら具体的な成案は出来なかつた。議院を開設するにしても、それを何年後にするか、また憲法を制定するにしてもその運用において英独法の何れを基準とするか、それらの相談は全く纏まっていなかつた。当時英国法を研究していた矢野は、議院制度に関する意見書を大隈に幾篇となく書いたが、大隈はその一篇を自分の意見書として採用した。

大隈が英国風の議会開設に当たり苦慮したのが、三条有栖川岩倉の三大臣の処遇であつた。取り分け、大

隈は岩倉の処遇に細心の注意を払つた。矢野は意見書執筆に際し、大隈から先ず三条太政大臣、岩倉右府、有栖川左府宮の三大臣の腹を決めさせて置くのが第一の急務であるから、そのつもりで意見書を書いてくれと頼まれたとしている。矢野がこの意見書で最も熱心に主張した点は、終身官と政党官とを各別にした項で、太政大臣、左大臣、右大臣の三人を終身官にして全然党派の外に立てることであつた。大隈もこの考えに賛同し、英国の終身行政官の制度を上奏したのであつた。大隈は三大臣の賛成さえ得て置けばすべてうまくいくと考え、伊藤井上馨とは平常から意見を交え意見に相違ないと速断し上奏したとしている。<sup>66</sup>

矢野と並ぶ大隈側近の小野梓の意見は、大隈の意見書には反映されなかつた。小野は藩閥政治が永くわが国に隆盛するのは正道ではないとして、立憲政治を布く一手段として先ず政治機関運轉の原動力たる会計の検査を厳密にし、とかく乱用されがちな国家権力を制肘することが絶対不可欠であると伊藤と同じ主張をしていた。<sup>67</sup> 会計検査院は明治十三年二月に設立されたが、その厳正な運用を建白したのが大隈でなく伊藤であつたことに、大隈の建白の性格が暗示されていた。大隈の回想では、伊藤との国会開設の緩急の差は問題にならなかつたとしているが、伊藤は自分の建言が受け入れられなければ辞職の覚悟であつた。<sup>68</sup>

大隈は伊藤の意見を封じ込めるために、海軍の予算増額を要求する川村純義を取り込み、自らの権益を守ろうとした。明治十四年三月十九日、閣議は山田海軍卿、榎本農商務卿の人事を決定したが、四月二日、大隈が三条岩倉と会談すると、その翌々日の閣議で人事は覆され、川村海軍卿、河野敏鎌農商務卿、福岡孝弟文部卿、榎本フランス公使となつた。伊藤は川村海軍卿の復任に強く反対したが、箱館戦争で降伏した幕臣の榎本の海軍卿には、強く抵抗する勢力があつた。<sup>69</sup>

この時、大隈は河野敏鎌を農商務卿に就任させるため奇策を用いた。大隈は、文部卿の河野に俄かに修身教育に異を唱えさせ、それに反発する保守派から河野と嚶鳴社との関係を糾弾させ、河野を文部卿から農商務卿へと転出させる筋書きを立てた。この動きは榎本海軍卿排斥の動きとも連動し、見事に成功した。大隈は、文部卿の後釜に五箇条の御誓文を起草した福岡孝弟を就任させる事で、明治天皇の裁可を受けたのであった。

## 第二章 大隈建白の真相

### 第一節 大隈密奏と福沢諭吉

明治十四年の政変において、大隈の国会開設論は福沢諭吉から出されたものとみなされ、大隈は福沢との関係を糾弾された。事実、福沢は明治十四年三月十日、後に『時事小事』として出版される小論の一部を大隈のもとに届けている。

「別紙四通は兼て認置候小生の国会論中の一段に御座候。御一覽相願度。大抵御考と齟齬いたし候事は有之間敷哉に存候。尚御高評を乞ふ。」

翌十一日には、大隈は立憲政体に関する意見書提出を促す有栖川左大臣を訪れている。福沢との関係を糾弾された大隈は、今回の政変においては福沢との交際は井上馨の方が甚だしかったと次のように反論している。

「元来国会可開の建言は伊藤、井上等予に先だつて出すなり、又彼の福沢等の人に交際あるは何ぞ予をして独り答むる事あらん、井上馨氏の交際こそ予より甚だし。」

政変以前における福沢と大隈伊藤井上馨三人の関係を記したものに、政変直後の明治十四年十月十四日付の伊藤井上馨宛福沢書簡がある。福沢の書簡によると、明治十三年十二月初旬頃、福沢は中上川彦次郎を通じて井上馨から、政府に「公布日誌」発刊の企画あり、この新聞に関して相応しい人物がないので福沢に引き受けてほしいとの依頼があったとしている。十二月二十四、五日頃、福沢はこの一件のことで中上川の案内で大隈邸を訪れると、大隈邸には大隈のほか伊藤、井上両参議がいた。井上馨は「今の新聞なり演説なり唯民心を煽動して社会の安寧を妨るの具たるに過ぎず。去連は今の外国交際の困難なる此時節に当て内に牆に関して外に侮を受けるの不始末、誠に憂ふ可きに非ずや」と福沢に新聞発行を引き受けることを要請した。伊藤も井上馨と異口同舌で頗に返答を求めた。

福沢は「政府大体の主義を聞かざれば決すること能はず、今の政府の政体にて今の内閣を今のまゝに維持するが為に政府の真意の在る所を江湖に知らしめんとするの新聞紙なれば、仮令ひ其意の誠なるに拘はらず、

漫然たる人民の意に適せざること必然にして、却て無益ならん」と思い、明治十四年一月、新聞発行の件を謝絶せんと井上邸を訪れた。そこで福沢は、井上馨から政府に国会開設の意のあることを打ち明けられた。井上馨は、「今を以て考るに明治の初年に五条の御誓文ありしも決して偶然に非ず、即ち其時の勢を表出したるものにして、爾後今日に至るまで明治政府は会議の主義を以て成立し、先輩木戸大久保の諸氏が国のために尽したるも其旨は唯此一点に在るのみ。且余が宿説に於て薩長の藩閥は最も心に嫌しとせざる所にして、何時までも此閥を在す可きに非ず」とした。井上馨は如何なる政党が進出してても民心の多数を得るものへ政権を譲渡する覚悟を決めたことを福沢に語った。井上馨は政府のなかには鹿兒島参議のように国会開設に関して百年後、三十年後とする者もおおり、全然話にならない、今回のことは伊藤、大隈と謀り固く約束したものであると述べた。

三井の番頭こと井上馨の決意を聞いた福沢は、新聞発刊の仕事を承諾し、井上馨との雑談の様子を次のように書いている。「仮に国会開設後の有様を想像して、政党は斯く分るゝならん、其人物は誰れ彼れならん、若し其党が政党を得たらば誰れが外務卿たらん、彼れが内務卿たらん、若し然るときは井上君は即ち一時落路の人なるぞ、其時には君は一個の国会議員にして議場に罷出で、外国国際の事に付き前きの外務卿たる本員に於ては云々の見込などゝ述立る歟、扱々面白き事ならん」と兩人の対話は快談となつた。

井上馨は一月十七、八日頃、伊藤大隈と熱海で会談するのに先立ち福沢の家を訪れ、三人の結束の強さを示した。井上馨は「此節は鹿兒島連の説論に忙しく、既に大晦日の其日にも余は殆ど終日川村の宅に行て説法さ」と実に磊落寛大の口気であつた。

福沢は二月某日、熱海から帰京した大隈に内情を聞いたが、井上馨の説に異なる所はなかつた。「新聞発兌をもつて天下の駄民権論を圧倒し政府真成の美意を貫通せしめん」ことを決意していた福沢は、大隈に国会開設の方法と時期を問いただと「中々以て大事なれば明言し難し、今正に伊井二氏と相談中にして亦非常の尽力、鹿兒島参議へも頻に説得中なれば、漸次進むあるも退くなし、就て彼の新聞紙の一条も大凡そ政府論勢の方向を定めたる上に発表する方可然との」ことであつた。

三月には、大隈は福沢に国会開設に関し「中々不容易事なり、左れど幾年も待つ可きに非ず、固より其開門の日は期す可からざるも政府議定の日は必ずしも秋風の起るを待たざる可し」と語つた。四月に入り、福沢は伊藤を訪ね新聞の件を尋ねると、逆に伊藤にこれまでの事情と成り行きを問われ、その時の談勢はあたかも主客相反するがごときであつた。伊藤は後日福沢を訪ね、熊本旧藩士某氏の事を内談した。福沢はその後某氏こと井上毅と時勢を論じ、専ら「内安外競の主義」を語り、某氏が熊本へ帰県した後も今日に至るまで文通をし「互いに最初の主義」を変ずることがなかつたとしてゐる。五、六月頃、福沢は矢野文雄から大隈参議と伊藤参議の国会開設の奏議の事を「其旨大同小異」と耳語されたとしてゐる。

以上が明治十三年から十四年の政変に至るまでの福沢と大隈伊藤井上馨の関係を述べた福沢の書簡の内容である。福沢は井上馨を訪ね国会開設の時期を問うた際、井上馨が「先づ三年さ」と答えたことや、伊藤が「国会開設の前に元老院を改革して士族を云々」と言つたことを考え、大隈井上伊藤の間に「緩急の別」があることを感じていた。政変後、福沢は大隈と伊藤井上馨との政治上の交際が破れたことに関して、「神出鬼没は政治家の常態」としながらも、迷惑なことに福沢が大隈と通じて民間を教唆し国会開設論を唱える者

とみなされ、無稽の極に至っては土佐の立志社などを応援して顛覆を計るとする者まである。福沢は塾より出たものが新聞雑誌で過激なことを唱えた者もいるが、この輩の言行の責任を福沢に帰するのは無理があるのではないかとしている。福沢は、過般発兌の『時事小言』において自分の心事は今尚一月以来の伊藤井上馨と主義を同じくするものであり、浮説によって知己朋友が不利益を被るのは見るに忍びないと、福沢一派として上野外務大輔から辞表提出を命じられた外務省出仕津田純一の保護を伊藤井上馨に求めた。

大隈の言う通り、福沢との関係は井上馨のほうが甚だしかった。それを裏付ける人物に中上川彦次郎がいた。井上馨に福沢を引き合わせた中上川は、福沢の甥である。中上川はイギリス留学中、海外財政経済調査の名目でロンドンにあつた井上馨と明治九年に知り合いとなり、井上馨の家庭に親しく出入りするようになった。明治十一年七月、井上馨が参議兼工部卿に就任すると中上川も工部省に出仕し、井上馨が外務卿に転身すると中上川は明治十二年九月外務省公信局長に就任した。福沢と同居を同じくした中上川は、明治十三年末ごろから国会開設問題をめぐって、政府の井上馨伊藤大隈と在野の福沢等との調整役を務めた。中上川は福沢の新聞発行の経緯を山本彦一宛書簡で次のよう書いている。

「(前略) 抑も時事新報の成立と申は明治十三年伊藤井上大隈三氏より福沢先生へ一新聞紙を発行し呉れよとの依頼あり、小生も最初より其議に参し弥々実地に新聞紙を発行するの計画成らんとするに至り、三氏等も福沢に金を渡して大新聞を発行せしめ万一後日に至りて戈を倒にするが如き事ありては由々しき大事なりとて少し尻込み致しはじめたるより、福沢先生も甚だ遺憾に思ひ、好し彼等の力を借らず独立に一新聞を起すべしとて専ら其計画の折柄、大隈

参議御巡幸供奉留守中政治海の風波あり。」

中上川は新聞発行のみならず、明治十四年五月には交詢社の「私擬憲法案」の起草に係わり、小幡篤次郎、矢野文雄、馬場辰猪らとともに中心的なメンバーとして活躍している。明治十四年五月二十四日付の酒井良明宛中上川書簡には、「過日来小生等七八名打集り、私擬憲法案一冊起草、先日交詢雑誌に出し置申候御覽被下候事と奉存候。」と記してある。政変後の明治十四年十一月一日、井上毅が伊藤に小松原英太郎の話として「福沢之内密に参するは、小幡、中上川、矢野之三人に限る」との書簡を送っている事から、福沢は表立って私擬憲法案起草に関与する事を避けていた。

伊藤も福沢との関係があつた。伊藤は明治六年の政変直後、寺島宗則とともに政体取調の任を大久保利通から受けた。その際、大久保から「政体ニ関スル意見書」を手渡された伊藤は、政体取調の一員に福沢を加えるよう命じられている。旧薩摩藩士の寺島は、福沢とともに幕末の文久年間に竹内使節団の一員として渡欧していた。伊藤は政体取調の一員に福沢に加える事に関して、木戸孝允に明治六年十一月二十一日の書簡で次のように述べている。

「最初は私一人専任にて、諸学士其外実務熟達の士を選び、総轄衆議を尽し、選定仕候ては如何と申大久保氏杯の案も御座候處、兎ても其任に非ずと自承知仕候に付、寺島を重に担当為仕、先づ下組を致置候て、終には可なりの体裁出来可申乎否を見出し可申と奉存候。高論の如くとても充分なることは出来不申、人民の賢愚は暫く差置、役人の智

慧も人情世態に適するや否を見るに足り不申、実恐悚に不堪候。大久保氏の論に此取調には福沢論吉杯も組込候ては如何と申見込も御座候處、私は更に不同意無之、至極よろしく候得共、是等の人物は、組込候時は、必ず其人の識見と道理を以て論じ候事は、政府に於て不採用は、却て其人をして望を失せしむるの憂を生ずべき乎、制度上姑息論無之、真に實際に適し道理にも不悖丈の根法を取建可申一同のはまり込なればよろしかるべきと存候。御高案如何、何事も寺島と熟議仕候上又御高案に付ても御返答可申上様可仕候。」

福沢を政体取調委員に登用する事に賛成した伊藤は、木戸に福沢らの失望を招くような姑息な制度改革を致さぬよう進言したが、福沢の政体取調委員就任は、岩倉使節団帰国後保守化した木戸が学者の見解は実際と齟齬をする事が少なくないと実現しなかつた。木戸は明治六年九月の憲法に関する意見書で「人民各権利あり負責あり権利を張て天賦の自由を保ち負責を任して一國の公事に供する。」<sup>12</sup> こととしていたが、文明の未熟な日本は独逸風憲法による漸進主義を採るよう上奏した。

福沢は当初から在野民権論者と異なり、ある意味で明治政府のよき理解者であつた。そのことは西南戦争後、事件の首謀者である西郷隆盛を弁護した『丁丑公論』に見られる。福沢は西郷の心事を政府を転覆させる事ではなく、現政府から数名の大臣を斥け数十百の小吏を放逐する事にあつたとしてゐる。西郷が封建世祿の旧套に恋々たる者でなかつた事は、主人たる島津家を奉じて將軍にしなかつた事からも明らかである。西郷は士族の氣風を愛したが、それは決して自由改進黨を嫌うものではなく、真に文明の精神を慕つたからであるとした<sup>13</sup>。福沢は西郷が愛した薩人古来の質朴率直とした氣風を、徳川太平二百五十余年にあつて天

下一般の弊風に流れず、その精神に「一種貴重元素を有する者」と称した<sup>14</sup>。

しかし現在の薩摩士族には、政府官吏のように都下の悪習に倣い、奢侈を極める者がいる一方、西南の役の挙動において純然たる封建士族の風が存して居り、福沢は西郷の心事を了解したものは言えないとした。政府の要人も、三、四年前から薩摩の不穏な動きに対して、西郷ある間は安心なりと言わぬ者がなかつた。福沢は西郷独りに依頼して平穩を保つは、一家の主人が細君の貞節を頼みに自らの淫奔を恣にするようなものだと揶揄した<sup>15</sup>。その上で、福沢は政治の中央集權化に伴い、政府布告や地方官指図など地方事務の煩雜さが増す中、有志の士民が心身の働きを伸ばす地位を見いだす事が出来ない事情を考慮しながらも、私学校の少年輩を誘掖できなかつた西郷を嘆いた<sup>16</sup>。西郷に学問があり社会の進歩の大勢を理解していれば、福沢は次の事態が起こり得たとした。

「その力を地方の一偏に用い、政權をば明に政府に帰してその行政に便利を与え、特り地方の治權を取てこれを地方の人民に分与し、深く腕力を蔵めて引て放たず、劍戟の鋒を變じて議論の鋒と爲し、文を修め智を磨き、工を勤め業を励まし、隠然たる独立の勢力を養生して他の魁を爲し、而る後に彼民選議院をも設け、立憲政体をも作り、以て全日本國の面目を一新するの大目的を定めしめなば、天下未曾聞の美事と称すべきなり。」<sup>17</sup>

福沢の国会開設論は、かなりの樂觀論であつた。廢藩以来士族は国事に関する地位を失い、その無聊の有様は他の方向に誘導するのだけければ、鬱積破裂するのも当然だとする福沢は、政府は世上に民會論がある

のを利用し、機を失うことなく天下の広議輿論とみなして採用すれば、無聊の士族もその力を伸ばす地位を得て心事の機を転ずることになるとした。福沢は、政略の巧はこの辺にあり、更に学者新聞記者等、世上に名望ある有力な者を政府の味方にし、その言論著作を自由にし論鋒を頑迷士族に向け誘掖すべきだと主張した。<sup>110</sup>

福沢は士族のみならず華族の啓発にも努めた。明治十四年三月十日、その一部が脱稿を待たずに大隈のもとに届けられた『時事小事』は、岩倉ら国会開設に消極的な者を啓発するために筆執されたものであった。福沢は『時事小事』に、「今の政府を挙て民権者中の一部分と認め、政府をして自から之を開かしむる。」<sup>111</sup>ものと書き、その第二編「政権之事附国会論」において、「国会の開設は政体（コンスチテューション又ガールメンタル・ユルガニゼーション）の变革にして、政務（アドミニストレーション又ガールメンタル・ミジュール）の变革に非ず。」と強調した。

国会開設論において、国体の变革とは国家意志の主体が君主から国民に移る事を意味するものであった。当時、明治天皇は何よりも国体の变革を望まれていたが、岩倉を含む保守派は、国会開設に伴う国体の变革に否定的な態度を取った。それでは何故、福沢は岩倉に国会の開設が政体の变革であつて政務の变革ではないと説いたのであろうか。岩倉使節団において正使として大久保木戸伊藤らと共に西洋諸国を視察した岩倉は、近代の国民国家においては国会開設は必然的であることを認識しており、福沢も国会開設問題は岩倉使節団の共通認識であつた事を熟知していた。表向き政体の变革に異議を唱えた岩倉が懸念した事は、国会開設に伴う行政制度の变革であつた。故に福沢は行政制度の变革で既得権益を失う事を恐れた岩倉に対し、『時

事小事』第二編「政権之事附国会論」において、国会の開設が政体の变革であつて政務の变革ではない事を説いたのであつた。福沢は独裁の政体と立憲の政体に関し、独裁の政体とは君主の独裁を以て政務を制裁するものとし、立憲の政体とは憲法を作り、この国の主人は何人にして、この国民は何人の臣民で、臣民は国に対して何等の義務があり、行政の権は何人に帰し、議政の権は何人に帰し、その人物の選定方法など、国民の政治に関係する権限を規則で定めた政体であるとした。これに対して、政務とは政府の事務のことで、議政行政等の人物が定まつた上でその人物の所見に従い、政府財政、租税法、兵制、外国交際云々の實際の事務処分のことであるとした。<sup>112</sup>。福沢は岩倉使節団帰国後の大久保の「政体二関スル意見書」を念頭に置いて「内安外競」を説いた。

「早く政体を改革して立憲国会の政府と為し、三藩とも云はず薩長とも云はず、唯、衆庶の望を属する人物を撰挙して、之を国事を托し、日本国の国事を日本国人の手に執り、人を用るに、地理に由らずして主張と才徳とに由り、其才徳乏しければ人望愛に去らん、其主義相異なれば政党これに由て相分れん、政党愛に分るれば、上は天皇陛下を戴き、下は三千余万の人民に対して、公明正大、白昼に前後を争ひ、其一進一退は兵器に拠らず、腕力を藉らず、唯天下人心の向背に任ずるのみにして、恰も争ふて戦はず、競ふて乱れざるものなれば、競争活澁の間に安寧の大義を存す可し。

政体一変、以て国を泰山の安に置いて、帝室を無窮に伝へ、其事情期せずして自から英吉利の風に効ひ、東洋新に一大英国を出現して、世界万国と富強の鋒を争ひ、他をして三舎を譲らしむるの愉快を見ること遠きにあらず。之を一

個人にすれば真に丈夫の事なり、之を一國にすれば真に独立國の事なり。」

明治十四年四月、伊藤は福沢が大隈の意見書上奏に関与したのではないかとの不信を抱き、福沢を問い質したが、勿論、福沢からそのような大事に関与したとの言葉を聞き出すには至らなかつた。政変後も、福沢は大隈との関係を糾弾されたが、伊藤井上馨に宛てた書簡で「内安外競」の主義を変えることがなかつたと自らの立場を主張した。岩倉も明治十五年七月八日、伊藤に次のような書簡を送っている。

「六月下旬に至り福沢論言面会を乞ふ、長談半日に及ぶ。数ヶ条有りと雖とも要点官民調和を第一とす。」

伊藤は政変後の明治十四年十二月十二日井上馨に書簡を送り、大隈はまだ福沢に建白のことを発語していないと思うが、このことが大隈の口から漏洩しないよう井上馨から話をしてくれるよう依頼している。福沢は大隈が上奏した意見書には直接関与することはなかつたが、福沢が『時事小事』において、国会開設が政体の変革であつて政務の変革ではないと強調した事は、大隈が明治十四年三月の意見書で三大臣を終身行政官とするよう上奏した事と軌を一にするもので、岩倉を念頭に入れたものであつた。

## 第二節 大隈密奏と三大臣

徳富猪一郎の『公爵山県有朋伝』では、大隈の意見書提出の経緯を次のように述べている。有栖川左大臣に意見書の提出を促された大隈は、「臣は各参議が御前に召さるゝの時に於て、親しく上言する所あらん」と意見書の提出を避けた。そこで有栖川宮は、ある夜密かに大隈を引見して意見を聞いた。大隈は国会開設の民間輿論の隆盛の対処策として、長薩の勢力を排斥し明治十六年を期して国会を開設し、政府要路者の数名を黜け新たに民間の俊才を政府に網羅することを述べたと述べている。大隈自身この経緯を次の様に述べている。

「時に左府公予に問ふに国会開設の如何を以てす、予答ふるに定理を以てす、其大旨に云く、君主専制は最も宜かるべし、然れども臣を以て之を考れば到底行るべからざるなり、如何となれば百官統轄の大臣なし、然るときは早く国会を開き立憲政体にするに如すと、因て八ヶ条の見込を立て左府公に語りたり、左府公云く、口頭忘れ易し、書して以て予に出すべしと。予答て云ふ、書して上るは迷惑なり、然りと雖も極々機密にして洩し玉はずば書して以て奉らん。左府公云く、必ずしも人に告げずと、この故に予書して之を奉る、然るに左府公は三条公に見せ、三条公は右府公に見せたり。」

大隈の説明でも、上奏に関して有栖川宮が強く後押しした事を述べているが、大隈は当初、有栖川宮の働き掛けを拒絶している。大隈の回想では、有栖川宮に国会開設の如何を問われて、「君主専制は最も宜かるべし」と答えている。これは、西南戦争及び竹橋事件時に陸軍に近かつた有栖川宮に対して、大隈が方便とし



て答えたもので、当時、近衛兵を中心とした陸軍内部には、大蔵省と癒着した薩長藩閥政府への反発があったからである。大隈は直に明治天皇に謁見した際に意見を奏上しようとしたが、有栖川左大臣のたつての要望で、ある夜、意見書の内容を打ち明けたとしている。<sup>27)</sup>

これに対して、大隈意見書上奏の顛末を岩倉は、日記に以下のように記している。

「上大隈の建言なきを以て左府公をして是を促さしむ大隈辞して曰く私は口頭を以て言上仕りたし書面にては真意貫徹しがたし且世上へ漏伝の恐れあり云々・(略)・上再三左府公に命し是非書取にて可差出との御内諭あり於是大隈建言書を差上げたり十四年三月大隈左府公に申出るに殿下の外は御同列にても此建言書御示し被下問敷と堅く申出たり……。」

岩倉の日記からは、明治天皇が有栖川左大臣を通して大隈に意見書の提出を迫ったことが窺える。岩倉は有栖川を説得しようとしたが、解決に至らず、大隈に意見書の提出を促すことを決意した。岩倉は三月二十七日伊藤に次の書簡を送っている。

「既に此程井上見込も段々申入候次第、何分此儘に而は不相濟、今日か明朝は大隈え催足<sup>(尾)</sup>之心得に候……。」

三月三十日伊藤と内談をした岩倉は、大隈がまだ意見書のことを伊藤に相談していない事を知ると、翌三

十一日大隈に内談を申し入れた。

「内密一筆申入候昨日は午後四時より伊藤入来数時間内談種々之談に涉候得共今日之儘に而は所詮不可保との見込に而之就而は貴卿意見書之事未だ御咄し無之候は、幸其前得と御内談申度存候事に候条不取敢一筆申入候……。」

明治十四年三月三十一日、大隈の立憲政治に関する意見書は有栖川宮を通じて上奏されたが、その際、大隈は有栖川宮に極々機密にすることを条件とした。所が大隈の意見書が意外な急進論であることに驚いた有栖川宮は、大隈の意見書を三条に見せると、今度は三条が岩倉に大隈の意見書を見せた。この時の上奏の事を寺島宗則は、「明治十五年の国会開設の事を建白せしは有栖川宮の内諭にして三条岩倉も承知の上に進達せし……」ものと回想している。

明治天皇の急進論は、保守旧主派の動揺を誘った。参議兼元老院議長大木喬任は五月、保守派の総意を代表して、立憲政体に関する議を上奏した。大木は、国憲の基礎を外国に求めることは建国の基礎を改造することになり、日本の伝統的国体に反するとした。

「明治八年 陛下立憲政体の詔を下す是に於て書生輩多く 陛下の意を悟らす其心に以為へらく我邦不文法とるに足らず古義古典は未開の怪説のみと遂に 皇邦国礎の在る所を思はず乃ち英を引き仏を援き独を証し米を照し我政体を以て悉く彼に摸倣せんと欲す……(略)……臣愚窃かに以為へらく維新庶政の更革美を欧米に採る法制文物多く之に倣

ふ遂に天下の人心をして誤謬此に至らしむる也夫れ 陛下意を鋭し以て万国と驅馳せんと欲す宜しく美を海外に採り日に新たに又日に新たなるへし然とも明治八年の詔は陛下豈漸次に 皇邦固有の国体を棄て而して漸次に欧米立国の旨に倣ふの意ならんや元老院を置くは立法の源を広る也大審院を設くるは法律の力を固くする也人文漸く開くるを俟て而して民と規章を守らんと欲するは仁愛の至り也其形外邦に倣ふか如き者有りとも雖も是葑を採り非を採るの事に過ぎざるのみ豈に国礎の在る所を挙て而して悉く彼に倣はんや・(略)・律令の大宝に備り格式の延喜に詳かなる是皆漢土に徴して其美を採る所に出ると雖も国礎の在る所固り依然たるなり故に智識を四海に求るは 先皇の遺制にして而して 陛下神明に対し誓ふ所の者なり然れとも 皇邦固有の国体を棄て而して改め造るは 陛下仮令焉に意有るも何を以て 列聖 聖皇に対せんや而して臣実に 陛下焉に意無きを知るなり。」

文化論を背景とした保守派の主張は、明治天皇の意向と矛盾を来した。保守派は英国風の国会を開設しようとする明治天皇に対し、国憲の基礎を外国に求めると嗜めるも、かと言って保守派が志向する君主專制政治も我が国の伝統に反するものであった。大木は建白書において、天皇自らが漢土帝王の專制を心配し我が国の国体を妨げることのないよう国体審定の局を設け、邦家の鴻基を定めるよう上奏するのが精一杯であった。

このような状況にあつて、明治天皇は三大臣では参議の意見を統一することができないと、有栖川左大臣陪侍の下に参議を各々御座所に召し、各参議に意見を上奏させることにした。先ず山県が意見を上奏することが決定されたが、明治天皇はなかなか山県を召そうとされなかった。明治天皇は、山県の北陸・山陰地方の巡視の日が迫つた六月四日、山県を召して意見を上奏させたが、以後参議のお召しはなかった。

暫く参議の上奏に応じなかつた明治天皇は、六月二十二日伊藤を召して意見を上奏させた。伊藤は三条に大限の意見書の開示を迫っていたが、実現しなかつた。大限の意見書の内容を知らない伊藤は、昨年十二月に提出した自分の意見書の内容を上奏し、今日の情勢から国会開設の必要性を述べた。伊藤は奏聞の経緯を、六月二十二日付の岩倉宛書簡で次のように述べている。

「今日は兼而御内話相伺居候如く政体云々に付御諮詢被為在との御沙汰に付拝謁之上昨年建言之大略より今日之時勢上に付愚見及奏上置候詳細は拜鳳之上可申上候。」

この時、矢野文雄が福沢に伊藤参議の奏議は大限参議と「其旨大同小異」という報告しているように、伊藤も、英国風議會開設そのものには異議はなかつた。三大臣のうち三条と有栖川も大限の建議を承認しており、英国風議會開設は廟堂上層部では既成事実化していた。故に明治十四年の政変において、国会開設の勅諭が下されても、何ら不思議な事ではなかつた。

これに対して、岩倉は大限が意見書の内容を相談しなかつた伊藤を使って、局面を打開しようとした。六月二十日三条との会談を途中で退出した岩倉は、翌日三条に書簡を送り、大限建議に関する有栖川左大臣の会談申し入れを断つた。岩倉はこの書簡で、「万端極内伊藤之御内談の上。」取り決めるとした。岩倉は伊藤との会談に先立ち、大限と相会し、次のように述べた。

「嚮に熾仁親王は三条と予とに限り、密に足下の建議を示したが、予之を読むに、十五年末に議員を選挙し、十六年首を以て国会を開かんとするが如し。予は其の準備の未だ完整せざらんことを恐るゝものである。」

明治十五年に選挙を行い、翌十六年に国会を開設せんとする大隈に対し、岩倉が準備不足だと懸念を示すと、大隈は次のように答えた。

「今日は時機が已に目睫の間に逼つてゐる。到底姑息の手段を以て之を維持することは困難だ。譬へば茲に人がある。園林を觀んとして、門前に齎集する際に於て、依然として其の半扉を開かば、相争て闖入し、其の狼藉言ふべからざるの光景を演出するであらう。」

早期に国会開設した方が混乱が少ないとする大隈に、更に岩倉が「足下の見と伊藤の見とは異同なきや否や」と問うと、大隈は「唯だ小異あるのみ」と答えた。

数日後、岩倉は三条を訪い、大隈との問答の大略を述べた。岩倉は、大隈の建議を伊藤に示しその異同を問うことを再度提案し、大隈の建白書の是非を伊藤の判断に委ねた。三条も岩倉の提案を受け入れ、大隈の意見を御前より請下し、六月二十七日伊藤に示した。

大隈の意見書を見た伊藤は、以前伊藤の建議を大隈に示した時、大隈は主義を同じくする旨を答えたのに、俄かに急進的な意見を上言した大隈の意図を理解できなかった。やがて事情を解した伊藤は、七月一日三条

に書簡を送った。

「今日廟堂の模様より大隈の建白等の事に到候ては、乍恐 聖上陛下三大臣公各位の御定論は、如何の点に被為注候歟。根本御確定の廟議無之、或は取調又は衆論を被為聞召候とか、紛々たる形勢にて曠日彌久に被為涉候時は、不可回の機に立到候事、所不容疑に御座候。乍恐大臣諸公に於ても、御憂慮而已にて、更に御定算無之被為過候内、世上の人心は忽ち沸湧不可制事に立到候は眼前に有之申候。甚邪推々問布候へ共、大隈の建白は、恐らくは其出處同氏一己の考案には有之間布様孤疑仕候。唯今の形勢なれば、甚恐縮の至に御座候へ共、博文は当官御放免奉願候外無御座候。実に不堪杞憂之至。」

大隈の建白に関して、明治天皇の関与を察した伊藤は、もし事態が大隈の建議通り強行されれば、甚だ恐縮の至りであるが、免官を被りたいと三条に申し出た。

七月二日、伊藤は岩倉に書簡を送り、職を辞すること伝え、参朝しなくなつた。伊藤はその書簡で、大隈の意外の急進論に「とても魯鈍の博文輩驥尾に随従候事は出来不申」と述べ、「乍恐 聖上陛下及び三大臣諸公に於ても、衆論百出の中に立、唯々御心配而已にて確乎不拔の御定算無之は、国家は御維持無覚束」とした。伊藤自身、国会の開設の必要性は十分認識していたが、会計検査体制の不備な大隈の国会開設論では、到底国家の維持など覚束無いものであった。

七月三日、伊藤の訪問を受けた岩倉は、大隈の建言は不同意であるが、伊藤が辞表を提出するとなると不

都合が生ずるので、辞表提出を暫く見合わせるよう要請した。翌四日朝、大隈を訪れた岩倉は、大隈との会談模様を伊藤に書簡で伝えた。岩倉は、大隈の建議は有栖川の所望であり、大隈には私心はなく遺憾に思っており、速やかに大隈が伊藤を訪れすべてを話すこととなったと伝えた。岩倉は、この書簡で「一件書左府公所望に成立候もの由、小生も始而承り候事。」と書き、大隈の上奏を承知していなかったように振る舞った。

大隈は七月四日伊藤宅を訪れ、「実に今般の事は粗暴の次第、何共申訳無之」と低姿勢で謝った。伊藤は大隈に大久保が暗殺された際、「僕力微にして、今日先途の目的に苦しむ、君大に盡力せよ、僕驥尾に附いて、供に斃るゝ迄盡力せん」と誓ったのに、建白の趣旨の当否是非は暫く置き、かくのごとき大事件を奏聞するに当たって一言の相談もなかった事を責めた。この日、岩倉は伊藤に宛てて「別冊私擬憲法案及び福沢国会論一紙等先刻御文通之砌返上失念候。」と書き送り、交詢社の私擬憲法案と福沢の国会論が上奏された事を仄めかした。

翌日五日出仕した伊藤は、大隈を保守派の言葉をもって次のように批判した。大隈の意見書は諸省卿から君側の官まで民選にするもので、全く君権を人民に抛棄する精神である。伊藤は七百年の武家政権から政権を掌握するに当たり、天下の有志が死をもって達成したのも聖徳に万民が心服したものであり、僅か十四年にして聖上の権力を人民に棄てるのは忍びない。自分も順次国会を起し明治八年の聖詔を遵奉することは異議はないが、それは帝王の権威を確固たるものにし、その後に行うことであるとした。

この時、大隈を「今日君担当して天下の事を任せよ」と突き放した伊藤の不満は、大隈が十四年間政府の

事情を百も承知しておりながら、有栖川左大臣の密奏によつて直ちに大事を行った事にあつた。伊藤が「如此大事件は、内閣一同異議なしとて、尚不安心なる事なり」と大隈に言つたのも、有司専制と言われる政府内部においても維新以来十四年間、外交問題は言うまでもなく、税制予算などの内政問題においても大臣参議の間で軋轢対立が生じたことは、大隈が一番よく知る所であつた。伊藤が大隈に「福沢如き者の代理を勤むる、尤も可笑し」と意味深長な言い回しで大隈に苦言を呈すると、大隈は「決して被行候との見込にてはなし」と弁解した。

このように岩倉の執拗な抵抗で、国会開設問題は混乱した。岩倉は有馬温泉へ病氣療養を願ひ出る一方、七月五日書簡で三条有栖川の両大臣に憲法制定の件で「篤く御取調の上、御奏上有之度候」と申し述べ、憲法起草の手続きを次の三つのなかから決定することを迫つた。

「甲、公然憲法取調委員を被設事。

乙、宮内省中に中書局又は内記局を被設 大臣中一人其總裁被命、内密憲法を起草し、成案之上内閣之議に付する事。

丙、極密に大臣参議一兩名蒙聖勅憲法起草し、成案之後聖上より内閣之議に御下付可有之事。」

甲は明治天皇及び三条の、乙は有栖川の、丙は岩倉の構想である。

自らの主導のもと憲法起草を行いたい岩倉は、伊藤を取り込むため、明治十四年六月に「欽定憲法考」を

執筆させた太政官大書記官の井上毅を伊藤の説得に当たらせた。井上毅は七月二日、伊藤に憲法起草を懲憑する書簡を送り、三大臣の中には憲法取り調べの大任を担う人がいないとして、伊藤自らこの大任を担うことを要請した。この書簡で井上毅は、岩倉と事を共にすることする事を好まなかった伊藤に、もしこれが出来ないならば、密かに一部の私擬憲法を草創し上奏することを提案した。憲法起草の大業が他人の掌中に落ちたならば頼むところがなしとした井上毅は、「右大臣家より参議中両三員取調掛と為す云々下問有之候節は、小生は右不可然と上答可仕候。其意は不費多言」とした。

明治天皇の民約憲法に対して欽定憲法で対抗しようとした岩倉は、井上毅に「欽定憲法考」を執筆させたが、井上毅が提出した「欽定憲法考」は岩倉の意図に添うものではなかった。代議士の審議を経ないで国君の詔勅をもって憲法を發布しようとした岩倉の見解に、井上毅は異を唱えた。井上毅は、立憲政体の憲法を頒布する二つの形式として、国君の詔勅の体裁を用いるものと、立憲代議士名で公布するか或いは国君と代議士と合同で公布するものがあるとし、岩倉が岩倉使節団欧州滞在中に傾倒したフランス人ブロックの学説を引用して、欽定憲法であっても特別な代議士を招集してこれを議定し公布するものであると述べた。

「凡そ立憲国にて憲法を制定するには其公布式の欽定憲法たる与否とに拘はらず大抵特別に立憲代議士を招集して之を議定せしめ然後に公布したり然に近来政治学者の論に従へば憲法も亦一の法律なるを以て通常の代議士をして之を議定せしめ特別な立憲代議士を招集するを要せざるへしと云ふ（仏国学士ブロック氏の如し）但し憲法を創立して之を代議士の議に付せざるものは其例甚た少なし。」

七月六日、岩倉は病氣療養のため京都に旅立つが、依然として伊藤は出仕しなかった。『公爵山県有朋伝』は、この間の事情を岩倉が大隈を招き伊藤と面晤して意思の疎通をはかることを論じたので、大隈は伊藤を訪問し終に建議の撤回に至り、以後二人の意思は一旦氷釈したようであったとしている。しかし、伊藤が出仕を始めるのは、岩倉が京都に旅立ったあとの七月八日の有栖川の訪問を受けてからである。時局の紛糾を恐れた伊藤は、従来の行き掛かりを一掃し、この日から出仕したのであった。伊藤との意思疎通を優先させた三条と有栖川は、有馬温泉滞在中の岩倉に七月十二日書簡を送り、伊藤出仕の事情を次のように報告した。

「御発足の際、御配意相成候伊藤参議の儀大隈氏の間熟談相整、伊藤参議にも八日より出勤相成、先以平和に帰し候段、至幸の儀に有之候。」

この時の伊藤の考えは、七月十二日の伊藤宛井上毅の書簡から窺われる。井上毅は伊藤に、英国風の無命有実の民主制を排し普魯西風の君主政を維持することを説き、伊藤に政府の前途を定める方策の選択を求めた。その一つは、英国風の憲法を行うならば、四、五年後政党の大団結が成されるのを待っても遅くはないとするもので、もう一つは、普魯西風の憲法を行うならば、今日でも早くないとするものである。前者が伊藤の立場で、後者は井上毅の立場である。伊藤は井上毅に同日、書簡で返事を送っている。

「小生に於ては心中に断定し、多言を不俟事に御座候。唯遅速の事に至て、徐々諸公と熟議廟算を定めざるを得事に御座候。」

伊藤は大隈とは国会開設の時期に関して緩急の違いはあったものの、英国風議会開設そのものに異論はなかった。しかし、伊藤の宿論は、開拓使官有物払下げ問題が再浮上すると、思わぬ展開を見せることになる。

### 第三章 開拓使官有物払下げ問題

#### 第一節 払下げ問題における大隈と岩倉

明治十四年七月二十六日、『東京横浜毎日新聞』は次の「関西貿易商会の近状」と題する記事を掲載し、開拓使問題の先駆けをなした。

「吾人は、先きに此商會が、政府より五百萬円の資金を借用せんと企つるの報を得たるが故に、直ちに之を毎日新聞に掲げ、政府は五百萬円を貸与す可からず、又此商會を真正に日本貿易の衰運を挽回せんとする者ならば、政府の貸下金に依頼すべからざる旨を弁したりしに、近日此商會の挙動に就て、続々吾人に報道する者あり。・・(略)・・」

其報道に曰く『関西貿易商會は、先きに五百萬円の資金を政府より借用し、大坂に於て一大商會を立んことを計りたれども、其意を達する能はず。之れに依り、此商會中に重立たる諸氏は、意を専ら北海道に傾け、開拓使と約して北海道の物産を一手に引き受け、凡そ北海道の物産と稱する者は、此商會の手を経るにあらざれば、決して北海道外に輸出せしめざるの仕組なり。・・(略)・・」

抑々、開拓使は関西貿易商會と約し、北海道の物産を挙げて、此商會の一手に般入せしむることを得るの權ある者なる歟。余輩の考を以て見れば、開拓使は決して斯る約束を取結ぶの權なき者と、考定せざる可からず。夫れ明治十四年は、開拓使御委任満期の年なり。今開拓使が貿易商會と契約を為すと為せば、是れ明治十五年後に実行するの契約ならん去れば契約を取結ぶの日は、御委任年限中に在りとするも、之を實行するは年限満期の後とす、斯る契約は、一人を利して万人を不利する者なれば、御委任年限中と雖ども社会輿論の許さざる所なるに、御委任將に尽んとするに臨み、斯る契約を為す歟、日本社会は開拓使の權限外の契約を為したる者なり、開拓使は御委任の名義を口実として、北海道に第二の東印度会社を立て、之れに壟斷の利を与へたる者なり、と云ふも知る可からず。」

開拓使官有物払下げ報道の先駆けをなしたとされる『東京横浜毎日新聞』の記事は、払下げられる官有物そのものの報道ではなく、五代の関西貿易商會と開拓使との間で密約された北海道物産の独占販売を批判するものであった。この北海道物産販売權は、五代が手を尽くして獲得しようとしたが、開拓長官である黒田によって阻まれた案件であった。

明治十四年の政變の通常の説明として、開拓長官黒田清隆と関西貿易商會の五代友厚が薩摩出身の同郷人

であることから、開拓使官有物払下げに反対した肥前出身の大隈重信を薩長が一体となって追放したものとされている。しかし、関西貿易商会との関係は黒田より大隈の方が遙かに深かった。明治十三年十一月五日の大隈宛五代友厚書簡では、関西貿易商会設立に関して、五代は大隈に次のように報告をしている。

「貿易会社設立云々の儀、去月廿八日佐野卿より内論は前回相達候付、一昨三日、金権名望を有する式拾名を選舉、一会を開キ及示談候處、何れも同意、早速盟約出来申候間、是又御放念被下度。實際着手の目的に候故、本月下旬出京の上、猶御賢考可奉候候。」

五代の関西貿易商会設立の出発点は、岩倉の明治十三年八月の財政に関する建議にあつた。岩倉はこの建議のなかで「海外直貿易を興し紙幣五百万円を其資本に供すべき事。」を提案し、貿易振興によつて正貨減少を食い止めようとした。また岩倉は明治十三年八月閣議に「地租米納論」を提出するが、その発案者は五代であつた。五代は正貨流出の原因を貿易輸出入の不均衡によるもので、この不均衡を是正するには、商工業を盛んにして輸出品の増額を促すのが根本であるとした。しかし、地租改正金納と米価高騰により生じた農民の富裕化及びそれに伴う奢侈品の輸入の増大は商工業の發展を上回る速さであり、産業の振興は現時点の緊急策としては不適當であるとした。五代は保護税は不平等条約から行うことが出来ない以上、農民の富裕化を抑制する手段としては、地租の五分の一を現米で徴収するしかないとした。五代は貿易の不均衡を是正しない限り、外債募集による不換紙幣償却も効果がないと大隈の政策を次のように批判した。

「全く不交換紙幣の爲に、我財政は今日の困難を醸成せしものとせば、此に実貨六七千万円を準備して紙幣の交換を始むべし。然らば紙幣の相場は忽ち実貨と平準して、一時財政の困難を免かるゝものゝ如しと雖も、到底輸出入の権衡を失し、輸出の輸入に及ばざるもの、年々六百万円と見るときは、十ヶ年にして右の実貨は尽く海外に耗出して、再び紙幣の価格は地に落ち、又如何ともする能はざるに至らん。」

明治十三年半ば大隈と五代は、不換紙幣の償却方法を巡つて対立していたが、その対立はあくまでも政策上のものであつた。大隈の外債募集も岩倉五代の地租米納論も明治天皇の裁定によつて政策として不採用になると、不換紙幣償却の現実的な方法として、政府所有の官営工場の払下げによる資金の捻出と貿易振興による外貨獲得策しかなかった。

大隈は明治十三年五月建議書を提出し、内務工部両省所管の十四ヶ所の工場の払下げの方針を打ち出した。大隈は、営業資本の実納や興業費年賦返還などによつて得られる総計二百八十万千六百三十円四錢と洋銀千三百七十六弗七セントを国債償還の準備金とした。大隈はこの建言で、工場払下げの内規を作成する理由を次の様に述べている。

「勸誘模範の工場を漸次人民に払下ぐることを冀望すと雖とも払下げ約条の標準を規定せず単に該官の行政処分を委ね区々の情願に任せて其条約を取結ぶを得べきものとせば自然囑託先入の情誼に誘惑せられ時に充分公当の処置を施し難きを保せず蓋し従前の慣例に於て世間に広告して衆人の競争を醸して其宜きを撰むの方なきを以てなり然して其弊害の及ぶ所産に政府の財産を侵食欠減するに至る宜しく一定の標準を示して此弊害を予防すべきなり。」

大隈は官有物の払下げを行政処分で行った場合、官吏の情実が入り公正さを欠くとして競売にすることを述べている。その際、低価格で落札される弊害を防止するため一定の基準を設けるとした。明治十三年五月建議書提出時点で払下げの対象とならなかった開拓使官有物も、明治十三年十一月五日太政官の工場払下げ概則で規則に準拠し漸次払下げ処分を行うこととなった。しかし、三週間経っても開拓使所有の工場を購買しようとする者は現れなかった。『東京日日新聞』は、その原因を「政府の工場払下方針齟齬」と題して、政府の事業は二、三を除けば多大の資本を投入したにも拘わらず、利益がないと衆人がみているためではないかと報じた。事実、開拓使の明治十三年度の払下げ物件の営業収支は、ネト・ロフ・ラジ扱捉臘虎狼所だけが黒字で、その他は赤字であった。開拓使官有物は資産価値とは別に、事業の経営を考えると採算の合わない物件が大半であった。そこで政府は、五代友厚を開拓使廃止に伴う官有物払下げの受け皿としようとした。

政府首脳から五代に開拓使官有物払下げの話が持ち掛けられたのは、明治十四年一月三十日熱海温泉古屋旅館で開かれた会合の時であった。この会合のお膳立てをした井上馨は、一月十三日熱海を訪れ大隈伊藤と立憲政体に関する意見を交わした後、再び東京に戻り五代への工作を始めた。一月二十四日、井上馨は鈴木秘書を五代のもとに遣わせた。鈴木は五代に、「幸い三十日には黒田清隆も出てくるから貴公もぶらりとやつてきてはどうか。かねて貴公から頼まれている件については大隈、伊藤に内々頼んである。」と誘い、薩摩出身で農商務省大書記官の前田正名と同伴し熱海に来るよう説いた。

会合には井上馨、大隈、伊藤、山県、黒田の参議の外に五代、前田等が同席した。会談の内容は開拓使の廃止であった。開拓使継続を主張する黒田は、開拓長官を辞職する気がないと譲らなかつた。黒田が尚も対

ロシア防衛の拠点として開拓使継続が必要であると主張すると、大隈は財政難の折、北海道に注ぎ込むより国内産業及び教育に投資すべきと論じた。すると五代が「国家の財政が北海道開拓を不可能とするならば、北海道の官物をみんな民間会社に払い下げて民間で開発させてはどうです」という話をした。<sup>12</sup>黒田が「五代どん、いつたい幾らで北海道の官有物を払下げる気か、明治二年開拓使庁が設立されてから、今日まで政府がつぎこんだ国費は一千二百万円になつている。それにいま開拓使庁で経営しているサケ・マス缶詰製造所、ビール醸造所、ブドウ酒醸造所、ラッコ猟場、牧場、農場、桑園、養蚕所、倉庫、船舶などは、相当の利益をあげているのだが。」と言うと、五代は「とかく黒田どんと大隈どんは、大風呂敷をひろげたがるクセがあるから、いちど現地を視察した上でなくちや値ぶみは出来ない。のう前田どん」と振ると、小さくかしこまっていた前田が「失礼ながら、私の経験によりますと、政府でもてあました仕事も民間でやれば、存外うまくゆくものです。・・ともかくお役人の仕事というものは月給さえもらえばいいということ、おざなりになりがちですが、民間事業者は利益をあげなくちやなりませんから真剣になるものです。ただいま諸閣下から北海道の官有物払下げについていろいろの論議がりましたが、私の考えではむしろこのさい民間に払下げて、国富の増進をはかられた方が得策だと存じます。五代先生は鉱山、製藍、外国貿易などを経営され、行くところとして可ならざるなしという手腕と熱情をもつておられますから必ず黒田閣下の目標とされている点に到達されると信じます」とまくしたてた。前田は地方産業の発展に貢献してきた実績があるだけに発言に重みがあつたが、前田は幕末、長崎の致遠館で大隈から英語の手解きを受けた大隈の弟子であつた。<sup>13</sup>



会合はこれだけで、新橋からつれてきた美妓をはべらしての大宴会となった。妹が五代の妻である森山茂元老院大書記官の熱海会議に関する内話では、「五代と前田は、専ら外国直交易の為の事にて、大隈・伊藤へ申込為に出向たるに、大隈の十方もなき論説より、何事も成らず」としている。『五代友厚秘史』では「後に北海道官有私下げ反対の急先鋒となつて戦つた大隈重信も実はそれを事前に了解していたのである」としている。当の五代も熱海での出来事を不可解な事として居り、佐佐木高行は「大隈の奢侈甚敷、僅か熱海に二週間計りに二千八百円程費せりと、宿所へ著早速、大隈より五拾円、同妻より二拾円遣したる由」と述べている。

熱海での開拓使官有物私下げの話は、井上馨の筋書きによつて持ち込まれ、開拓使継続を望み私下げに難色を示す黒田に大隈が五代を使つて説得するという形をとつた。その五代も井上馨を警戒して居り、井上馨伊藤が大隈の権力を削ぐため薩摩の黒田を長州に取り込もうとして、「熱海会議」を企てたと考えていた。五代は明治十四年二月十四日大隈に書簡を送り、熱海での会合の目的とその後の井上馨伊藤の動きを報告している。

「真目的は、内閣と諸卿を分離致候見込にて云々、其主要黒田承知不致時は、変革不出来との事に候。熱海より帰京後、井上・伊藤□度、黒田の宅に参り、乍漸、黒田を承伏為致候由。乍併、黒田の主義は、明治十四年迄は、是非開拓使兼勤為致與候様申論、此一点は、黒田未承知不致趣き也。」

私下げ問題を更に込み入つたものにしたのが、岩倉の存在であつた。黒田は明治十四年二月十二日私下げ

が着手されていることに對し、伊藤に抗議の書簡を送つた。

「然は昨朝は井上君御入来繰々御教示拜承、又○○、岩公は云々意外之事に御座候。却説過日演説云々上申仕置候處又候昨日も別紙之通之悪口究めたる次第、既に夫々御着手と存候へ共実に言語道断沙汰之限に御座候。」

黒田にとつて、岩倉が○○こと大隈と手を組んで開拓使廃止に熱心だつた事は、意外であつた。岩倉は黒田と共に北海道開拓事業を推進して来た人物であり、岩倉は明治十一年七月、士族授産の事業を次のように述べていた。

「欧州ノ過激自由ノ説・・在野政党士族ノ腦髓ヲ刺衝シ・・（略）・・士族ハ概シテ商タルニ堪ヘサル者ナリ今マ農工ノ中ヲ扱フニ士族ハ寧ロ工業ニ就カシメ易キモ農業ニ就カシメ難シ・・旧政府ノ時代ニ諸藩士族ノ輕輩ハ大抵職務ノ余暇ニ工業ヲ営ミタリ・・故ニ就産ノ方法ヲ与ヘントナラハ工業ヲ勸誘スルヲ以テ第一トスヘシ。」

岩倉は黒田が開拓使事業を継続する際の唯一の後ろ楯であつたが、財政問題が岩倉を追い詰めていた。三条は明治十四年三月六日伊藤に書簡を送り、岩倉が私下げ問題で内閣の紛糾が外に漏洩し物議を醸し出すことのないよう、私下げが決定されるまで出勤しない事にしたと伝えた。

「昨日評議之一件岩倉右大臣少々不平之形況に付甚苦慮致候に付今日行向面談候處、実に該事件は同卿頗熱心にて、

頃日来大隈、足下、井上等へも被逐内談候末故、昨日は異議も有之間敷と被存候處、種々議論も之有、旨趣も貫徹不致段甚遺憾之由。乍併該事件に付内閣紛紜の情態他に漏泄致候而は意外之物議も相生し候而は甚不可然に付何とか速に決定有之度、夫迄は自身出勤も不致との談に有之、到底詔書或御沙汰書兩様之内にて被行候は、異論無之との事に候。」

開拓使事業は明治十五年六月をもつて終了する予定であつたが、経費削減の折、開拓使の定額支給期限を明治十五年一月に短縮する事とし、政府はこれを機に開拓使を廃して置県を行うことにした。それと並行して明治十四年五月、岩倉右大臣が開拓使廃止を担当し、三条太政大臣と有栖川左大臣が国憲問題を担当することとなつた。岩倉は、開拓使官有物払下げ問題を国憲問題との政治的取引の材料に使つた。岩倉は六月京都への病氣療養に先立ち、三条有栖川両公に「開拓使廃止の件は既に相運ひ内決に至る両公御担当の参議意見未だ 聞食無之由 御巡幸御發輦は猶余日ある至急御上奏憲法其他方向粗ぼ定め置かれ 還幸之上速かに御發令有之度」と申し入れをした。

岩倉が如何に開拓事業に熱心であつたかは、岩倉が明治十三年八月財政に関する用件を閣議に付したことからも分かる。岩倉は、そのなかで士族授産のため「各地方に於て起業資金を募集し其起業を保護奨励すべき事」を提案し、各地方に士民のための起業資金九百三十七万五千円を募集し、五ヶ年間毎年八朱の利子で一ヶ年七拾万円の歳出をする計画を立てた。この士族授産事業の一環として、岩倉は旧各藩の士族相団結して諸製造所の設立や数十百戸移転して開闢牧畜等に従事することを掲げた。岩倉が開拓使官有物払下げ

に固執したのは、この事業のためであつた。『東京日日新聞』は、岩倉の事業を次のように報じた。

「開拓使管下北海道の地ハ追々人民の願ひに依り払ひ下げられし地の開墾なりしところ少なからざるより尚ほ衆華族をして右の地を買下げさげ開拓せしめなバ大利益あるべしとて此ほど岩倉右大臣より二三の華族部長へ告諭せられたり・・又た同族中にて即今鉄道の払ひ下げを請う評議あるよしハ既に記せしが電信をも追々買ひ下げんとの事も協議中なりとぞ。」

岩倉は授産事業に際して明治天皇より直に補助金として毎年百五十万円を下賜されるものとしたが、それに付随して起きたのが「御領」問題であつた。大隈の明治十三年五月の建言では「御領を定むるの議」が掲げられていた。大隈の建議は国費と会計法を異にする宮内費に関して、帝王の特権として一般会計法の検束を受けないこと、また「特に山林を以て御領と為さんとす」など岩倉の構想に添うもであつた。岩倉の士族授産事業における借入資本の利子は、天皇の特旨として宮内省から下賜される事となつていたが、岩倉は明治十三年十一月九日、大隈に貸付金の取り計らいを申し入れていた。

「宮内省より御用を以而当分の間年六朱利附金拾万圓御借上の事一兩日之内に同省より可相運候間佐野えも御伝可然御取計の様分而御頼申入候。」

『東京日日新聞』は明治十三年九月十四日「大隈邸に諸星密会」と題して、十二日に岩倉が、十三日に佐野大蔵卿と同書記官五、六名が、大隈邸で内談をしたと報じている。<sup>277</sup>佐野は大隈直属の部下であったが、大隈の情実政策に不安を抱き、明治十四年一月二十三日、大隈に書簡を送り、大隈に意見を述べている。

「右件々申上候儀は拙生寸分も私情に渡り候議に無之唯々国家に尽す所と又尊兄之知己に酬るの素志に外ならざる義は必定御洞察可被下と確信候。<sup>278</sup>」

大隈の岩倉に対する情実の芽は、既に明治十年にみられる。明治十年六月十三日の三条宛岩倉書簡では以下の様に述べられている。

「前略大隈大蔵卿より別紙一冊之通申立有之尚書簡を以て尊公へ懇々申入與との事に候・・（略）・・右は兎も角貨幣の流通を附け候而其欠乏を世上に知らしめざるものは偏に華族銀行千五百万円御借上の金円を以て目途を立候故之事に候然る處戦地仕私上に於て華族銀行札にては迷惑之趣西郷中将田中會計監督より頻に申越候趣一応尤之次第とは存候得共内情は前書之通に付爰は非常之奮発を以て是非流通公然と相成候様尽力の儀只管懇願の旨申出候。<sup>279</sup>」

西南戦争において西郷従道が華族銀行札による支払いに迷惑としているのに対し、岩倉は大隈を通じて華族銀行札の流通を三条に願っている。大隈と岩倉の情実は、明治十四年九月二十八日の佐佐木高行の日記

では次のように記述されている。

「中村弘毅の談に、安川（繁成）検査官の内話に、大蔵省予備金の中、凡そ三千万円程、所々貸附置たる由、是れは、大隈の勝手の儘に取計ひたる事の由、既に、岩公も拾六万円借りたる由、検査長山口尚芳は、規則を実施せん事を論議中なり、伊藤博文は、大に政府の為に苦心して、速に本納る様の手段を考案中の由・・（略）・・」  
因に云ふ、東久世より、大隈の不正説あるを以て、退職せんことを岩公に忠告せるに、岩公庇蔭して曰く、大隈は局外より見る如き不正の事はなしと弁せられたりと。<sup>280</sup>」

東久世通禧から大隈の不正を指摘された岩倉が大隈を弁護したのも、大隈の岩倉に対する情実があったからである。西南戦争によるインフレの進行は、貨幣購買力を低下させ、華士族の金禄公債を直撃した。金策に追われた岩倉は明治十四年一月、井上馨を介して宮内省に画屏風を七百元で買い上げる様申し入れたが、断られている。<sup>281</sup>

政府内で開拓使官有物払下げが本格的に問題となつた七月中旬には、伊藤は「事情の為、正論も立たぬ景況」に立たされ、「議論しても私論の方に負け」「一日に二つ三つの私行は行はるゝ<sup>282</sup>」状況に悩まされた。明治十四年の予算でも大隈の注文で拾四、五万円の「掛直」があり、伊藤は「僕輩も罪あり、畢竟、局外に洩れ聞へ、不都合無き様にと心配せるより、自然と大隈の意を助けたる事もあり、事情不得止也と<sup>283</sup>」している。開拓使官有物払下げ問題で朝野で議論が沸騰するなか、京都にあつた岩倉は、八月に「財政に關す

る意見書」を、九月に「士族授産最終建議」を政府に提出した。

こうして大隈と岩倉は、開拓使官有物払下げに邁進するが、徳富猪一郎の『公爵山県有朋伝』は、関西貿易商会への開拓使官有物払下げの経緯を次のように述べている。

「明治十四年其の期限満つるを以て、其の官有物を処分せんとするや、大阪の巨商五代友厚、中野梧一は、開拓使大書記官たりし安田定則、同権大書記官たりし折田平内、同鈴木大亮等と相謀り、大阪に於て、関西貿易商会を組織し、十年間殆んど一千四百万円を投じて、設立したる諸物件を挙げて、僅々三十万円、無利息三十年賦にて払下を出願した。是が明治十四年七月二十一日であつた。

五代は大阪に於て、関西貿易商会の株主を募り、其の株金総額五十万円本額百万円の中、先づ若干を投じて、該商会を創立し、以て専ら開拓使官有物の払下を計画し、密に当路者と結託する所あつた。其初め彼の官有物は、開拓使に於て、三十九万円なりと発言したが、道庁廃止、官吏解職の後、従前同庁の重なる官吏を該商会に転用するの予約を為し、其の報酬として、終に三十万円に減額することが出来たと云ふ。」

ここで注目すべき点は、関西貿易商会の設立に安田定則ら開拓使官吏が関与して居り、開拓使官有物払下げに際しては当初、払下げ価格が三十九万円と見積もられていたものを、開拓使官吏を関西貿易商会に雇い入れる事で払下げ価格を三十万円に減額した事である。

## 第二節 払下げ問題における黒田

明治十四年五月二十一日、三条は岩倉に書簡を送り、寺島が開拓使廃止の意向を黒田に伝え、何れ明治天皇に内許を得る手筈になつたことを伝えた。

「開拓使之義は定而西村<sup>直樹</sup>参上御聞之事と存候寺島返答は黒田は別に不相好候得とも書記官辺に而段々申立候に付上申之積之由此義は何れ御内許可申と存候。」

五月二十三日、太政官は開拓使に開拓使の所有の諸工場の見込みを取り調べ、六月十日までに上申することを命じた。寺島参議を通じて政府の意向を知らされた黒田は、事が自分に諮られなかつたことに憤つた。黒田は尚も開拓使廃止に難色を示したため、井上馨は七月八日、伊藤に書簡を送り、五代を「甘ク」使うと事は成功すると説いた。

「御巡幸も被為終候由、併定めし開拓使の存廃決定之上と奉察候。於神戸五代へ面会候故、開拓使論を当人幸に持出し候故、何とナク試ミ候處、同人も目先之早き人物故、廃スト見込有之候故、賛成ナシ、且同人周旋致サネバナラ又様話懸置候間、都合上同人を以黒田へ論ゼシムル時は、何も難き事に非、且同人曰く、兩三日前安田(定則)より廃する論に一決せし云々申居候

○引当には不相成候得共、生ハ同人を甘ク使用候得ば、此事成を期し居申候

○又同人之同地にて欲試事業も格別に害を生ズル事柄かと奉存候。篤一と御聞取被成候ハバ可然奉存候。」

黒田自身、開拓使廃止の経緯を明治十四年九月六日の『東京日日新聞』で次のように語っている。

「悲しい哉、予の議論貫徹せずして廃使置県の事に決定せり、此に依て官員の免職となる者多く、此等の輩は皆予と死生を共にせんと誓ひし者なれば其飢餓に迫るを窺るに忍びず然りとて此大勢を予の一手にて救ふ能はず、又開拓の実功を立てず此儘に止むも残念なり、旁々以て書記官某々等が願意に任せて一手払下の許可をなし、猶予よりも太政官へ右の趣を伺いて允許の指令を得たり。」

書記官等が関西貿易商会の願意に任せての払下げを許可した後、黒田は廃使置県後の官吏の処遇と開拓事業の実効を考え、開拓使官吏会社によつて独自に開拓事業の再興を図ろうとした。黒田は自ら太政官へ伺いを立て、明治天皇の允許を得ようとした。明治十四年七月二十一日、黒田は「諸工場其他払下処分儀に付伺。」を太政官に提出するが、その際、開拓使官吏安田、折田、金井、鈴木による払下げ請願書を添えた。安田等は、開拓使当初設置の目的を貫き、殖産興業の道を開くため払下げの裁可を請うたもので、その請願内容は、明治十五年から二十四年までの十年間の収税品の委託販売の手数料として売捌代金の百分の六の給付と北海道における全ての準備米並に食塩の購入に関する手数料の給付に加え、開拓使付属官舎並びに船艦諸工場地所等を三十八万七千八百二十二円で、しかも無利息三十ヶ年賦で払下げられるようお願いしたものであつた。安田等は以下の物件の払下げを申請した。

#### 東京大阪敦賀之部

東京箱崎物産取扱所官舎倉庫地所共其他一切 二九、八〇九円一六一  
大阪貸付所々属官舎倉庫地所共 一、九九九円  
敦賀官舎倉庫地所共 五三六円三〇〇

玄武丸 七三、一三〇円〇四四  
函館丸 三七、一二二円  
矯龍丸 五〇、九七四円一四〇  
乗風丸 一〇、二五〇円  
清風丸 一八、〇六一円〇八三  
西別丸 二二、六九〇円七五〇  
小計 二四四、五七二円五〇八

#### 函館之部

船場町地所 七、九〇四円五二〇  
常備倉地所共 三八、二六四円四二三  
小計 四六、一七〇円九四三

札幌之部

札幌牧羊場	三、四四三円四二六
真駒内牧牛場	一四、二二一円〇五五
新冠牧馬場	一一、五〇五円六二〇
蕨草園	一、七四〇円
桑園並蚕室	一二、〇七七円六〇九
麦酒醸造所	七、二一九円六五一
葡萄酒醸造所	二、四〇一円四
葡萄園	二、九三九円七三二
小樽収税庫並敷地	一、三三〇円七二六
小計	五六、八七九円二九九

根室之部

別海缶詰所	一九、七五一円六八八
厚岸缶詰所	八、八四八円五八三
択捉臘虎猟所	三、三三〇円
牧馬場	七、五二八円九九六
小計	三九、四五九円二六七

通計

三八七、〇八二円〇一七

開拓使官吏が申し出た払下げ価格は、破格なものであった。例えば、三万円とされた東京箱崎町の物産取扱所は、建築費だけでも八万円を費やしたものであり、これに地価を加算すれば、十二、三万円の値は下らないものであった。また、七千円と見積もられた北海道箱館の開拓使所有の貸庫も少なくとも七、八万円を下らなかつた。この破格の払下げに、東京の川崎八右衛門父子のように、資金五十万円で興北会社を設立し、開拓事業を継承しようとする者も現れ、開拓使官吏への官有物払下げは世論の批判を浴びることは明らかであった。

この開拓使からの払下げの伺い書は、七月二十二日から政府内部で回覧され、二十八日内閣の会議を経て、三十日太政大臣以下諸参議が奉送した千住の御小休所で裁可となった。その経緯は今なお定かではないが、佐佐木高行の日記には、払下げ内決の事情を述べた様々な証言が見られる。明治十四年の政変時、御免の辞令を大隈に届けた山田顕義は、次のように内決の経緯を述べている。

「初め、黒田参議が同使書記官の願書へ添書して、各参議の私宅へ立越し、一人々々相済み、更に内閣にて、一同列席の上陳述せるに、壹人の不同意なく、早速決定せるに付、黒田も大に満足して奏上す、尚又、御沙汰に、先途の目的十分相立候哉と、黒田は確乎たる目的有之故、御受仕るより御許可となりたり、後にて、大隈は物品は同意なれども、右に宛て置く所の補助金は一切不相渡と申出たり。」

山田の内話では、閣議において黒田の意向に参議の誰一人不同意を唱える者もなく、黒田が満足して上奏したとしている。ただ、後で大隈は物品の払下げは同意したが、補助金は不可とした事を伝えている。同じく黒田の上奏の経緯を保守派で元侍輔の土方久元は、次のように述べている。

「開拓使の事件は、御発 肇二三日前、黒田より情願、内閣にて評議の所、大隈と左大臣宮は不可と唱へたるも、遂に奏上す、尤も、左大臣宮は不可と申上げる、 聖上御沙汰に、大事件に付、容易には許容成りがたし、愈不都合なきや、又、黒田の願の通、充分先途の目的相立つ様と也、黒田、右の御沙汰を排し、決して 聖慮を奉煩事なし、十分目的相立ち候段、奏聞す、爰に於て、尚、篤と取調べよとの御沙汰なる處、御発 肇当日、俄に太政大臣より 奏聞御許可に相成りたりと云ふ事は未詳なり、孰れ明日、太上<sup>（皇）</sup>大臣より委詳承り候上、御内話可申と也。<sup>4.2</sup>」

土方の内話では、閣議において大隈と有栖川宮が異議を唱えたのに黒田が上奏したと、山田の内話と全く反対の事を言っている。山田は参議一同が黒田の意向に賛成だった事を、土方は有栖川宮と大隈が反対した事を強調している。

黒田は明治天皇の懸念を開拓使官吏に伝えるとともに、七月二十九日安田定則開拓使大書記官を大隈邸に遣わし、明治天皇への説明の経緯を伝えた。大隈宛安田書簡は、その来訪の意をよく告げている。

「開拓使諸工場等私下結社之儀に付 上奏相成居候趣之處昨日右伺之義に付御勤考被遊候處右は無抛事情には有之候得共果て是等之事業将来協和一致して其目的を達し得るや否や御懸念被遊候旨御内諭被為在候に付条公より兼而長官申立之廉を以御答被申上候得共長官へ其趣伝達有之候由因て長官より此件に付ては百万思慮之末稟議に及候次第にて将来之目的に於ては決して愆るなかるべく尤此四名之者に於ては十余年来当使に奉職し曾て生死を共にし或は甘苦を同ふせし者なれば其性質経歴をも具悉之上此事業を負担せしむるに足ると確認仕候旨御答且又右之旨趣書面を以て申出に相成候前条之趣某等に諭示も有之候に付兼て某等至情は数次瀝陳仕置候義に候得共尚書面を以戮力協心誓て目的を誤まらざる旨申出置候義に御坐候右之次第閣下へ申上置候様命に寄り参上御参 朝前御繁忙と奉察候に付不乞拜謁書面を以申上候宜く御洞察可然御評議奉願候不宣。<sup>4.3</sup>」

開拓使事業は、多くのアメリカ人を雇用した一大協和（共和）事業であつた。黒田は明治天皇の「事業将来協和一致して其目的を達し得るや否や」との懸念を離職開拓使官吏に伝えるとともに、自ら三条を通じて将来の目的を誤らないことを誓つた。その際、黒田が開拓使官吏にその旨を徹底させる一方、大隈にも安田開拓使大書記官を通じて「宜く御洞察可然御評議奉願候」としたのは、岩倉と事業を共にする「某等」の存在があつたからである。黒田は大隈に「某等至情は数次瀝陳仕置候義に候」と事情を酌んだ上、共和事業の目的を誤らないよう諭したのであつた。

その一方で大隈には、払下げ問題により廟堂の威信が失墜することを恐れた有栖川左大臣との関係があつた。大隈の複雑な立場は、払下げ問題での大隈の態度を曖昧なものにした。『東京横浜毎日新聞』『報知新聞』が政府批判を始めると、黒田は大隈への不信を募らせた。黒田は七月二十九日、伊藤に書簡を送り、定

見のない大隈への不満を露わにした。

「昨午後西郷より三条公被及聞候には、昨日奏上相成今日可否伺管との事に御座候。昨々日三条公え如何之御都合なるか相伺申候處、該翌日両大臣より奏上之管と其御口先き振り何等敷發揮と不致、夫れ故退出懸け大隈へ立寄り猶又依頼致置候へ共中々以て不安之廉不少、実に可憎の甚きは陽には聊異情處ではなく却て賛成し、陰に奸計を以て打崩すべく企てと疾に判談卜占罷在候。果して此機に乘し東京横濱、報知両新聞にて一昨日来非常に非難罵言其手管鏡に掛るか如し。」

黒田は三条太政大臣が有栖川左大臣の払下げ中止論に同調しだすと、三条家に出向き無礼の挙動を働き、三条に開拓使官有物の払下げを迫った。黒田が三条に怒りをぶつけたのは、開拓使官吏を使つて廃使を押し進めてきた太政官が、俄かに払下げに難色を示したためである。黒田の強訴もあり、三条太政大臣は七月三十日東北北海道地方への巡幸出發当日、千住の御小休所で開拓使官吏社の内情を上奏し、聖慮の程を伺つた。世上黒田による脅迫とされる三条の上奏も、明治天皇に共和事業の目的を誤らないことを誓約した以上、黒田には何ら憚るところがなかった。しかし、黒田は岩倉と折り合いをつけなければならなくなった。岩倉は七月三十日三条に書簡を送り、「筆紙難尽次第」があるとして払下げに理解を求めていた。

「内外物議も追々有之候事必然其辺は頗困難之事に存候併右之件御採用不相成候節は不用景況にも立至り開拓使始末

は勿論相付き候目的無之候間世論に難換難事有之候先右許可相成候故黒田にも頗安心致候由に承候御安心可給候右之事情は筆紙難尽次第も有之候。」

黒田は七月三十一日岩倉に書簡を送り、永年継続の見込みで内願し、聞き届けられたことを報告し了解を求めた。

「開拓使経費定額交附之年限満期後廢使置界之儀已に御内定相成候に付ては北海道諸工場等之維持方法頗ル苦心之末遂に当使書記官之内より従来是等之事業に経験有之者四名辭職結社之上払下相願最初施設之主意に基き永年継続之見込を以内願有之依而右処分方下官より伺出候處種々御評議之上特別之訳を以被聞届候段昨三十日寺島參議を以御内達相成候間一応御参考迄内々申上置候間猶将来御賛成之程仰望仕候。」

しかし、離職官吏の内情は危うげなものであった。払下げられる官有物に支払われる資金も、政府から借り入れなければ目途が立たなかつた。黒田は八月七日、安田、折田、金井、鈴木の開拓使官吏に書簡を送り、明治天皇への上奏の経緯を述べ、改めて官吏に注意を促した。

「該件拙官より太政官に稟議したるに、閣議一決の上、条公上奏旨を請はれしに、恐多くも聖念を勞せられ、此四名の者、果して能く此事業を負担し得べきや否や、論議合はず、互に不和を生じ、遂に失敗に至るの憂なきや否や等内



論あり。条公其旨を伝へられしに因り、拙官君等の志向履歴等を具述し、此事業を負担するに堪ふるは疑ふ可らざるを証し、且君等の誓約文をも申呈し、条公更に之を奏陳せられたり。時に、横浜毎日新聞及び報知新聞に此事を評論し、事實齟齬の言を掲げ、大に誹謗を逞ふせしに、聖明之に惑はせられず、稟議せし所尽く允裁を得たるは、誠に感激の至に堪へず。<sup>47。</sup>」

黒田は開拓使官吏会社と関西貿易商会との関係を断ち切り、開拓使官吏による事業継続を試みたが、北海道物産販売の独占など批判を免れないものであった。『函館新聞』は、「実に我々人民は明治五年以来今まで北海道の為め年に一百万円の費用を負ひたる者なり明治十五年後こそ自由に北地の商業漁業を営み、以往に受けたる費用を償なはんと一日千秋の思をなしたるに、開拓使御委任満期の際に臨み其結果斯の如し天未だ此地の利益を全人民に与ふるを欲せざる歟」と批判した。<sup>48。</sup>

### 第三節 開拓使官有物払下げの内情

開拓使官吏が企図した官有物払下げ事業の実態は、如何なるものであつたらうか。開拓使官吏が設立を予定した北海社は、本拠地を東京箱崎町産物取扱所とし、払下げ規則で定められた営業資本金は官からの貸与資金十四万二千五百二円四十九銭七厘を含め二十万円とした。しかも、官からの貸与資金は特別の詮議によ

つて年利三朱の十五ヶ年賦上納としたほか、営業資金の不足分は結社の上、募集または調達の方法を設けて営業する見込みとした。

北海社は、関西貿易商会との提携合併を前提として当初計画されていた。着手の順序を定めたその計画は、業務内容によって甲乙の二種類に分かれた。<sup>49。</sup> 甲は、「其名義廃官の者数年の労を賞せんが為め一の継続会社」と称し、開拓使に於いて最も利益ある次の事業を継承することとし、特別法によって払下げを行うものとした。

「一、蒸気船三艘、帆前船三艘。

是は務めて永年賦を以て払下ぐべし、尤も其抵当となるものは其船を以てす。

一、開拓使諸税品一切。

是は明治十五年より向う十ヶ年即ち明治二十二年までの間売却きの権を任すべし。猶詳かなるは別紙に付す。

一、将来見込みのある外に二、三点。

是は当時調査せられたる各事業の中より乙に依托したる件々の外に於て有益あるものを撰ぶ。」

甲の事業に対して、乙が着手する事業は、国策である外貨獲得を目的とする「義貿易」とされた。

「一、イワナイ石炭坑。

是は相当の年賦を以て払下げ、専ら海外輸出に供すべし。

一、ホロモイ石炭

是は本年より十五ヶ年の間売捌きの任を命ずること。

一、鱒の缶詰所

是は亜細亜地方及び欧米各国に輸出せんが為め払下げべし。

一、山林

是は亜米利加・支那地方へ輸出せんが為め払下げべし。」

甲は北海社、乙は関西貿易商会であるが、当時の開拓使関係の払下げの实情は、次の二つの払下げ願ひ案からも窺える。その一つは「誰某」より黒田開拓使長官宛の「開拓使改革意見案」である。

113

「今や当使諸工場払下の挙に際候に付ては、小官等一社を設立し、当使工場其他の内別記の如く特許を蒙り、当使の趣志を継ぎ、右御允裁の上は速に辞表を呈し、会社組織の細則取調、電覽に可供候条、速に御允裁被下度、此段謹て内願仕候也。」

もう一つは、関西貿易社社長杉村正太郎の黒田開拓使長官宛「岩内石炭坑御払下願案」である。

「今般資本金百万円を以て関西貿易社を設置し、其目的専ら支那貿易を拡張せんとす。然るに支那地方へ輸出すべき物品を考視すれば、食用に供する貨物と石炭木材の類に止まるものゝ如し。是に於て関西貿易社は海産を採取し炭坑を發掘せんとするに、(略)支那貿易を拡張せんと欲せば北海道地方に頼るに如かず。(中略)仰ぎ願くば当社の意旨御洞察を蒙り、特別を以て岩内炭坑御払下げ被成下候様、奉願候也。」

前者の「開拓使改革意見案」は明治十四年六月の廢使決定前後のものと推測される。後者の「岩内石炭坑御払下願案」は明治十四年七月付となっている。関西貿易商会は、当初関西の直輸出商社として政府奨励のもと計画され、政府の出資も期待された。しかし、設立時には政府の出資は期待できなくなり、事業も北海道を中心とするものに縮小されていた。明治十四年四月の「設立發起人決議」では、以下のように商会の事業目的が定められた。

114

「当会社将来期する處の目的は専ら支那貿易を拡張せん事を希望す、然と雖も関西支那輸出品に就て我貿易会社は利益を求るにあらず、関西の物産は関西の製産者を誘導して彼に充分の利益を与んことを勉め、関西製造者の信認するを要す、関西貿易会社は北海道を目視し、来る六月初旬發起人中より投票を以て北海道に四五名の委員を派出せしめ、実地を巡視して着手すへき要件を点査し、營業の目的を査定すへし、尤広業商会の事務の如きは会社と同心協合して該社資力の及はざる處は関西貿易会社に於て之を助援するものとす。」

關西貿易商会は明治十四年六月三日五代友厚、広瀬幸平、杉村正太郎、中野梧一、阿部彦太郎、藤田伝三郎、田中市兵衛等により設立された。広瀬は北海道での事業の足掛かりとして黒田に接触するほか、調所、安田等の開拓使官吏と酒宴を設け交際を深めていった。五代、中野、田中は、「営業の目的を査定」するため六月十四日大阪を出発して北海道の視察に出掛けた。しかし、彼らは在道商人と開拓使官吏の複雑な利害関係の前に、事業の縮小を余儀なくされていた。

「關西貿易社営業前途之見込議案」に依ると、關西貿易商会は当初目指していた關西物産の海外販売を諦め、その事業の主体を北海道の物品販売に限り、その販売品も支那輸出品に係わる昆布海鼠鰯椎茸の類と大阪東京で販売する糟魚油塩魚干魚の類の二種類とした。この北海道の事業においても、北海道西海岸から函館までは既に商業活動が活発で、新規の關西貿易商会には勝算はなかった。關西貿易商会は北海道の未開の地である根室及びエトロフ諸島で営業し、小蒸気船二艘を購入し函館支店において物産相場を照らし東京大阪で販売することにした。

支那輸出品に係わる昆布海鼠鰯椎茸の販売にも、在道商会との利害関係が働いた。北海道の税品の海外販売は、広業商会が担っていた。開拓使と内務省勸商局との協議により明治九年十月清国貿易を目的として設立された広業商会は、資本金四十万円を無利息で内務省勸業資金から貸与された。関税自主権のない日本の貿易は外国商人に商権が握られていたため、直輸出による商権の回復と正貨蓄積を目的とする広業商会が設立される際、大久保内務卿と大隈大蔵卿が強く後押しした。社長の笠野熊吉は鹿児島出身で、明治四年十月開拓使用達を、明治七年の征台の役では蕃地事務用達を命じられた。笠野熊吉は明治八年大蔵省から清国商

況視察を命じられ、明治九年五月大蔵省勸商局用達になっていた。広業商会の開業により、大阪神戸で清国商人に卸すことなく清国へ直接輸出できるようになり、清国商人に廉価で買い叩かれることもなくなった。明治十二年六月十九日社長の笠野熊吉の死亡により息子の吉次郎の代となると、郷里の先輩である五代が後見人となった。広業商会は明治十三年五月三十日、根室支庁在勤の折田平内開拓権大書記官に根室支庁管内厚岸郡の木材の海外輸出申請を行い、新規の事業に着手した。關西貿易商会は、明治十四年六月に行った営業査定において、広業商会の資力の及ばないこの事業を援助する事にしたが、その關西貿易商会も海上輸送手段の不備により困難に直面する。中野梧一は明治十三年十二月二十五日に「呉々も、北海道に着手せんとすれば、回送の道相立候上に無御座候では、何分見込無之」と書き送っていた。手詰まりとなった社員は、開拓使に接近するようになった。明治十四年四月二十九日、田中市兵衛は五代に開拓使の安田に働き掛けるよう書簡で要請した。五代は開拓使の税品販売事業に目を付け、明治十四年六月六日、谷元道之・種田誠一に書簡を送り、開拓使管轄の昆布鮭の処分に関して黒田長官の意向を探偵するよう依頼した。

この北海道の税品販売は、黒田が払下げを願ひ出る際、官吏会社の管轄としたものであった。黒田は上奏に際し、税制面から北海道の事情を説明した。北海道の海産税は国税で、物産現品で納税している。北海道においては本州商人が北海道生産者の資本の欠乏を待つて物産を廉価で買取る弊害があり、また納税方法を金納とした場合、「窮海僻陬の漁民」は貨幣取得に苦しみ、廉価物産売却を促進する恐れがある。そのため開拓使は、物納納税を認め、物産売買の権を本道生産者に確立させるため、資本を貸与するなどの保護

を行つて来た。官収の税品は販売して換金しなければならぬが、輸送販売の手続きが煩雜となるため、一社に委任するほうが有利である。今開拓使が廃され北海道に設置される三県が、収税品を販売した場合、競売となり価格は下落し、生産者の利益を損ねるだけでなく、国庫収入の減縮を起こす。収税品の昆布鮑海鼠の三品に関して、清国販売に適する物は商務局と結約し広業商會に交付し、廃使後も従前の方法により施行するものとし、開拓使廃止に際し新會社に委託するものは、広業商會に委託するものとは別のものであるとした。黒田がこの新會社に營業資金を貸し付けることを要望したのは、官貸を仰かず自己資金で済ますものは私利を進め、開拓使が人民に勧誘した事業を敗潰させる恐れがあったからである。工場牧場等の払下げにおいても同様の事情を、黒田は三条太政大臣に提出した上申書に次のように記した。

「北海道諸工場其他牧場等の如き、人民自營すべき事業にして、目下官設たるものは、固より専ら利益を謀り、官庫を富ますを欲するに非ず。唯民力の及ばざるもの、姑く之を官設して以て、人民に殖産の道を奨励せしものなり。今や工場払下の令達に逢ひ、事苟も人民の營業に帰せしむべきものは、務めて官設を解き払下の処分をなさんとす。然るに目下該道の景況は、固より昔日の蝦夷を以て視るべきに非ずと雖ども、其地理民情に於ては、未だ以て他道一般の觀を為すべからず。加之、官設事業の規模たる、概ね広大にして、利益を永遠に期するの目的に出たれば、今一己の利益を眼前に求むる者の、能く営み得べきにあらざるのみならず、彼の地理民情に通曉し、併せて従前の計画を知り、其主旨を継続するにあらざれば、或は当初の目的を達する能はざらんことを。」

黒田の願ひ出が七月三十日、三条太政大臣を通じて明治天皇の允許を受けると、太政官は八月一日「上記の趣特別の詮議を以て開届云々。但し従来の収税法変革有之候節は此限にあらす。」との指令を開拓長官に出した。また黒田は三条に払下げを願ひ出た際、「各員皆従来官途に在るの身にして、資本を備ふる能はず」として「仰ぎ願くは、別記の方法に抛て某等へ工場払下の許可あらんことを。」願ひ出ていたが、この件に関して黒田長官は八月二日開拓使に太政官の指令を以下の様に伝えた。

「願之趣開届云々。但し別記収税品取扱方の儀は、従来の収税法変革の節は此限にあらす云々。官舎船艦諸工場等払下の儀は更に詳細書を認め申出べし云々。」

この時点で、離職官吏會社と関西貿易商會と競合した官舎船艦諸工場等の払下げは、後日の指令を待つこととなつた。この件に関して八月五日の『朝野新聞』は、製造所等の処分は伺いの上処分するものと開拓長官独決で払い下げを許すものがあつたと洩れ聞いたと報道した。また同日の『東京日日新聞』は、関西貿易商會に関して、開拓使書記官が示した書面には「某々會社の儀は追て何分の指令に及ぶべき事との文意」があつたとし、「某大會社何故か許可指令下らず紅葉館の御馳走政略に一杯喰さる」と題して大々的に報道した。

「此ごろ世間に騒がしき某會社設立の義に付ては貴神の方々も一方ならず尽力せられ、殊に其社員は日々の如く集會

して種々相談を遂げ、粗其手順も成りたれば、此上は兼て差出せし願書の一日も早く指令あらんことをと、其主任なる某貴頭の許へも屢々立入り、頻に願ひ奉りたれども何分抄々しからぬにぞ、一同は齒痒く思ひ、其とはなしに去月廿九日さる貴紳方を紅葉館に招待し折を見て彼の主任貴頭を別席に請ひ指令の如何を問ひたるに、貴頭は首肯て、其義は拙者充分に呑込み居れば、明日頃は必らず共に許可の指令すべき旨を容易たやすげに述べられたれば、社員は大に喜びて翌日人を其邸に遣はし猶その模様を問たるに、本日は御巡幸御用にて繁忙なれば、明後一日まで待れよとのことに、據るなく立帰りしが、元々其貴頭は供奉の一人にて、一日には早や出立せられしかば、皆々の失望謂ん方なく、取敢ず或る書記官の許に至り、内々様子を問ひ試みたるに、書記官は笑ひながら是れ見たまへと差出されし書面を見れば、某々会社の儀は追て何分の指令に及ふべき事との文意なるにぞ、吃驚仰天青くなつて馳帰り、右の趣を一同に通じたれば、手に持し牡丹餅を薦に攫はれたる気色にて其失望大方ならず、何れも口を明あた計り、中にはガツかりして気拔の如くに為りし者もありと云ふ。』」

黒田の横槍で関西貿易商会への払下げ分は延期となつたが、御巡幸供奉の「貴頭」こと大隈は、五代の関西貿易社への払下げを諦めなかつた。八月九日の『東京曙新聞』は、「北海道官有物払下げに絡まる怪聞(二)」と題して、政府の弁明として大隈の官営工場の払下げと紙幣償却の構想を掲載した。

「今や北海道を貿易商会に委託せんと欲するは独り其商会を利せんとするに非ず、政府も亦之れに依りて理財一部を救済するを得るの方案たるが故に、他より払ひ下げを願ひ出るものあるも之を許さず、亦た入札払ひの法にも由らず、挙て之を該会社へ委ねんと欲するにあるなり。其方法を略言すれば、該会社は全く現時の国立銀行の規制によりて創立するものにして、政府の紙幣一千万円を償却し、之に対して六朱の利付公債を受取り、更に八百万円紙幣を発行し、之を流用して北海道開拓の費用に供さんとするものなり。』」

大隈の払下げ構想は、工場払下げ概則に則つたものであつたが、その実現性はなかつた。特典として考えられた広業商會が従事している有益な支那貿易税品の取り扱いも出来ず、また北海社の事業は営利事業の関西貿易商會には不適切と見なされた。結局、関西貿易商社は外貨獲得のための石炭木材の輸出とその他若干の営業に従事する事となつた。払下げ問題が取り沙汰されるなか、関西貿易商社への炭鉱の払下げが行われた。八月二十七日、五代は大隈に次のように書き送っている。

「北海道も凡巡視仕候處未関西貿易社之目的確乎と難致岩内炭坑も今暫く試掘不致候而は将来の目的を期しかたく御教示之如く魚油製機械は尤の宜之事と存申候東京は不相替関西貿易社攻撃を受候趣き殆難堪おもいに御座候嗚呼国家之不幸と歎息仕候外無御座候。』」

この頃、世間の批判に忍従した五代に対して、関西貿易商會内部からも批判が噴出した。副総監の広瀬幸平は、八月三十一日、五代に書簡を送り、既に払下げられた岩内炭鉱及び厚岸官林等を返却し、更に政府が着手している事業には関係せず、北海道における事業方針を転換するよう進言した。

「昨年京都府旧事植村君が転任の際、該府下の諸工場を払下ぐるに当り、同県人の磯野氏、或は辭職の官吏等へ払ひ下たる時に於けるも、他の論者、新聞紙には、喋々其至理至公ならざるを論じ、幸平に於ても其処分の正しからざるを窃に嘆じたればなり。今北海道払下の事に係るも、亦大小の別あるのみにして同一の理なれば、世上論者の喋々新聞に左袒するも理勢の免る能はざる所、又北海社と貿易会社とは其關係なしと雖も、将来該社と貿易会社と連絡を通じ、互に其業を相補助することに至らば、世上の論者は何んとか言はん、果して然りの語を用ゆるに至る可し。然らば貿易会社は百万円の資本を有し、貴下の御苦心は勿論、該社の役員に於けるも多少の艱難と苦勞を積み、漸く得たる所の効益は、北海社との私謀に出で、人民租税の一部を以て政府の開きし北海の事業を私しせしに由るものと天下の人に認視せられ、其惡みを貿易社に引請け候様の事有之候ては、万般の事業に其影響を及ぼし、勞して功なきの結果を見るも難計と衷心易からざる次第に有之候。・・(中略)・・又貿易社に於て北海道払下の事に付ては、未だ僅々の資金を消せず、現に壹百万円の資本を有するものなれば、政府着手の事業には毫も倚頼せずして、更に北海道に於て事業を起すも、又他に方針を転じて実効を奏するも敢て難きにあらざる可し。故に今世上論者の喋々する所に抗激せず、暫時耐忍一步を譲り、貿易社へ御払下げ相成り候岩内炭坑及厚岸官林等の如きは是を返却し、綺麗に手を引き、開拓使の北海社へ工場等払下の順序、且関西貿易社は右に關係せずして、単に岩内の炭坑其他何々を払ひ下るの見込なりしも、断然返還せりとの次第を明かに天下に広告し、實力精氣を養ひ、順に他の事業に着手して止まざれば、数年を出ずして貿易社の大成を見るは幸平の信じて疑はざる所。」

広瀬は五代に、北海社の私謀である工場等払下げの順序の密約に与せず、この際、岩内炭鉱なども返還するよう求めた。

この時点で関西貿易商会は、五代が後見人をしていゝる広業商会の業務においても撤退を余儀なくされていゝた。八月三十日付の『函館新聞』は、五代が函館の広業商會を訪問した際、「僕の事を新聞等にてさまざまと風説なし何か当道の利を齧断するなどときせど更に覚えなき事にして、土地を開き海産を興しその利を得んとするハ僕の存じ寄らざる余所事にて僕の目的は只当道の鉾山にあれば当港商業に従事ある人々は僕に懸念なきやふ云々と打笑つつ同社員に物語られしとか。」と報道した。

払下げ報道も混乱し、九月五日、『東京日日新聞』は払下げ中止に至る模様であると伝えたが、既に払下げ許可の旨をその筋より開拓使へ達せら払下願聞届の指令をしたとする説もあると伝えた。このような報道がなされたのは、後者の官吏会社である北海社が申請した収税品販売許可と、前者の北海社と関西貿易商會が競合した船舶倉庫工場牧場等の払下げ処分が、明確にして報道されなかつたからである。それでは、北海社を通して関西貿易商社へ払下げることが密約された船舶倉庫工場牧場等の処分は、どうなつたのであるか。その問題を解明するには、開進社の存在を知らなければならぬ。

明治十四年七月三十日付の三条宛書簡で北海道の開進社の事を「筆紙難尽次第」と書いた岩倉は、開進社の設立に大いに尽力していた。岩倉は西南戦争によるインフレで目減りした華族の金融資産を土地所有鉄道布設などの不動産に移すことを計画した。明治十年五月二十日、華族殖産の目的で東京に設立された第十五国立銀行の副支配人に就任した大蔵大丞の岩橋轍輔は、旧和歌山藩士で維新時に土族の救済事業を志した關係で岩倉と縁があつた。明治十一年八月一日、岩橋は東京新泉町に設立された第四十四国立銀行の頭取

となり独立するが、明治十二年四月二十八日、岩橋は支店設立視察のため北海道へ赴く際、岩倉から北海道植民事業の事を促された。

「足下の北行唯銀行支店創立に止る乎余北海道をして大に植民開墾の事業を冀図する事年あり維新以来戸言を發して已ます既に義弟は札幌に在て牧羊に従事す且曩に余か家に雇使する所の宮崎簡亮をして去年北海道に遣り今札幌に在り簡亮は余か信する所にして大に北海道開墾之篤忠の者なり足下札幌に至れば必ず簡亮と面議せよ。」

岩橋轍輔は明治十二年六月十二日、函館支庁主任時任為基に開進社設立願書を提出し、八月二十一日、開進社は設立が許可される。社長には岩橋轍輔が就任し、幹部には弟の自助、長男謹次郎、長尾助信、林頭三、岡本熊輔、宮崎簡亮が就任した。開進社は本局を函館大町に、分局を東京深川材木町に、出張所を大阪東区平野町に置いた。開進社は、一大事業を興すべく八月二十五日開拓使に耕地十町歩無償下付を出願した。十月開拓使より亀田郡下湯川村字寺野に七十六町六反の土地の仮貸与を受けた開進社は、ここに家屋六棟からなる第一会所を置き、耕牛馬二十五頭、社員教授九人、機械組生徒四十余人で開墾を始めた。近代的農業技術の伝授を目指した湯川の農場は、模範開墾地の一つに数えられ、初期には目覚ましい成果を上げた。翌明治十三年一月十九日、十町歩の土地の無償付与指令を受けた開進社は、三月爾志郡乙部村字千代野の二百七町三反余と山越郡長万部村字紋別の三百三十八町八反余の着手許可を、七月岩内郡発足村堀株川北岸に千五百町歩の内諾を、明治十四年六月亀田郡軍川村の三百町歩着手許可を、九月札幌郡手稲村の二千町

歩着手許可を受けた。

開進社は資本金を二百万円とし、資本金の利子の半分を開墾費に充て、残りの利子分と資本金を凶作の時の補助金に充てる計画であった。明治十三年三月九日、岩橋轍輔は岩倉から華族族長会議の結果、開進社の資本金二百万円は華族一同で支出する旨の話を聞くが、十一月下旬に至って華族からの資金融資は五十万円に減額された。岩倉は第十五国立銀行の大蔵省への借上金五十万円を開拓使へ転借する事を試みるなど資金集めに奔走したが、結局、開進社は資本金不足分の百五十万円を公募することにした。しかし、明治十四年四月に行われた公募に応じた資金は五万八千円に過ぎず、岩橋轍輔は四月二十五日、開拓長官黒田清隆に三十万円の資金を無心する哀願書を送った。

「資金接続不仕候節は無拠も事業中止仕候外無之然る時は啻に最前よりの苦心勞力水泡に属し候のみならず是迄の費用可相償目途無御坐況や着手中之耕地又再び荒蕪に相歸し為之移住者之困難寔に不堪名状場合に立至り可申哉と日夜千想万像・前述の切迫事情如何共他策之可救無之候間何卒此上の御保護を以株金募集整理仕候迄之間金三拾万円押借被仰付被成不候様御取扱之程不願恐只昔奉懇願候。」

黒田は、起業費の増額を明治十四年五月十三日付で有栖川左大臣に申し入れたが、六月九日「起業費之儀は此上増額等相成難く候条将来不足不相立様処分すべし」との返答が来た。岩橋轍輔は、明治十四年六月四日松方内務卿、河野農商務卿にも「拝願書」を提出し事業協力を求めた。資金の集まらない開進社は、

苦肉の策として明治十四年七月「士族少年現業生徒の募集」を計画し、士族授産資金を当てにした。計画では、満十四歳以上二十歳以下の士族の子弟を一等から九等に分け、農業教育を施すこととした。農事に不向きな成人士族の授産事業の困難さを体験した開進社は、「士族少年を北海道に移し農事に服従せしめ既に純然学び得るの日に於いて其一家を併せて移住せしめる」ことにした。その経費は開進社の事業と提携する事で大幅に削減出来るとしたが、それでも年に十万円を要した。開進社の耕作地には、会社が指定した麻、小麦、甜菜が栽培されが、これは岩倉の信頼の厚い宮崎簡亮が、士族授産資金を使って甜菜砂糖製造等の事業計画を立てたからであった。

開進社は開拓使所有の工場を払い受け、事業を拡大しようとしたが、明治十四年の政変において政府は開拓使に詮議の点があるとして、官有物払下げを中止する。黒田は政変後、岩倉に大隈追放を迫った見返りとして、再度払下げの件を伊藤に次のように申し入れた。

「右諸工場、牧場等過般尙出之分に限り此際悉皆公売に付せられ候事に致度。尤公売に付する儀なれば収税品売捌等は悉皆委任する儀には至り兼、又船艦之義も見込の次第有之候故、右等は相除き其余は公売に付し候は、右物件果して若干の実価ありや否や判然いたし、世上に於ても安心之場合に至る可くと存候。」

しかし、政府は開拓使問題に終止符を打つべく、明治十五年二月八日、開拓使の廃止と函館札幌根室の三県設置を公布した。明治十四年の政変の結果、開拓使官有物及び管轄事務は民間に委ねられる事なく、大蔵

省が東京開拓使物産取扱所、大阪敦賀派出所、北海道準備米・漁業及び昆布採収資本金貸与に関する事務を、工部省が札幌工業課管理諸工業、幌内・岩内煤田、幌内鉄道を、農商務省が殖民及び山林に関する事務、七重勸業試験場・札幌勸業育種場・札幌物産課製煉場、同博物場・札幌製網所・札幌製粉所・札幌農学校・同校付属校園をそれぞれ所属管轄することとした。開拓使官有物は民間に払下げられる事はなかったが、黒田と岩倉の要望を受けて、国庫から漁業及び昆布採収資本金五十万円と植民費年額三万円が支出される事となった。

開拓使はこうして廃止されたが、黒田には開拓使事業に対して、特別な思い入れがあった。明治四年四月、黒田は朝命で開拓次官として米欧諸国を視察した。米国ワシントンに赴いた黒田は、開拓事業の顧問として現役農務長官ケプロンを招聘することに成功した。農務長官辞任に当たりグラント大統領から「新しい任務の成果が、将来、貴下と貴下を招請した国家の名声を高め、また、すべての国との友好を急速に深めるものと信じます。」との激励の書簡を受けたケプロンは、黒田と共に来日し、九月十六日明治天皇に謁見した。岩倉外務卿と寺島外務大輔に先導され開拓使長官東久世通禧とともに謁見の間に入ったケプロンは、明治天皇より三条総裁を通して御言葉を受けた。

「汝米利堅合衆国に在て農学局の長官となり其科学を研究し勸農の事業に通曉せし由朕之を欣慕して遠く汝を徴して我が北海道開拓の長官次官を輔け其事務を司らしめんと欲す汝能く朕か意を体し合議協力以て開拓の成功を奏せしめよ是朕か汝に望む所なり。」



また黒田は明治四年の岩倉使節団の米欧視察に際し、開拓使から津田梅子、山川捨松等の女子留学生を同行させ、アメリカで教育を受けさせた。これらの女子留学生は将来天皇家の教師になると、ケブロンは聞かされていた。「自分は西郷を父とし、大久保を兄とするものだ。」と公言する黒田は、明治五年九月十九日、東京芝増上寺内の開拓使仮学校に女学校を併設し、更には開拓使仮学校を解消発展させた札幌農学校では、放蕩に走る青年の教育のため、W・S・クラークに聖書を教える許可を与えていた。

明治四年八月、十年間に定額千万円を支給することが決定された開拓使事業に、岩倉使節派遣に伴う留守政府において参議後藤象二郎、同江藤新平が開拓使を廢して海軍省に所属させるとの議論を起こすと、参議西郷隆盛の不可の論に黒田は「廟堂深意」あることを察した。黒田は明治十五年五月二十六日三条太政大臣に宛てた意見書において、北海道の施策に関して昨年の北海道巡幸でその実況を視察された明治天皇の宸衷にあることとしながらも、黒田は自らの所見を述べた。

「札幌を北京と定め離宮を置き時々北巡夏天避暑の用に供せられ皇族も亦各彼地に若干の土地を有して永住の所と定め華族中有志の者は各奮て移住を為し以て産業を立つへし。(略)華族の徒に祖業に藉り東西京に聚居して優游日を送るか如き独り其尽すへきの義務を尽さざるのみならず其社会に害ある夫の游手無頼の徒と遂に其帰を同ふるに至らん夫れ皇族は勿論華族は皆王室の根軸にして言論行為庶民の師表となり常に政府の方向に從ひ合へ一体となり以て国の治安を保持すべき者なれば宜く此意を嚴諭せられ時勢の風潮に動揺して浮華輕躁の習に染む勿らしめ其貴族たるの責を尽さしむへし。」

北海道の開拓事業の一端は、東西京で「優游」日を送る華族に対して、札幌を北京と定め有志が新天地に移住して、社会に責任ある貴族を形成しようとするものであった。華族に札幌近郊の農場を払下げるとの話は、明治十四年の政変と岩倉の死去で立ち切れとなったが、ほとぼりのさめた明治十七年二月二十三日、黒田は伊藤に書簡で打診した。

「開拓事業の目的を達するは容易ならざる儀に付、離宮等御設置相成度段曾て上奏及び候儀も有之、然るに此程堀基札幌近傍に於て所有する地所并に家屋、樹木、家畜等を併て売却を欲し候折柄、有栖川宮、小松宮、北白川宮殿下御共同に於て御買入御望有之候趣伝聞致し候。右は為国家可賀事にて昔に皇族方御財産を得させられ候のみならず、此事にして御実行相成候へば華族を始め一般人民を感発せしめ将来開拓事業上に影響を及ぼすこと不少、且つ其位置たる札幌市街と相距る遠からず所有者夙に開墾に著手し、其後明治十年頃果木を培植し良種の牛を牧し不少資本を注入致し候に付、今日は其收穫物を以て維持相立可申旁其場所と機会と共に再不可得ものと相考候間閣下の御賛成相願度、然るに右御買入に付ては官方より御上請可相成筋と存候へとも、帝室費の内にては即今御支出は出来兼候哉に被察候間、大蔵卿へ命せられ別途御下金の外有之間敷と思考致候。」

## 第四章 大隈陰謀説の真相

### 第一節 払下げ問題の展開

開拓使官有物払下げ問題において、大隈、伊藤、黒田、井上馨、寺島といった政府首脳は言うまでもなく、三条有栖川岩倉の三大臣もその内情をよく知っていた。それでは何故、明治十四年の政変で大隈は追放されなければならなかったのか。黒田が、大隈が三菱と結託し福沢と諮り「奸策」を行っているという大隈陰謀説を吹聴し出したのは、明治十四年八月二十一日付の寺島宗則宛書簡からである。

「然ル處大印（大隈）建白セシ後ハ、彌陰然三菱社後楯トシ、福沢ヲ顧問トシ、後藤、板垣、副島へも内通シ、或ハ民権不平等を腹中に入レ、太政官其外諸省府県之所ニモ私恩ヲ報ヒ、人心ヲ收攬シ、大ニ奸策ヲ遂グル手段最中ト認メ申候。実ニ言語道断ナルハ三菱社ノ如キハ、しきりに千金ヲ抛チ、必至と東京横浜報知新聞ヲ以テ、開拓使打崩の策、甚きに至ツテハ函館及び小樽、札幌迄も福沢門人四名ヲ派出シ、各郡府ヲ煽動シ、又三印（三菱）支店ニテ非常ニ金をまき、大ニ開拓使ヲこはすの奸計廻シ、難止事情ニ御座候。此ノ結果ハ容易ナラザル一大難題ニ立至ルト長大息之至に御座候。只纒力ニ開拓使つづすニ止マレバ兎モ角、実ニ明治政府も此上ナキ大事之御場合ト俯仰之至ニ堪ヘズ、此禍害を未発ニ予防する事一大急務ト存候。誠ニ恐ルベキ三印、北海道航路を占切ル上ハ、最早四海の両足を断絶サルル同様ニテ、大印モ自ら其辺ニ隠然尽力アル事、邦家之為、杞憂此の事ニ御座候。禍を転じて福トナスノ御

神策奉冀候。生ガ拙作ニハ断然三印が手足ヲ断切スル事專一ト存候。疏一条ニ付テハ断然海軍ニテ從來之条約ヲ解キ、自由ニナル様致方上策ナランカ。」

黒田は何故、このような大隈陰謀説を吹聴したのであろうか。黒田は七月三十日に明治天皇から官吏会社への収税品販売委託の内決を受けた後、大隈に零細漁民のための補助金を求めている。開拓長官の黒田が大隈に補助金を求めたのは、開拓使廃止後に本州資本が北海道の物産を安く買い叩き、北海道民の富裕化を阻害する恐れがあったからである。黒田は八月一日、伊藤に書簡を送り、伊藤からも大隈へ一封してくれるよう依頼した。黒田の依頼を受けた伊藤は八月二日、大隈に次のような書簡を送った。

「去説御発聲前に追々御談合申候開拓使上申之会社設立一条は如御承知御開届相済候處漁業資本金本年よりも引続貸渡可相成哉否之儀は御決裁無之儘に而御発途相成候に付昨日大臣公及寺島共談合之上来月初旬には北海道御着聲に相成開拓長官も出張に付現地において賢台へ及御商議候上貸渡有無決定相成候外有之間布段寺島を以長官へ御通知相成候處再応別紙之通申越・・（中略）・・小生においても別に良案無之某長官之懇請も有之・・漁業資本貸下請求之要旨并に期節切迫等之事情は開拓書記官より直に開申可有之事と存候。」

山田顕義の内話によると、開拓使の払下げを決定する閣議において黒田の意向に参議の誰一人不同意を唱えるものなく、黒田が満足して上奏したが、後で大隈は物品の払下げは同意したが、補助金は不可としたと

している。黒田が大隈陰謀説を吹聴したのは、大隈が施してきた「同道之情実」を黒田に施さなかったからであろうか。そのような些細な事で、筆頭参議が追放されるような事が起きるものであるうか。矢張り、大隈追放の真相は、大隈の建白に由来するものなのか。

黒田の大隈陰謀説を記した書簡を受けた寺島宗則は、返書で大隈は「遂には明治政府を左右するの恐れ」があり、伊藤井上馨等としっかり打ち合わせ断行しなければ、「引き戻す可さる場合に陥り如何とも成す可ざる事」と返答している。ここで問題になる寺島と黒田が懸念した「明治政府を左右するの恐れ」とは、大隈の英国風国会開設を唱えた立憲政体に関する意見書の事なのか再考を要する問題である。黒田は憲法制定の大任を大隈の手から奪回せんと寺島に書簡を送ったのであるが、それは保守派に同調してのことではなかった。なぜなら寺島は伊藤のドイツでの憲法調査と並行して、アメリカ公使となり米國憲法の調査を行うとした人物である。寺島が保守派に同調して、大隈の意見書を葬り去ろうとしたとは考え難い。また黒田と大隈の関係においても、明治三年の米欧視察に先立ち、黒田は大久保に鉄道建設のために外債を募る事を憚らない大隈の首を斬る事を嘆願したが、帰国すると、大隈に「諸外国の文明開化は、想像以上であった。井の中の蛙であった。今後は、貴公等の驥尾に附してやるつもりだ」と謝罪している。黒田が文明観の違いから大隈陰謀説を吹聴したとも考え難い。

ここで注意を要する事は、黒田が寺島に書いた大隈陰謀説で、黒田は大隈の建白のことを直接問題としていない事である。黒田が述べた憂慮は、来る大隈政権下において征韓論者の後藤板垣副島が勢力を伸ばす事と三菱社が海軍と結び付く事であった。それ故、寺島も「明治政府を左右するの恐れ」を抱き、伊藤井上馨

等としっかり打ち合わせ断行しなければ、「引き戻す可さる場合に陥り如何とも成す可ざる事」としたのである。黒田と寺島の憂慮は先見性のあるものであるが、それだけでは大隈追放には至らなかった。もう一度、黒田が「禍を転じて福トナス」とした開拓使官有物払下げの経緯を振り返る必要がある。

八月十七日、開拓使の廃止決定を報じた『朝野新聞』は、明治二年以来開拓使で取り扱われた事務の検査のため会計検査院から検査官が開拓使に派遣される模様であると伝えた。開拓使廃止の報を聞いた中島盛有は、八月二十日大隈に書簡を送り、一説には「該使廃止さへ行はるれば払下の事は何れにてもよろしき杯御沙汰。」が下されると洩れ聞いた旨を告げ、そのような事がないよう大木参議と協議のうえ断然払下げを見合わせるようお願いしている。旧広島藩主で元老院議官の浅野長勲も、大隈に八月十九日書簡を送り、大隈が有栖川左大臣に従い払下げ中止の決断をとるよう要望した。

「左府殿下迄一片の愚衷獻言仕候素より左府殿下には正論御確守如何なる挙動有之候とも断乎たる御所置被為在候事信して疑ざるなり閣下に於ても申迄も無之候得共非常之英断を以天下之疑團氷解に至り候様御処置有之度。」

明治十四年の政変で多くの大隈系官僚が政府を追放されるなかにあつて、大隈直系で肥前出身の佐野常民大蔵卿は開拓使問題の真相を理解し、事態の收拾に尽力したため、政変後も元老院副議長として政府に留まっていた。その佐野は八月二十日、大隈に書簡を送り、杞憂の念を述べている。伊藤と会談を重ねた佐野は、この書簡に自らの三条太政大臣への建白書を添え、大隈に「御高考可然御処置之程為國家奉懇願候。」と書

き送った。佐野は三条への建白のなかで、開拓使の改革を急いで行わず、一、二年後に措置を施すほうが得策であると次のように説いていた。

「万一輕急の処置あらは經濟上の大害を招くの患あり況んや公売に出てす特典を施し一切の工業物權等を挙げて之を一社に付す天下の物議を來たし人民の疑惑を醸す亦免れ難きものあり本件の世上に流布するや各地の新聞噉々之を非とする事全国一口に出づるか如し果して此事をして行はしめは過激の論者籍りて以て政府を誹謗し民心を動揺するの好辭柄たるへきこと明かなり。」

大隈は開拓使官有物を早急に処分するためなら、特典を施し関西貿易商會に一括して払下げの事も厭わなかつた。佐野も官吏會社に払下げるくらいなら、民間に払下げた方が正当性があるとしていたが、払下げを願ひ出た黒田の心情を理解し、黒田の開拓使延長論を擁護した。

「其長官たる者屢々他の事務に干与し或は使命を海外の異域に奉し或は叛亂を国内の各地に鎮め屯田の兵士を發し運輸の船艦を送りて内地の用に供する等為めに幾多の歳月を費し開拓の本務を阻格せるを以て予定の年限内に於て十分所期を達する能はざるも亦已むを得ざるものなしと云ふへからす。」

佐野は建白書の結論として、財物の実数を細査し、公益のため官府に残すものは残し、人民に付与すべき

ものは公正の方法で付与し、明治十六年の夏季に廃使置県を行うべきだとした。佐野は大隈に、開拓使を廢しその工場船艦等を賣与する議は單に政府の内決に止まり、まだ天下に公發してないので今これを変えても人民の信頼を失うことにならないと説いた。佐野は八月三十日付の大隈宛書簡で「皇室之御為國家人民之為又尊公之為深く憂慮<sup>12</sup>」としたのも、大隈が世上の評判とは裏腹に関西貿易商會への払下げ早急論者であつたからである。

開拓使官有物払下げ問題の混乱は、憲法問題にも波及した。井上馨はこれまで大隈以上に熱心に英國武國會開設を唱えていたが、保守派の抵抗に合うと、早期獨逸武國會開設論者となつた。井上馨は、大隈が七月三十日東北北海道巡幸の供奉となり出掛けると、憲法取調の大任を伊藤が担うことの同意を閣員から取り付けた。更に井上馨は三条太政大臣からも同意を取り付けた。その経緯を松方正義内務卿は、井上毅に八月二日付の書簡で次のように伝えている。

「(前略) 陳ハ憲法取調方之儀に就ては篤と伊藤氏へ熟談仕候處、無異存談決致し御安心可被下候。尤、黒田、西郷之面々も伊藤同席にて快く同意相成候仕合、先々為國家大慶之至に候。依て条公へ罷出、今般は直に憲法内密取調之事伊藤參議御下命相成可然は無之やと懇々陳述仕置候處、至極御同意にて定而出發後夫々御下命にも為相成事と遠察罷在候。伊藤氏には是は不時断然御請仕候外無之、決而誰れにも不讓との事に有之、宜御承知可被下候。」

黒田も伊藤の憲法取調へには異存はなかつた。開拓使への批判が高まると、井上馨は黒田が大隈建白の真

相を暴露し暴走するのではないかと懸念したが、伊藤は黒田がそのような事をする男ではないと八月六日、井上馨に書き送った。伊藤が信じた通り、黒田は大隈建白の真相を暴露する事はなかったが、本節冒頭に記した大隈陰謀説を流布したのであった。

## 第二節 大隈陰謀説の真相

黒田の大隈・福沢・岩崎陰謀説は、事実無根の的外れのものであったのであろうか。黒田の陰謀説は、それなりの信憑性を持って政府内部に流布された。その根拠として、大隈と岩崎の関係があった。岩崎の三菱汽船会社は明治十三年十月に開拓使に対して「玄武丸・矯竜（ケブロン）丸払下願」を提出したが、開拓使はその願い入れを却下している。岩崎は明治十三年十二月、黒田長官に次のような文書を送っている。

「就ては今般弊社に於ても目下の利害得失に關せず、勉めて永遠を慮り、北海道諸港航通の汽船は、大に旅客の運賃を引下げ、内地の人民をして頻々往来するの便利を与へ、土地の膏腴と物産の殷富なるを親く目撃せしめ、一層人心の發動を促し、大に移住民の増加を計らんとす。」

岩崎の嘆願に対して、黒田は冷淡であつた。岩崎が大隈に開拓使官有物払下げを請願した際、大隈は「如

何せん開拓使は黒田參議全權を有せり当去乍残念嗟を入るゝに乏きを御推測あれ」と述べている。明治十四年大隈陰謀説が流布すると、北島治房は前年の払下げの話が何かの口実に使われたのではないかとする書簡を明治十四年十月三日、大隈に送っている。

「払下一条世人囂々の発端は三菱福沢の二手に出ると云ふは誰も異口同音なり加之芋団上流人又福地輩等之如きは閣下其三菱を特庇し已に先年之に官艦を低価に払下げ加ふるに官護今に止ますなど喋等せるを耳にする多し是亦何歟の為に口籍するならんと察す。」

黒田の大隈陰謀説の吹聴で大隈と岩崎の関係が疑われたが、当の岩崎は大隈が五代への払下げに尽力していることを知っていた。明治十四年六月十四日の小野義真宛岩崎弥太郎書簡は、次のように述べている。

「五代等一行東上のよし、定て色々奔走紛紜と被察候。同氏の手段も所謂田舎間の口心児にて、堂々天下之大勢は却て覚知不仕、一笑に不堪候也。当地ハ先（づ）相変り候事無之、雉梁先生（註・大隈重信）も頻に尽力の御模様相見（え）申候。」

山田顯義は、開拓使官有物払下げの経緯を「三菱会社・関西貿易会社よりも払下げを願ひ出でたるも、両社共十分の補助を受けて、却て其の功もなく、政府の煩を来す位なれば」と両社への払下げは許可されず、

「廃官後なれば規則に背かず」と開拓使官吏に開拓使廃止後に払下げることになったとしている。この山田の言説を裏付けるように、岩崎弥太郎自身、払下げ問題に関して次のように述べている。

「彼の官有物払下げは、逆も目的なし、彼の徒をして其意を達せしめば、卻つて大敗を取ることに目前にあり、左れば、商法上より見ても、決して彼の徒を拒む事はなし、其敗を取るこそ、卻つて三菱の商法上には便利なれ、又、大隈には決して密着せず、三菱の政府との約束は、悉皆大久保内務卿にありて、大隈は大關係は無し。」

岩崎の発言は、関西貿易商会の幹部が北海道開拓の困難さを述べていることから、信頼に値することから、信賴に値する。関西貿易商会及び三菱汽船会社から船舶などの払下げ願があつたことは確かであるが、政府が希望していたような開拓事業継続を念頭にした一括払下げではなかつた。丸山作樂の内話では、政府は五代の関西貿易商会に官有物を買収せよとしたが、利益があらざらぬと断られると、大隈は「今日は利益なきも、五六年の後には必ず利益起らん、然らば、京摂間及び江州等の豪家は、関西貿易社中夥多あれば、協力して目的を達し候様、尽力ありたし。」と五代に協力を求めたとしている。政変後、岩崎は政変を正当化する薩長の大隈・福沢・岩崎陰謀説に憤慨し、小野義真を通じて山県有朋、大山巖に善処を求めた。

次に福沢と大隈の關係である。福沢と大隈は憲法問題において密接な關係にあつたため、大隈・福沢・岩崎陰謀説に信憑性を持たせたが、福沢は開拓使官有物払下げ問題において、黒田を非難することはなかつた。明治十四年十月一日付大隈宛福沢諭吉書簡は、象徴的である。

「北門之一条は誠に騒然最早二ヶ月にも相成候得共世論は中々止み不申・今回之一条不正と申せは不正ならんれ共明治政府は十四年間の類之事不珍何ぞ此度に限りて喋々する訳もあるまじ然るに斯くも喧しきは畢竟三菱と五代と利を争ひ大隈と黒田ト権を争ふより生したる者にして云はゞ一場之私闘たるに過ぎず云々とて此作説は随分官海に流行して或る人々之口実にも可相成模様なり 世上の民権論は全く顛覆論に性質を改めたるか如し此模様には官民益々反離して其極度或は流血之禍如何と心配之事に御坐候。」

福沢は、民権論者を煽動するどころか開拓使官有物払下げ問題で民権論が沸騰し、流血の事態を招くことを恐れていた。福沢は開拓使官有物払下げに関して、不正と言えは不正であるが、この程度の不正払下げは明治政府発足以来行われており、取り立てて騒ぎ立てることではないとしている。払下げ問題の真相をよく知っていた福沢は、北海道の開進社長岩橋輔輔の息子謹次郎と親しい關係にあつた。福沢は、謹次郎を通して輻輳に日本全国に鉄道を敷設する事業の話をしたり、謹次郎からは北海の珍品オットセイを贈られたりしていた。福沢は明治十四年二月十四日の謹次郎への礼状に「北地の御話等詳に拝承致度、御閑も候はゞ御來訪奉待」と書いている。政変当時、今回の官有物払下げ問題が扱われたのは、三菱と五代が利を争い、大隈と黒田が権を争つたからだとする説が官界に流布したが、福沢は後の回想において明治十四年の政変の主人公を岩倉としている。

「およそ当時の政変は政府人の発狂とでもいうような有り様で、私はその後、岩倉からたび／＼呼びに来て、ソツト裏の茶室のようなどころで面会、主人公は何かエライ心配な様子で、この度の一見は政府中、実に容易ならぬ動搖である、西南戦争の時にも随分苦勞したが、今度の始末はソレヨリモ六かしいなんかんと話すのを聞けば、よほど騒いだものと察しられる。」

明治十四年の政變の主人公を岩倉とする福沢は、開拓使官有物払下げ問題で世間の批判が鹿兒島人に集まることに同情していた。福沢は九月十九日、交詢社員鎌田栄吉等に書簡を送り、次のように述べている。

「近来東京は開拓使御払下げの一条にて、誠に物論の喧しき事なり。其事柄は、あまり正しき仕方にも有之間布候得共、今の政府の仕組なれば、何も珍らしからぬ挙動ならん。必ずしも黒田と五代を、此度に限り咎るにも及ばざる事なり。之を咎れば十三年間政府の全体を咎て可なり。但し此度は鹿兒島人が傍若無人の挙動とて、苟も鹿兒島の名ある人物は、皆其党類の如くに言做さるゝは、在累の人の為には、少々氣の毒の様に存候。」

そもその話、福沢は関西貿易商會を批判する立場にはなかつた。福沢は明治十三年十一月二十四日、後藤象二郎の内願を受け、大隈に高島炭鉱の払下げを仲介しており、明治十四年三月十九日の大隈宛書簡では、炭鉱払下げを早急に片付けるよう書き付けている。

「小野義真にても至急御呼寄せ炭坑授受に付何か福沢より承りたれ共結局些細の事ではないか此場合に臨んで何をぐず／＼云ふか片時も早く片付けると唯御一声相願度然るときは小野は必ず其御説論の趣を熱海へ報じ事立処に整頓いたし候。」

福沢・岩崎の二人は、工場牧場等の開拓使官有物払下げに関して新聞を利用して殊更、五代と黒田を攻撃する理由はなかつた。しかし、大隈福沢岩崎三人の周辺には五代と黒田から疎まれる者がいた。藤田茂吉、鎌田栄吉、加藤政之助は、八月二十日大阪道頓堀戎座で交詢社員による臨時演説會を催し、五代のお膝元で開拓使官有物払下げの批判をした。加藤は五代の経営する大坂新報に入社する際、福沢の紹介状を持参していた。

「陳は此度藤田茂吉の紹介を以て、弊塾生加藤政之助義、其御地え罷出、記者新聞に任ずるよし。政之助事、文筆は相応に出来候得共、何分にも少年、世事に慣れず、独歩の記者として如何可有之哉、掛念不少、併幸にして右新聞社の後ろに老台の在る有り、何卒万事御注意被成遣、大なる過なる様、事々物々御指揮奉願候。いちは茂吉より申上候事とは存候得共、尚掛念の余り小生よりも特に一書を呈し候。右要用御依頼迄早々如此御座候。」

また大隈側近小野梓の義兄小野義真が、有栖川宮と繋がることで、開拓使官有物払下げを妨害することになった。明治七年一月大蔵省を去り岩崎の顧問となつた小野義真は、明治十四年八月六日大隈に書簡を送り、

開拓使問題で黒田が「強迫之形勢に而例の腕力論より終に御發聲當日千住におゐて太政大臣より伺<sup>レ</sup>」を立てたと述べている。小野義真は供奉の有栖川宮を日光から仙台へ追いかけようとしたが、事を荒立てることを恐れ東京に戻った。

現役の大蔵官僚にあつても、払下げ問題の真相を理解していなかった。郷純造大蔵大書記官は九月十一日の大隈宛書簡で、五代に非難が集中していることを「一大珍事」としている。

「近来一大珍事と申は北海道払下一件新聞紙上等に而比々御一覽之事と存候・五代帰京に付面会云々承候處如何成間違敷右払下一件には聊も關係無之趣丁度其節西村貞陽子も参り居候間全其通之事なれば何故開拓使に而事実相違之廉取消不相違儀に候哉承候處何敷云々之次第も有之夫も不相成との事に御座候実に驚入たる次第と存候最初横浜新聞に而申出候節相違之廉取消さへ有之候は、是迄大火には不相成<sup>レ</sup>。」

郷は大隈が『東京横浜毎日新聞』の報道を最初に打ち消しとけばここまで大火にならなかつたとしているが、大隈にそのような事が出来る筈もなかつた。払下げ問題の真相と新聞報道の食い違いは、事態の收拾を困難なものにしていった。

開拓使官有物払下げ問題の混乱は、先ず北海道の函館で起きた。函館では八月十日、杉浦嘉七、佐野専左衛門、田中正右衛門、小林重吉、藤野喜兵衛、常野正義などの函館の有力商人が北海道運輸会社を設立し、開拓使所屬の汽船及び倉庫の払下げを決議した。八月十二日、設立発起人代表常野正義と田中正右衛門は、

函館支庁に時任為基開拓大書記官を訪ね払下げ願書を提出したが、「汽船倉庫は已に他所へ払下たる後なれば今更折角の事にはあれど及びかたし<sup>レ</sup>。」と回答された。二人は十三日函館に向いた黒田長官にも面会したが、同様の返答があつた。

この時、黒田は常野に次のように払下げの事情を語つた。黒田は開拓事業の為に北海道に骨を埋める覚悟であつたが、台湾、朝鮮、民選議院一件、内閣の混雑、江藤、前原、西郷等の乱があり、悉く此大事に与り開拓の事業を為す暇がなかつた。故に今五年間、開拓使を継続する事を願ひ出たが、悲しいことに自分の議論は貫徹されず、廢使置県となつた。廢使により多くの官吏が免職となり、自分も開拓の実効を立てずこの俛に止むのも残念に思つて居たとともに、書記官等が願意に任せて一手払下げの許可をなしたものを、黒田が太政官に自らの意向を伝え、明治天皇の允許を得たものであると説明した。黒田が函館に向いたのは、開拓使官吏が、元函館区長の常野は「我々と同腹の人」なればと内情を打ち明けて説諭することを要請したからであつた。黒田は常野に自分に向けられる批判に関して、「新聞屋は商法の為に賄賂づくで論ずるものなれば皆虚言なり、其証拠は関西貿易商會に払下げた杯と喋々すれど、真実は右の如く開拓使官員が願出たるなり、是を以ても其虚言たるを証するに足るべし、且つ西洋文明国と雖も顯職に在るものは常に人民と其説を異にし、弾丸を以て相逢ふ者あり、余苟くも陸軍中將兼參議の職にあるからは、死は少しも恐れざる也」と述べ、函館人民が黒田に抗論しても無益であり、常野らは大人しくして、官吏会社と合併でもするがよいと説いた<sup>レ</sup>。

このように開拓使官吏は民権家の懐柔を試みたが、北海道運輸会社設立會議に参加した安浪次郎吉、工藤



弥兵衛、米谷権右衛門、石田啓藏、枚田藤五郎、上田武左衛門らの区会議員は連名で建議書を函館区役所に提出し、函館区が豊川町常備倉の払下げを受けるよう願ひ出た。この建議書を受理した区役所は、函館支庁に臨時区会の開催を上申し、同夜臨時区会を開催した。臨時区会は、建議通り区内共有金をもつて豊川町常備倉を区有共有物として払下げよう出願する事を議決した。八月十四日、区長心得桜庭為四郎は議案と議事を函館支庁に提出した。支庁記録課は区長心得からの上申書を受理したが、区会議員から提出された「常備倉御払下願」の受理は拒否した。桜庭区長心得から提出された上申書も、時任大書記官が「此常備倉なるものは、北海道の爲めに使用せるものは処分せり。是を皆に当区のみのため使用するものとなさんとするは逆も及ぶべからざるなり」と却下した。

これに対して、東京において福地源一郎が発行する『東京日日新聞』は八月二十七日、「開拓使官有物ノ処分併テ財政ヲ論ス」と題する福地の演説を掲載した。福地はこの演説で『東京横浜毎日新聞』の報道に依拠して、「箱館の常備倉は海岸最要の地所にて其坪数二千五百坪あり、一坪十円ならば即金にて引受人多かるべし。其煉化石蔵六棟新築の建坪五百四十坪十分の低価にても一坪五十円を下らず、其附属の建物もあれば此価一万円ならば即金に願人あるべし。七重試験所は建物のみに十万円余も費したり、其土地は数百万坪にて熟田となりたるも多し。玄武矯龍の二汽船のみにて十万円ならば即金に願人あるべし。根室札幌の牧畜場には牛馬二三百頭羊数百頭を畜へり、今日に於ては高価の牧場なるべし」と開拓使官有物払下げ価格の廉価なる事を論じた。

非民主的な官吏の対応に函館の民権家は、八月十七日渡辺洪基、原敬、花房直三郎の三名を迎え懇親会を

持った。渡辺は太政官書記官の職を辞し、元老院入りに際して全国周遊の旅に出ている。渡辺は旧福井藩の人で、幕末に横井小楠からイギリス憲法を学び、これに倣つて日本統一の大運動を起こそうとした先覚者であった。原敬は渡辺と親交のある小西報知新聞社長の命令で記者として渡辺に同行し、旅行日記を報知新聞に掲載した。常備倉払下げを函館支庁に拒否された請願者は、九月五日夕方北海道巡幸で函館に入った大隈参議に直接請願に赴いた。北海道議會議員の石川小十郎は単独で、枚田藤五郎、井口兵右衛門、山本忠礼の三氏は函館区民総代として大隈の宿を訪れた。

『朝野新聞』の報道では、牧田井口山本の三氏が、大隈の宿である渡辺熊四郎方に面会を求めに行くと、大隈は「今般の御巡幸は元来人民の疾苦を問はせらるゝの御旨意なれば忌み憚ることなく充分の意見を申し述べよ」と面会に応じた。山本から大隈に「此の儀は閣下に御含みを願ふは勿論なれども第一の歎願は天皇陛下へ御奏問を願ひ奉り度」と申し出ると、一同からも開拓使創業より今日までの事情及び一同の今後の計画が陳情された。これに対して大隈は、「猶申し述べることあれば滞在中は何時にも来つて申述べし拙者は如何様にも繰り合わせ面会すべし」と答えると、開拓使の処分に憤慨していた一同は、思い掛けない親切の詞に落涙し、蘇生の思をなし退いたと『朝野新聞』は報じた。

また翌六日には、井口山本牧田林小野の五氏が区民総代となり、「民権主義の大任」と仰がれた有栖川左大臣に面謁を求め許されている。その時の様子を伝えた『朝野新聞』は、有栖川宮の「函館の景況は兼て聞及べ共斯くまで盛んなるとは思はざりしに聞きしに勝ざる繁昌なる善き地なり」との感想を紹介した。函館区民総代は、有栖川左大臣及び大隈大木両参議に船舶倉庫等の払下げ願書を奉呈したが、その願書には、

黒田の來函に際し官有物払下げを請願するも、太政官の特典を以て安田ら書記官に永年賦で払下げたもので、今更人民の請願の採用はなりがたいと黒田に退けられたと記し、「豊川町常備倉は、地方公共に関し行政上一端に属したる物件にして、諸工場其他と全く性質を異にするは瞭然たり」と大隈の政治力に期待した。<sup>42</sup>

九月十日山本等は区民総代の再請願が却下されると、その夜、会所町宝亭で演説会を催した。演説会は山本の『開拓使を廢して県となすの利害』に始まり、『国会論』と題して演説をした交詢社員の高木喜一郎は、開拓使官有物払下げの現患を發生させた所以を論じ、「憲法未だ立たず国会未だ開けざる寡人政府の通弊で政府の組織を改良すべし」と訴えた。<sup>43</sup>

民権家からその名声を頼みにされた大隈であつたが、巡幸先の函館にあつて、九月五日北白川能久親王に随行し開進社第一会所の代覧を行った。会所では社長の岩崎轍輔が、窮状を訴え士族授産金の援助を申し入れた。<sup>44</sup>

「本場開墾着手の始は明治十二年の秋に在り其日尚浅く百般未だ整理に至らず以て御覽を贖すに足るもの無し・・而して實際之を経験するに応募の士族は概ね農事に堪ゆる者殆んど稀にして・・遂に丁年以下の少年を勧めて之に移し以て純農に帰せしむる外他術無きを曉り乃ち其議を草する。<sup>45</sup>」

大隈が開進社の事で奔走した九月五日、『函館新聞』は開拓使官有物払下げの風説記事として『大坂日報』の記事を転載した。その記事で『大坂日報』は、五代友厚に関する一連の疑惑を掲げ、「開拓使は頭より踵

まで所謂水入らずの鹿児島人にて組織し関西貿易会社の發起張本人は名にし負ふ薩摩商人なれば実に大自在<sup>46</sup>」と締め括った。明治天皇巡幸時に『函館新聞』は、如何なる意図でこのような『大坂日報』の記事を転載したのであろうか。

大阪には大坂日報、朝日新聞、大坂新報の三大紙があつたが、大坂日報のライバル紙である大坂新報は、五代の経営する弘成館の社員であつた本庄一行を社長として明治十年十二月十五日に創刊された。その主筆の加藤政之助は、開拓使官有物払下げ問題が起こると、東京の大新聞に同調して、五代の関西貿易商會を攻撃した。このような事が許されたのは、五代が黙認したためである。世の評判では、加藤の才能は日報の古沢滋の上に出るも、いまだ古沢を高価に買うとの説があり、加藤は開拓使官有物払下げ問題を取り上げ、紙面を拡大し販売数を増やそうとした<sup>47</sup>。しかし、八月下旬に至つて関西貿易商會へ特典を施し官有物を払下げるとの話がほぼ消滅し、朝陽社に対する借入金五十万円の無利息五十ヶ年賦返納が政府から許可された事もあつて、五代は敢えて岩倉大隈のために世間の批判を被る必要はなくなつていた。八月三十日付の『函館新聞』は、大坂新報主幹の加藤政之助が関西貿易商會を批判したため、五代の庇護下にあつた大坂新報を退社した旨を伝えた。<sup>48</sup>

五代が新聞事業に関与するようになったのは、英仏留学で新聞の力を知り、帰国後、新聞による世論形成に係わるようになったからである。五代は新聞で大阪に造幣局を設立する必要性や藤田組の贖札造り事件の無実を訴えたのみならず、大久保には新聞で征韓論反対の理由を宣伝するよう進言した<sup>49</sup>。新聞は文明社会に必用欠くべからざるものと認識していた五代であつたが、開拓使官有物払下げ問題で新聞各紙から批判

を浴びると、広瀬宰平から新聞事業から手を引くよう八月三十一日の書簡で進言された。

「此時に当て独り新報のみ反対し、抗撃弁解をなすも徒勞に属するのみならず反て一方論者の激動を助くる恐れあるを以、各新聞に抗敵せず態と不問に付し置たり。時に岩橋徹輔(徹)の紹介を以、三菱社へ新報譲り受けの儀を十三銀行へ申込み、箕浦勝人之に代らんことを求む。十三銀行は実にもてあませし際なるを以、直に譲り渡さんとの決意を表し、本荘(一行)氏へ相談あり、同氏に於ても該新聞維持の方法に付ては種々苦心の折柄、宰平よりも屢々御照会上候通り、彼は配慮致し候際なれば、新聞に關係するよりは、寧ろ實力を拡張し、以て事を成すに如かずと断決し、譲り渡しの議に賛成せり。」

大坂新報の転売話には岩橋徹輔と三菱が関与して居り、後日、箕浦勝人の郵便報知新聞に買収された大坂新報は、大隈の改進黨の機関紙となつて居る。この様な状況で、明治十四年九月五日、明治天皇函館巡幸時に『函館新聞』が『大坂日報』の五代の醜聞記事を転載したのは、五代の関西貿易商会对する地元の広業商会の商権を擁護する一方、大隈による岩橋徹輔の開進社への払下げ話を隠蔽するためであつた。大隈が函館滞在中、宿泊先とした渡辺熊四郎は、函館新聞の初代社長であつた。

黒田が進める払下げにせ、大隈が進める払下げにせよ、何れにしても官有物の払下げ問題は、東京に容易ならぬ事態を招いた。伊藤は八月三十日、黒田に書簡を送り、東京の危急を伝え、北海道巡幸済み次第帰京するよう求めた。

「御發轍後都下之形勢頗騒然新聞演説至る處に北海道官物払下之処分を非として閣下之名譽を汚辱し併て政府を顛覆し国会を新設せんと罵詈造言誹謗至らざる所なき形情に有之申候又各地に人を派し檄文を飛ば煽動教唆漸く禍機を催さんとする者に似たり其原因する所固より不可誣者あれとも如斯の大仕掛とは不存寄ことにて・(略)・北海道一部の得失に拘泥する時には無御座明治政府を維持し皇家の安全を謀る今日を誤る可らざるの時機と奉存候。」

九月八日、黒田は開拓使書記官とともに玄武丸に乗り込み、函館を離れ帰京の途に就いた。黒田が帰京すると、九月十三日、閣議が開かれ、激論が戦わされた。『東京日日新聞』は、「一貴顕は憤然として拳を握り既に此事件は我共と御主どもと最初に相談して始めた事では無いかと申されし一語が四辺に響て聞えたり」と報じた。

一方の大隈も九月下旬に至ると完全な孤立状態に陥つた。その火種は、以前から燻っていた。大隈から情実を受けていた五代も、六月六日付の谷元・種田宛の書簡で、民権家と三菱に対する憤りを次のように述べていた。

「憤滿に不堪ものは、大坂新報也。此社、不相替、三菱より、月々五百円位も資本を附与、近果迄も派出、頗に煽動罷在申候。到底、世の中へ、一度の是非、腕力を用候外無之。」

大隈は有栖川宮との關係から、払下げの暴挙を唱え国会開設を要求する交詢社社員及び新聞社に対して圧

力を掛ける事は出来なかつた。大隈は五代の怒りを静めるためにも、また民権家から批判の矢面に立たされた函館支庁及び区長を宥めるためにも、何らかの説明をしなければならなくなつた。福沢諭吉は、大隈の事を次のように評している。

「全体大隈というは専横な男で、様々に事を企てるその後ろには、福沢がいて謀主になつてゐる。その上に、三菱の岩崎弥太郎が金主になつて既に三十万円の大金を出したそうだから、馬鹿な茶番狂言の筋書みたようなことを触れ回し……。」

福沢は大隈が国会開設の事を企てた後で、それを福沢と岩崎の所為にしてゐると非難してゐる。しかも、三菱の岩崎が三十万円の大金を出してゐると大隈が吹聴してゐると言うのである。この福沢の回想に信憑性はあるのか。『朝野新聞』は、時任大書記官が九月二十五日、函館区長榎庭為四郎ほか区吏一同を函館支庁上局へ呼び出し、次のように申し渡したと報道してゐる。

「今般黒田長官には深く人民の爲めに御心配あらせられ開拓会社の一件を許可せられたる處彼の天下に人望あり高名なる五代氏が同時に鉄道会社の事に就き大阪表に於て株金を募りたるに三菱会社はとんだ嫉妬心を起し五代が北海道で汽船会社を始める時は我が三菱社の一年所得なる三十万円の利益は全く彼に奪はるゝに相違なし何にせよ右の利益三十万円を散財して永年の損失を償はんと考へ付き悪む可きかな福地源一郎へ一千五百円沼間守一へ一千円賄略して

其の他の人々にも応分の金を与へ彼の新富座の大演説を催し夫れよりして苟も新聞記者とか演説士とか云ふ者へ東京は勿論全国中にて既に三十万円を遣ひたり彼の新聞記者演説者は全く金の爲めに不本意なる言論をなし天下を騒がせり新聞記者演説者の卑屈には驚き入りたり五代氏も今日になりては実に憤怒に堪へられぬは勿論余等も傍觀に忍びず然れども五代氏は近日の内に名誉回復の訴をなし之を機会に大政府は彼の福地沼間を始め今般の事に議論を吐きたる人々を残らず処分する都合なり然る時は彼等一同日本帝国には居るに居られぬ大變が出来るから其方一同心得違して彼等が言を信じ後來難渋無き様致し度懇親の爲め此上局に於て口達するなり云々。」

時任大書記官の榎庭函館区長への口達を以て、官による三菱賄賂演説の嚆矢とされている。この時任大書記官の演説は、一見、開拓使官吏が黒田長官の代弁をして、

世上流布した三菱陰謀説を吹聴してゐるやうに聞こえるが、「新聞記者演説者の卑屈には驚き入りたり五代氏も今日になりては実に憤怒に堪へられぬ」と述べてゐるやうに、その実、五代を擁護したものであつた。これは、大隈が黒田の岩崎・福沢陰謀説に便乗して、五代及び開拓使官吏を弁護したもので、福沢の大隈評を裏付けるものである。何れにしてもこの背景には、鈴木安蔵氏が『明治維新政治史』で指摘された明治政府内部の「政商的財閥的な微温的自由主義」の破綻があつた。この事を大隈自身、次のように述べてゐる。

「わが輩が叛乱を企てたと云うわけで、わが輩はどうとう謀叛人になつてしまつた。しかもこの大隈の謀叛の裏には福沢諭吉が参謀となり、軍用金は三井、三菱が出してゐるとまで政府側では云い出した。ことに當時わが輩は、主義

宣伝のために本願寺を手先に使い、本願寺を中心に、朝野新聞に成島柳北がいて、その筆で全国六、七十万の門徒に宣伝をしていたから、この天下騒然の状を呈しているのを見て、おのれ火をつけたのは大隈だ、大隈は太い奴だ、横着な野郎だと、・今にして思えば、芝居の筋はすこぶる喜劇に類するくらいだが、みんなでとうとう叛逆者にしてしまった。」

大隈が言っていることは、三井の番頭の井上馨と三菱の番頭の大隈が、国会開設に向けて協調して事に当たっていたが、井上馨が保守派に寝返ると、黒田を始めとする政府要人が大隈を謀反人に仕立てたというのである。

この問題に関連して、矢田績が晩年、『懐旧漫話』（大正十一年九月刊）で次のように回想している。矢田績は高木喜一郎と共に払下げ問題が頂点に達した九月から十月にかけて、北海道東北で巡回演説会を催したが、この巡回演説会に関して「我々は福沢先生から命ぜられて出掛けたのであるが、実は其旅費杯は三菱から支出したのであった」と述べている。これは三菱の岩崎が福沢の後楯となっていた事を証明するものであるが、これ自体、陰謀などというものではない。三菱の岩崎にすれば、廃置県問題及び国会開設問題に関して演説会を後援する事など至極当然の事であった。岩崎ら政商は、常に政府内部の保守派から猜疑の目で見られており、彼らは彼らの経済活動の自由を保障する政府が必要であった。況してや福沢系の交詢社の「私擬憲法案」は上奏されて居り、明治天皇御了解の国会開設運動なれば、尚更の事であった。福沢が三菱の援助で、開拓使官有物払下げ問題及び国会開設問題に関する演説会を催したのは事実であるが、この

事が主因となって大隈が政府から追放されたのではない。逆に三菱には、国会開設の論拠となる自由主義に逆行する側面があった。三菱は以前から世論対策として有力政論新聞に幅広く資金を援助して居り、新聞各紙は政府の保護を受ける三菱を批判する事が出来なかつた。政変後の明治十四年十月二十二日に至って、漸く『読売新聞』が次のような三菱批判の記事を掲載した。

「三十万円無利足三十ヶ年賦にてお払下になりかゝつた開拓使官有物の一件より今一段寛大な話しハ去る明治八年ごろ或る会社にて商業上の運送器械を買入と修覆料の為に然る處より洋銀八十一万弗を年二分の利子十五ヶ年賦皆済の約束にて借入れ翌九年ハ元利とも返済を猶予して貰ひ此一年ハ据置の姿にて十年より十二年までの三ヶ年ハ約束通り年賦の元利を払ひ戻し跡に残つた六十四万八千弗を貸方へ嘆き十三年より向ふ五十ヶ年賦無利足返済の約束にして貰ひ昨年ハ元金として二万五千九百二円を返済したといふハ何處の会社だか。」

明治十四年七月二十六日に開拓使官有物払下げ報道の先駆けをなした東京横浜毎日新聞の沼間守一も、三菱の籠落を遺憾と考え、補助を辞退して三菱批判を展開しようとしたが、沼間自身、三菱との関係を清算できなかつた。沼間は薩長藩閥政府に対抗せんと、自由党の板垣と保守派の谷千城佐佐木高行との提携に奔走したが、その際、沼間は谷千城から三菱との関係を糾弾されると、「新聞屋は商売也、金を取る何の妨げあらん、併し、今般開拓使事件は、兎も角不当なれば、新聞に演説に充分論じたり」と反論している。谷千城など開拓使官有物払下げ問題の真相をよく知らぬ保守派は、新聞各紙が開拓使官有物払下げ批判を行

うのは、背後に三菱があつての事だと信じていたが、それは事の本質ではなかつた。

それでは何故、大隈は政府から追放されなければならなかつたのか。それは、開拓使官有物払下げ問題の先駆け報道をなした七月二十六日付『東京横浜毎日新聞』の「関西貿易商会の近況」と題する記事に問題があつたからである。この記事で、関西貿易商会は北海道物産販売において開拓使官吏と結託していると批判されたが、その情報は大隈筋から漏洩されたものであり、黒田が独自に開拓事業継続に動き出した時に報道された。八月五日には、東京横浜毎日新聞よりも黒田に批判的な報道をなした『朝野新聞』は、「北海道官有物払下げに関し廟堂に意見対立問題重大化 御巡幸先に三条の奏上」と題した記事で、大隈参議を始め佐野大蔵卿、河野農商務卿が北海社によつて独自に開拓事業を継続しようとする黒田の意向に反対したことを伝えた。

「廟堂の貴頭中にも大隈参議を始め、大蔵卿、農商務卿其の他不同意を唱へられし人も有りしが、開拓長官は何故か強く之を主張し・皇上御発輦の日に、三条公は千住の御小休所に於て何か密々の奏上有りて遂に其事御内決になりたる由、因て諸新聞紙にては開拓使の所有品の代価三百万円を、兼ねての見込通り卅万円、無利息卅ヶ年賦にお払ひ下げになりしと判然記載すれ共、未だ右様の運びには至らず、諸製造所等の内にて彼れは何ひの上処分すべく、是れは開拓長官の独決にて払ひ下げを許すと、其の区域を立て、決議ありしなりと洩れ聞きぬ、其の処分の公平に出るか否かは後日に於て知る可し。」

朝野新聞は開拓使問題の論点として自由開拓自由製造自由商業の主義を標榜し、開拓使の干渉の害を説き、逸早く開拓使を廃し県を置く論を展開した。この世論の形成において、朝野新聞は東京横浜毎日新聞と共に開拓使を痛論したが、その『朝野新聞』は払下げ問題報道の先駆けをなした七月二十六日の『東京横浜毎日新聞』の「関西貿易商会の近況」の記事に対して、「事実の主客を失うが如きの誤謬なきに非ず」と評し、不信の念を表明した。

「該商會が開拓使と約して北海道物産を一手に引受け凡そ北海道の物産と称するものは該商會を経るに非ざれば決して北海道外に輸出せしめざるの方法を設くるとの風説に就き大に論弁する所あり夫れ毎日新聞の説は稍や確実なるが如きも少しく事実の主客を失ふが如きの誤謬なきに非ず何となれば毎日新聞は関西貿易商會を以て此の締約の主と爲し開拓使中の或る官吏を以て客と爲したりと雖ども我儕の聞く所は之れに反すればなり其の風説に拠れば開拓使中四五名の官吏は今回北海道政略上の変革あらんことを察し自から其の官職を辭して商賈と爲り従來該使が有する三十余ヶ所の製造場に就き其の最も利益ある者を払ひ下げ以て北海道の商權を掌握し其の威力を奮て一挙に陶朱の富豪を博取せんと企望すと云ふ而して他の商會の如きは此の四五輩より輸出する所の物産を取り次ぎ余利を其の間に得んと欲するに過ぎずと果して然らば我儕が筆力を極めて十分に論責すべきは彼の官吏に在り何ぞ其の他を問ふに暇あらんや」

『朝野新聞』から今回密約された北海道物産の商權は主に開拓使官吏会社にあり、関西貿易商會はその取

次ぎに過ぎず、『東京横浜毎日新聞』の七月二十六日の記事は主客を失つた誤つた報道と評されたが、東京横浜毎日新聞は如何なる意図でこの様な報道をしたのであろうか。東京横浜毎日新聞は開拓使存続問題が再浮上すると、その論調を明らかにした。

政府内部で再び開拓使存続問題が浮上したのは、三条太政大臣が「開拓使所有物を関西貿易商会社員某等に払下げ世の不測の変を招んよりは寧ろ四五年間従前のまゝに据置き一時世論の嗽々を鎮定するに如かず」との論に至り、先きに廃使説を主張し貿易商會を庇護した議者もこの説に同意するようになったからである。これに対して、『東京横浜毎日新聞』は「輿論の嗽々を恐れて関西商會に所有物払下を廢するは他日亦世論の嗽々を招く所以なり眼前の世論を恐れて他日の世論を忘るゝ者なり是れ豈に將來の得失を考ふる政事家の為す可き業ならん乎。」と主張し、堂々と次のように関西貿易商會への払下げを支持した。

「若し一商社に所有物払下の処分を止め再び開拓使を以前のまゝに存せん歟天下輿論の之を非とするや猶ほ今回所有物払下を非とする其状を同ふするは必然なり左れば今議者が輿論の嗽々を恐れて関西商會に所有物払下を廢するは他日亦世論の嗽々を招く所以なり眼前の世論を恐れて他日の世論を忘るゝ者なり是れ豈に將來の得失を考ふる政事家の為す可き業ならん乎。」

当初、東京横浜毎日新聞が開拓使問題で関西貿易商會を批判したのは、開拓使官吏が関西貿易商會の社員となり払下げを受けるといふ高度な政府の機密を知り得たからである。『東京横浜毎日新聞』は、右の関西

貿易商會への官有物払下げを支持した記事を「輿論が開拓使復活を惡むことは尚ほ貿易商會社員が此地産物を壟斷するを惡むに異ならず」と締め括つた。

その後も『東京横浜毎日新聞』は、開拓使官有物払下げ問題において官吏の関与を執拗に糾弾し続けた。八月二十七日付の記事では「何々県を置き其商業事務は関西貿易商會に委任する旨を達せらるゝか又若し此事實にして虚聞なれば新聞は勿論演説場にも之を演述す可からざる旨を達せらるゝこそ至当のこと」と論じ、政府に対して態度表明を迫つた。『東京横浜毎日新聞』から「政府の租税は貧官の教育費にあらざるなり而るに廢使置県の処置開拓官吏官の生路を危せんとするを見て我日本人民の膏血を注て免職官吏の口腹に充んとす是れ租税を以て教育費と混視したる者にあらずや。」と批判された黒田は、東京横浜毎日新聞等が頻りに黒田を非難するのは、三菱の賄賂で説を変じたためであると反論した。その証拠として、黒田は彼等は関西貿易商會へ官有物を払下げたなどと言うが、その実は開拓使官吏が払下げを願ひ出たものであり、虚偽の報道をしているとした。

払下げ問題に関して、黒田は取り立て三菱を非難する必要はなかつた。三菱が既に払下げ問題から撤退していた事は、先に述べた通りである。ただ黒田にとって、三菱の岩崎が福沢系の交詢社社員を通じて、廢使置県問題及び国会開設問題を演説しているのは、目障りであつた事は確かである。それ故に、黒田は三菱云々としたのであろうか。当時『茨城新聞』は、三菱の商活動を弁護する東京横浜毎日新聞に対抗して、次のような三菱陰謀記事を掲載した。

「三菱会社の長岩崎弥太郎氏は関西貿易商会員五代友厚氏が開拓使官有物を一手に払受け山海の利を収めて海運の全権を占め他の船をして北海道を窺はしめざらんとするの計畧を聞き是迄三菱に専有したる運輸の大利を奪はれんことを嫉み数万の金円を抛け大坂の論士を引入れ又東京日日新聞を始めとし朝野東京横浜其他の新聞雑誌に至る迄賄賂を以て右私下の件を非難せしめ五代氏が計画をして其図を誤らしめ自から北海の利を専有するの籌策に出でたるなり云々。」

これに対して『東京横浜毎日新聞』は、三菱陰謀説が吹聴されるのは、関西貿易商会への私下げと利を異にする開拓使官吏が直接関西貿易商会を非難できないので、三菱に託して怨みの情を発しているとの核心論を掲げ反論した。

「三菱会社も随分世上に物議多きの会社なり余輩も此社会の所行に就ては随分非難すべきことあるを知れり然ども此会社にして関西貿易商会に先ち早く有利益の官物のみの私下を請ふたればとて直ちに之を壟断の利を貪る者なりと評下し去る可からず損を辞して利に赴くは商估の常なり三菱会社にして其損益を計り関西貿易の如き手順に倣はずして普通一般官物私下の手順に従ひ公然入札の上有利利益の官物私下を請はゞ世間誰あつて此私下に非難する者あらん乎・(略)・三菱会社は関西商会に先つて彼の口実の如き請願を為せしことありとするも其請願既に政府の承諾を得ずとせば全国人民は未だ之れが為めに毫釐の損耗をも受けず毫釐の損耗をも受けざれば全国人民は之を非難するに辞なし況んや此口実たる多分官物私下党が怨を三菱会社に嫁せしめんとする手段に出づるの情あるに於てをや。」

明治十四年の政変の研究史において、関西貿易商会への開拓使官有物私下げ報道の先駆けをなしたとされる東京横浜毎日新聞の批判の矛先は、民間経済活動の発展を阻害する開拓使存続及び開拓使官吏の動向にあった。官有物私下げを請願した関西貿易商会及び三菱会社の商活動を正当なものと擁護した東京横浜毎日新聞の立場は、大隈の国立銀行法に基づく紙幣償却を後押しするものであった。しかし、東京横浜毎日新聞の姿勢は世上、開拓使官有物私下げ問題に並行して論じられた国会開設の論調をあやふやなものにした。東京横浜毎日新聞からその経済活動を擁護された関西貿易商会においても、内部では東京横浜毎日新聞の方針に懐疑的であった。

九月十三日、関西貿易商会の田中市兵衛は五代に東京横浜毎日新聞沼間守一派の演説会の様子を「表面は、国会主義にて、斯の私下げ云々随分募言すれども、人民に於て、先、半信半疑の人氣に御座候」と伝え、三印こと三菱の落城も近いと書き送った。<sup>74</sup> 世評では、政府の失策を機会に内閣の交代が行われ、太政大臣は大隈、右大臣は大木、外務卿は福沢、司法卿は沼間、大蔵卿は岩崎、海軍卿は肥田浜五郎、参議は河野、国会議長は板垣との風説があり、<sup>75</sup> 私下げの実情をよく知る黒田にとって、大隈を英雄視する新聞演説は茶番であった。新聞各紙は、黒田と五代の関係を糾弾し続けた。

九月十四日には、大隈と関係の深い『朝野新聞』が「北海道の怪聞」と題して、開拓長官黒田の品性を批判する次のような記事を掲載した。



「開拓長官黒田清隆氏は御巡幸供奉の一人にして其身現に北地に在りながら我が至仁至聖なる 天皇陛下が遠く山川を跋渉して其の民情の在る所を知るし召さんがために忝くも龍駕を此の地に巡らし給ふに際し同使事務の多端繁忙なりと称し管内の御先導は総て開拓権大書記官鈴木某を以て代理と為し己れは常に鬱々快々として一室に閑居せりと然るに之れに反して大坂の一商人五代友厚が去月二十日を以て小樽港に来らんとするや在札幌の黒田清隆氏は貴客の其地へ着す可きに因り用意致す可しと電報を以て之を命令し而して五代の來着するに及んでや為めに煤田停車場の御召車と称する金碧鏤嵌の特別汽車を供し且つ該使屈指の官吏をして懇切に其の旅情を慰問せしめ己れ亦之れを待遇する其の鄭重を極めたりと嗚呼是れ果して真なるか吾儕は嗚咽痛哭して復た言論を為すに堪へざるなり然れども彼の開拓使に関する風説は一として奇怪ならざる無く愈よ之れを聞て益す悲憤に堪へざる者あり。」

報道された事は、事実の問題として否定すべきものはない。黒田は明治天皇の視察には一貫して随行せず、八月二十日の五代の來道に際して小樽から札幌まで御召列車を使わせた事も事実である。この記事で、『朝野新聞』は五代友厚という官金を借用して商利に汲々とする一人に黒田は何が故に之を遇するのかと黒田を批判した。しかし、朝野新聞の報道は、黒田の意図を適切に解釈したものではなかった。

黒田は八月三十一日、小樽に上陸された明治天皇を奉迎すると、午後九時、明治天皇とともに御召列車で札幌に戻り、三十一日、開拓使本庁に臨御された明治天皇に使治諸表を奉り、風土民情の概略を上奏するが、その後、明治天皇との視察随行を控える。九月一日の真駒内牧場への臨御には、民事課長の調所広丈大書記官が奉迎し、山鼻村での屯田兵農業従事の模様を視察された際には、屯田事務係長永山准陸軍大

佐と係員督学係長の森源三権少書記官が山鼻学校で奉迎した。札幌農学校の視察では、校長の森源三権少書記官が奉迎をしている。同日、有栖川左大臣は代覧として汽車で小樽に赴き古跡及び各工場を巡覧したが、大木参議並びに金井山内内海の諸書記官が随行した。このように黒田が明治天皇の視察に随行しなかったのは、開拓事業を熟知する官吏への官有物払下げの允許を得る際、黒田が関与しなかった事を公にするためであった。

また黒田が五代を御召列車で歓待した事を以て、黒田が五代に払下げ問題で便宜を図ったと考えるのは早計である。確かに、黒田は五代中野の北海道視察に際し、華美な旅館を用意し御馳走などしている。黒田は兩名が宿泊する旅館の下検分で「左のみ見苦くは無けれど普通一般の旅店なれば以ての外」と気色を損じ、属官の佐藤を呼び付け叱責した。この佐藤は黒田がその奇抜な人柄を愛し警視庁から開拓使属官に取り立てた薩摩人だけあって、黒田の叱責に対して、「余は苟くも政府の官吏にして貴下の奴隷にあらず貴下何の権あつて政府官吏を辱しむるや余は唯今貴下が属官たるを辞すべし」と懐にあって鼻紙に辞表を書き、黒田の面前に置き立ち去っている。属官の目にも余ったこの黒田の行動も、大隈が進めていた五代への払下げが頓挫すると、黒田が進めていた払下げにも影響を及ぼす事を恐れたためであった。

黒田が閣議で諸参議と激論を交わした翌日の九月十四日、『朝野新聞』は「黒田清隆は其れ果して何人ぞや彼れ本鹿兒島の一武人にして維新の軍功あるが為めに参議兼開拓長官の頭職を辱うする者に非ずや然るに己れの親愛する官吏商賈の為に廟堂に向て不当の要請を為すのみならず彼れ人臣と為つて君に仕ふるの道を識らず官吏と為つて己の為す所の職を知らざるか。」と黒田を罵倒した。三条を始めとする政府首脳が

世論の暴発を恐れ開拓使官有物の払下げ中止の意向を固めると、黒田の怒りの矛先は大隈に向かった。黒田が大隈排斥の急先鋒となると、大隈配下の北島治房は、五代友厚の義兄の森山茂元老院大書記官から政府における大隈排斥の原因を「払下の事よりして遂に大事を引起したり」と告げられた。北島は十月三日、大隈に書簡を送り、払下げ問題で諸参議が黒田の誓願を承諾したのに対して大隈一人異論を唱えたことを、新聞演説が独り大隈が正義を執つたと伝えたため、世評を落とした薩長人が大隈の立憲政体に関する意見書密奏を口実に奸謀をなそうとしていると注意を促した。<sup>830</sup>

事態の急変は、福沢の耳にも入って来た。伊東茂右衛門の回想によれば、伊東が福沢の『時事小言』を大隈のもとに届け福沢邸に帰着すると、福沢は伊東に「薩摩が憤つた」と言い、大隈と国会開設を画策した連中は皆国事犯に問われる事になったと語つた。<sup>831</sup>

東京での大隈排斥の動きを知つた大隈は、元大蔵大丞で開進社社長の岩橋轍輔を北海道から帰京させ、情勢を探らせた。十月五日早朝帰京した岩橋は、政府要人から大隈排斥の言い分を聞き出し、六日大隈に宛て書簡を送つた。

「第一、大隈参議、国会開設の主張となり、福沢、岩崎等を羽翼とし、民心を動揺し、大権を収め同僚を攘はんと欲す。

(小人の常言千古同一不足怪)

第二、同参議、同僚と不詢、開設之奏議を左府公に因て奏上す、破規擅權、他日甚可恐。

第三、大蔵省決算予算報告中偽あり、紙幣四百万円発行報告に超過す、他に四百万円準備金に於て報告より不足す。

(佐野卿の多言 伊参の耳に伝ふるに係る)

第四、既に此偽算あり、何を以て国計を人民に吐露するを得ん、而るも国会開設を専唱す、何等の怪事。(伊参日

国会開設吾等為之何其他人に主唱を譲らん)

第五、三菱に論旨して、其資を助けしめ、三菱と密著して、云々。(菱長日此事明弁一々確証あり、何物の讒言欺吾之を看破すべしと奮言し、不動心相貫罷在候)

第六、北海工場払下の回議に既に承印せり、而して反覆す。<sup>834</sup>

岩倉と関係の深い岩橋は、明治十二年十二月の函館大火に際して率先して義捐金を拠出する慈善事業家であつたが、貧窮華士族相手の移民事業には限界があつた。開拓使官有物払下げ問題において岩橋は、余事に引証を取り、耳目を途滅せんとする閣僚に「北海工場云云」するは天下の輿論に塞がれており、今更弁解するのも手遅れであると悟り、大隈に御巡幸中の一夜に将来の我が国のあり方を明治天皇に縷々懇々と奏上して欲しいと記した。岩橋は大隈に北海工場払下げを「御誓約を鞏く被為遊置様奉仰候」と嘆願し、万々一にも聖慮御動揺の際は、大隈が辞職を願ひ出るよう申し述べた。更に岩橋は密事として、黒田参議が函館から北海道屯田兵司令官永山武四郎に「屯田兵中、壮勇敢死之士拾名撰抜、之を引率して、至急出京可致云々」と命じたことを大隈に報告し、黒田が民権家の抵抗に一命を賭して事に当たる覚悟である事を示した。<sup>835</sup>

九月十九日、二十日両日、函館では有栖川左大臣及び大隈大木両参議に船舶倉庫等の払下げの嘆願書を上

奏した井口平右衛門、牧田藤五郎、山本忠礼等が、函館区民に「強て私下を出願せしを以て不都合なり」との理由で警察署に拘引されていた。これは、『報知新聞』で函館区民総代が御巡幸中の明治天皇に民情を建議したとの記事を読み仰天した黒田が、「不届千万どいつも、こいつもしげれ」との電信を北海道の開拓使に送ったためであった。これらの民権家の拘引が東京の新聞で報道されると、東京開拓使は九月二十五日、函館支庁の時任大書記官に暗号電信を發した。この暗号電報には、「東京の新聞に函館区民凡そ七八十名警察署へ拘引市中動揺一方ならずと記載ありてより東京の風評実に甚し。」云々とあり、黒田とは別の筋から時任大書記官に戒慎を求めたものであった。時任大書記官も、拘引された山本忠礼始め諸氏は数年來人民の為に心を尽くし、人民も深く尊敬している人々であることを承知していた。特に山本忠礼は、函館裁判所判事を明治十一年に退き自由民権運動に身を投じ、函館区会の開設に尽力していた。東京から五代と安田大書記官が開拓使の玄武丸で函館に乗り込み強硬な姿勢を示すと、時任大書記官は不本意ながら民権家の拘引を命じる外なかった。時任大書記官は東京開拓使からの暗号電報を受けた九月二十五日、桜庭函館区長その他の官吏に対して、新聞記者演説者が三菱から賄賂を貰い金の為に不本意なる言論をなし天下を騒がしているとの賄賂演説を行い、新聞記者演説者の言動に惑わされないよう注意を促した。

時任大書記官が賄賂演説を行った背景には、函館の豪商及び全道の商人が設立した北海道運輸会社からの官有物払下げの嘆願があった。彼らは三菱汽船の本道から青森、東京、大阪その他の地域への往復運賃が高騰したため、汽船倉庫等の開拓使官有物が北海道運輸会社に払下げられれば、間接的に北海道の開拓事業に貢献するとの嘆願書を黒田長官並びに函館支庁時任大書記官に八月十一日提出した。黒田も明治十二年

十二月の函館大火後、急騰した三菱汽船の運賃減額に奔走し、人民困却時に船舶がなければ如何なる事態を招くか熟知して居り、彼らは黒田の英断に期待していた。黒田長官は元区長の常野正義の面会に応じ、北海道人民の結合により設立された北海道運輸会社を賀し、会社の保護のため自ら時任大書記官と共に株主となった旨を述べ、払下げ物件に関しては次のように告げた。

「汽船と倉庫は已に他に払ひ下げたるを以て致し方無れと達て汽船を購求したしとならば英なり米なり我が全権公使へ電報を以て至急注文して従来の官船より立派なるものを購求して遣はすべし又都合によりては明治丸を払ひ下げにするも妨げ無からん。」

黒田は事態に善処した返答を行ったが、明治天皇に開拓事業継続を誓約し官有物の払下げを申請した手前、たとえ人民の理に適った請願でも受け入れる訳には行かなかつた。常野から黒田長官の返答を聞いた請願者たちは、「汽船を新調して遣すなどは人民を愚弄せらるゝに似たり其船を新調するとせざるは我々の勝手也。」と態度を硬化させた。八月十五日、常野田中藤野山本高橋金沢の諸氏は、黒田長官との談判に赴くが、拒絶され、時任折田鈴木湯池佐藤有竹の六書記官との交渉となった。席上、時任大書記官が「官有物払下げの始末は過日以來屢ば申し諭せし如く長官閣下が深く御信用なさる某の一手に払下げられたるは即ち全道一般の幸福とこそなれ迷惑となるが如きことは一切あるまじ」と信用して呉れよと協力を求めれば、山本忠礼が「其一手に引受けたる会社は如何なる事をなして我々に幸福を与へ又迷惑とならざることを証す

るに足るや」と反論した。これに時任大書記官が「三菱会社の如き大勢力ある会社が運賃を騰貴し貨物を不親切に扱ふ等人民の不幸屢ばあるを以て今度設立の会社は汽船運賃を安くし最も便利を謀る筈なり安心して待つべし」と応ずると、山本は「今出来る会社も第二の三菱会社の如き者にはあらずや・新聞の説の如く開拓使官吏中か又は長官閣下の御同郷なる五代氏の願ひ下げられたるものと推察せらる果して五代氏其人なれば利を見て始めて進むの人なり又官吏なれば多分の月給を取りて美人に戯れ酒に酔て人民を指揮せし人なり我々人民は夙に開拓事業に従事し千辛万苦して今日の美域に至らしめたる者なり」と反論し、「開拓使に於て我々の願意御採用なり難くは御巡幸の折を待ち奉り車駕に縋り奉るより外無し」と強硬な姿勢を示した。これには時任大書記官が「ヒドイ議論なり斯かる酷論は山本一己の説や」と反問すると、元区長の常野が「一同々論なり」との返答をした。

このような経緯のなか、九月二十五日、函館区民が桜庭区長より時任大書記官の口達を聞かされると、「時任氏は発狂せしには非ざるか」と反発した。函館区民は五代への払下げを正当化する口達に、「何ぞ更に關係無き三菱社の事を挙るに及ばんや良しや何程の賄賂あるにせよ何も我に關係なき事なり」と一人も時任大書記官の論達に服する者はなかった。時任大書記官の賄賂演説を報道した『朝野新聞』も「此日始めて斯る事を支庁上司にて公達するは甚だ不審の様に思ひたるが」と記し、此度の世評は賄賂による間違つたものであり、人民は新聞記者演説者に愚弄され騒ぎを起こしてゐるとの時任の言動を訝しがった。

時任大書記官は函館区会開設に尽力したその人であった。函館は郡区町村編制法の適用を受け、明治十二年七月二十三日函館区となり、税則も区限りの経費は人民の協議に任される協議費となつた。この協議費を

協議するために、函館では区会開設の声が上つてゐた。七月六日、人民総代中村兵右衛門外三十名から提出された区会開設請願書は、区役所を通して開拓使函館支庁に上申された。請願書を受理した函館支庁記録課は区会開設を時任大書記官に働き掛け、時任大書記官も区会開設に消極的な東京出張所の書記官に早期開設を働き掛けた。十一月に入り長官稟議が行われ、二十六日に函館区会の開設が許可されると、翌十二月十五日に函館区に区会開設許可が布達された。東京府区会規則を下敷きとして作成された区会規則が明治十三年一月八日布達されると、一月二十三日には区会議員選挙が実施され、三月一日には最初の臨時区会が開催されてゐた。

函館区民からの払下げ請願の事態に、民権家としての大隈は無力であつた。それどころか大隈は、世論の批判と裏腹に北海道巡幸を通じて工場牧場等の関西貿易商会への払下げの事情を明治天皇に了承して貰おうとしていた。大隈には勝算があつた。明治天皇は五代の事業の深い理解者であり、明治九年六月二十一日、東北巡幸において五代の経営する福島県伊達郡の半田銀山を視察され、明治十年二月十六日には京都大阪神戸間の鉄道開通式への臨御に際し、有栖川熾仁親王を始め木戸孝允、伊藤博文、西郷従道らを従え大阪の朝陽館に五代の製藍事業を視察している。朝陽館建設に際しては、五代は大久保の後押しで政府から五十万円の借入金を得た事で世間の批判を浴びたが、五代は半田銀山ほか四鉱を担保とし、明治天皇からも裁可を受けていた。明治天皇は、五代が発展途上の日本の国富増進に努力している事を承知して居り、開拓使官有物の払下げ先には五代が打って付けであつた。それにも増して大隈が五代への払下げを明治天皇に了承して貰おうとしたのは、明治八年一月の「大阪会議」での世話役としての五代の働きがあつたからで

ある。この「大阪会議」は、五代の北鞆町の私邸で行われ、大久保、木戸、板垣の三者による四箇条の改革案合意に際し、五代が大久保大隈の働きを支えていた。<sup>100</sup> 尚も大久保が、征韓論が破れ下野していた自由民権家の板垣と「建國之大法はデスポチックに無之而は相立申間敷」<sup>102</sup>との持論の木戸に入閣を要請するも、板垣木戸両氏が難色を示すと<sup>103</sup>、明治天皇は東久世通禧侍従長を大阪に遣わし、二月五日宮内省出仕の職を解かれる事を願ひ出ていた木戸に帰京して国事に従事せよとの勅諭を下されていた<sup>104</sup>。大隈は還幸後、開拓使所有の工場農場を関西貿易商會に払下げる事で紙幣整理を行い、それと並行して明治天皇に上奏した英国風国会開設に向けて主導権を握ろうとした。しかし、東京で払下げ内情を知らぬ新聞演説者が、民権家としての大隈の名声を煽り立てると、政府内部で大隈への人心はなくなっていた。薩長の大隈排斥の動きを察知した小野梓は、明治十四年九月二十九日大隈に書簡を送り、払下げは見合わせ伊藤参議の払下げ中止の処置に従った方が得策であると述べた。その際、小野梓はこれまで大隈が明治天皇に行っていた払下げの説明に齟齬を来たし面目を失わぬよう、会計検査院を通じて内閣に払下げの非を唱えさせる工作を行っている事を報告した。

「或は閣下と伊藤参議とを離間せんとする悪漢有之哉に承候得ば、此辺は兼て御戒心被遊度、設とひ同参議比度之処置に於て多少之御不満足被為在候共、此際は御忍容此謙議御貫きの方最御上策と愚考仕候。・(中略)・会計検査院より検査官の連署を以て其非なるを公議すべき旨内決致し、聖上還御之六、七日前を期し内閣へ呈書の事に取極居候間、右御含迄申進置候。」<sup>105</sup>

開拓使官有物払下げ問題における大隈の不実は、大隈の有志の知るところとなつた。藤田一郎は十月十日大隈に面会し、真の有志は大隈と国事をともにしない理由を明かした。

「全く閣下開拓使事件を表面御同意にて、表面不同意を唱へ、兼て意脈を通じたる福沢等へ洩したるの事にて、閣下の不実不都合を朝野喋々たり、独り新聞紙上にては賞讃すれども、真の有志輩は、大に不満なり。」<sup>106</sup>

大隈は十月十一日深夜大隈欠席の閣議で免官となるが、佐野常民は十月十六日大隈に書簡を送り、大隈の開拓使官有物払下げ問題の責任の一端を鑑み「厳省」を求めた。

「陳は今般御辭職一件、不用容ざる御進退之際、激色無く、屈色無く、従容御所置被成候儀は、実に衆目を驚かし、卓然豪傑之氣象を御顕し被成候事、国家将来之為欣喜此事に候、尚乍此上老婆心一語申上度儀は、何卒充分御厳省、御静養此際勉めて沈黙を主とし。」<sup>107</sup>

これまで大隈罷免の経緯は、謎とされて来た。佐佐木高行の『保古飛呂比』によれば、明治天皇が「誰レ歟大隈へ立越し、其次第を申聞けたる上、辞表為致可然」との言に、伊藤がその使者となることを願ひ出、薩長参議を代表する形で伊藤と西郷従道が天皇の意を体して使者となつたとしている<sup>108</sup>。

この顛末を岩倉は有栖川宮に十一日付の書簡で、大隈が異議なく辞表を出すことになったと、次のように述べている。

「唯今伊藤、西郷等入来、大隈面談の始末承候處、誠に案外都合にて異議なく辞表可差出旨に候。此外当人尚為國家  
尽し可申との事迄も談有之候趣、委しくは明日兩人より御聞取可給候、此段早々申入候。以上。」

これまで東久世通禧前開拓使長官から大隈罷免を迫られても大隈を擁護して来た岩倉が安堵の言を發したのは、黒田の強硬な大隈排斥要請もあり、大隈の辞職と引き換えに工場牧場等が払下げられる目途が付いたからである。大隈自身、追放の経緯を次のように述べている。

「夜中の一時頃・・参議の伊藤と西郷（従道）とが、わが輩の所にやつて来て、ただ單純な言葉で『容易ならぬことだから』とだけで、どうか辞表を出してくれと云う。こちらは多くを聞かずとも、その間の消息は大概分つてゐる。『よし明日わが輩が内閣に出る、辞表は陛下に拝謁してから出す』と云つたら、これには兩人一寸当惑したらしいが、すぐにこれを止めるわけにも行かぬ。・・（略）・・わが輩が官中に行つた時は、もう門衛が嚴重に遮つて入れさせぬ。有栖川宮、北白川宮とは御巡幸中同行でもあつたが、有栖川宮様に行けばやはりここにも門衛を置いて固く門をとざし、わが輩の入るを拒絶すると云う始末。・・」

御免の辞令は司法卿の山田（顕義）が友人として持つて来て渡してくれた。」

大隈の回想からは辞表提出の思惑は垣間見られるが、辞表提出の経緯は定かではない。大隈は佐野らが厳省を求めた何かを語っていない。明治十四年十月十六日付の『読売新聞』は、ある「一説」として、信じるに値する報道をしている。

「去る十一日の夜十二時過ぎ大隈君の邸へ伊藤西郷の両参議が参られて詞を改め貴公ハ此ごろ民間の徒と連合し内閣の機密を漏らすとの風説有れば早く表を奉つて職を辞さるゝが御身の為なるべしと云れしかバ大隈君ハ従容として辞職の事ハ固より期するところなれば更に異議なし然し内閣の機密を洩らす云々の虚実ハ他日明白に分るべければ今ハ弁解を為さじと答へて直ちに辞表を差出されたるなりとか又一日おきて去る十三日或人が同君の許を訪はれ君が立論の通りに国会の御発令も有りしに何故君ハ職を辞されしぞと問はれければ辞職の事ハ兎も角も吾ハ維新以来官途にのみ在りて民間の事情に疎くなりし様に覚えれば是より民間の実況を具さに視察し且ハ衰弱せし身体をも保養して強壯にせんと思ふなりと答へられしとか。」

大隈は伊藤西郷従道から「民間の徒と連合し内閣の機密を漏らすとの風説」を指摘されると、潔く辞職に同意したとしている。この内閣の機密とは国会開設の事ではなく、開拓使官有物払下げの一件であつた。

政府は、十月十九日から二十五日までの間に東京横浜毎日新聞、扶桑新誌、大坂新報、江山評論、腰抜新聞、茨城新聞、東海暁鐘新報、静岡新聞、三重日報、水戸新聞、高知新聞の十一社に発行停止を命じたが、これとは別に十月二十四日、開拓長官黒田清隆は開拓長官の職務及び榮譽に関して讒毀讒謗せしものとして、

報知新聞の友部鴻漸、朝野新聞の宮下平三郎、東京日日新聞の中林潔の三氏を東京裁判所に告訴した。東京日日新聞は「開拓使官有物の処分併て財政を論ず」と題する福地源一郎演説筆記記事や「立憲の機縁正に熟せり」と題する社説記事などが黒田長官より告発されたが、東京裁判所は右二件に関して、告発者である黒田長官を取り調べたい事があるとして被告の取調べを猶予した。開拓使官有物払下げ問題の先駆的報道をなした東京横浜毎日新聞に対しては、黒田は八月二十六、二十七日の社説など十六件を訴え、十月二十九日、旧飯編集長吉岡育が七月二十七日、八月二日、三日の社説、同月四日の雑報等に関して東京裁判所検事から取り調べを受けたが、真相の発覚を恐れて、沼間守一は告訴されなかった。

開拓使官有物払下げ問題の真相は、開拓使官吏が関西貿易商会の社員となつて払下げを受けようとしたものを、黒田が官吏会社である北海社によつて独自に開拓事業を継承させようとして、明治天皇に誓約したものであった。黒田が北海社による開拓事業継続に動き出すと、関西貿易商会への払下げられる予定の工場農場等が岩倉の手懸ける事業先に譲渡出来なくなるため、大隈筋が東京横浜毎日新聞に反故となつた開拓使官吏と関西貿易商会との密約を漏洩し、関西貿易商会と開拓使を攻撃させたのであった。世論は関西貿易商会の五代と開拓長官の黒田との関係を糾弾したが、五代との関係は黒田より大隈の方が深かった。その五代も北海社に収税品販売事業が内定した以後は、開拓使事業から手を引いて居り、五代は大隈による岩倉関連事業払下げの傀儡に過ぎなくなつていた。五代も三菱の岩崎も、幕末維新时期に西洋文明に接し、国会開設に關して理解を示す開明性を持った人物であつたが、政府に事業資金を頼る政商であることに変わりはなかつた。『函館新聞』は『報知新聞』の記事を転用して、明治十四年八月三十日、次のように報道している。

「兼て五代友厚氏が大阪朝陽館精藍製造の爲め政府より拝借せし五拾万円は本年十一月返済期限なるが、逆も皆納の見込なきより外に一法を設けしが、其事の容易に整ひしより右拝借金も無利息五十ヶ年賦返納の儀を嘆願せし處、是亦開届けられし趣に付、或人が戯れに之を計算せしに右拝借の五十万円を以て七朱利付のものとして、額面七十一万四千二百八十五円余の証書を買取する時は、此証書の利息一ヶ年凡そ五万円を得る。其内より年賦金一円を政府へ上納せば、別に奔走を費さずして尚ほ四万円の所得となる。其上、廿ヶ年の後には必ず証書の額面高七十一万四千円を得れば、年賦金の残額三十万円を一時に上納しても、尚ほ四十一万四千余円の所得となるべし。況んや其間此金を巧みに運転して利に利を重ねれば、実に濡手で粟を掴む如き商法ならずや。政府が五代氏に特恩を賜ふの奇に驚けりと『報知新聞』に見へました。」

五代は、大阪朝陽館での精藍事業のため政府から五十万円の資金を借り受けていたが、無利子での拝借金返済繰り延べを企てていた。五代が井上馨の呼び掛けで明治十四年一月の「熱海會議」に出席したのも、大隈に拝借金の返済繰り延べを了承して貰うためであつた。また、大隈が五代に開拓使の官有物を執拗に払下げようとしたのは、大蔵卿時代の官金欠損の埋め合わせをしようとしたためであつた。

明治十四年の政変で大隈が政府を去ると、各新聞は三菱に關する批判記事を書き始めた。十一月一日付の『東京日日新聞』は、三菱及び二、三の商社に關する次の記事を掲載した。

「昨今大蔵省の某局にてハ三菱会社を始め其他二、三の商社への貸下金又士族授産資本として貸下らるゝ金額等を至急取調ぶる様にと卿より命ぜられ其掛員ハ専ら調査中なりと云ふ。」

大隈の国会開設の意見書は、明治天皇の意向を受けたものであったが、国会開設に当たり大隈は開拓使官有物払下げ問題の処置を誤った。取り分け、東京横浜毎日新聞の沼間守一への機密漏洩は、五代の関西貿易商会と開拓使官吏との関係を糾弾させる事で、岩倉への払下げの道を開かせる高度な世論操作であった。大隈は、その事で世を騒がせた責任を取らされる形で政府から追放されたのであった。

明治十四年十月十一日、大隈は三条太政大臣より、「御巡幸供奉にて帰京相成候に付、明十二日より十五日間の休暇を賜り候。」との書簡を受けた。翌十二日、参議大隈重信が「私儀近来僕麻質斯再発不堪政務に候条、何卒当職被免度。」と病を理由に辞職願を三条太政大臣に提出すると、同日、太政官は大隈に「依願免本官」との通達を出した。大隈はこの日の夜、岩倉邸を訪れ、深夜十二時過ぎまで事後の対応を話し合つた。

大隈は晩年岩倉のことを語り、「岩倉は薩長政治家にあやまられて、我が輩を退けた事を悔ひ、十六年七月病が危篤に逼つてから、一度大隈に会つて詫びなければ、此處（胸）が治まらぬ、病氣を押しても、大隈の所に行くから、都合を聞いて来いと云つて、息子を使に遣した。それならこちらからお別れに出ようといつて、岩倉の所へ往つた、岩倉は前の過を謝して後事を我が輩に託した」としている。

（続く）

註  
はじめに

- \* 1 渡辺幾治郎『文書より観たる大隈重信侯』、故大隈侯国民敬慕会、1932年、93頁。
- \* 2 同右、118頁。
- \* 3 瀧井一博編『文明史のなかの明治憲法』（講談社新書メチエ286）、講談社、2003年、84〜5頁。
- \* 4 交詢社『交詢社百年史』、1983年、177頁。
- \* 5 山室信一『法制官僚の時代』、木鐸社、1984年、293頁。
- \* 6 前掲書『文明史のなかの明治憲法』、85頁。
- \* 7 前掲書『交詢社百年史』、1983年、173〜6頁。
- \* 8 同右、178頁。
- \* 9 前掲書『文明史のなかの明治憲法』、95頁。
- \* 10 姜範錫『明治14年の政変 大隈重信一派が挑んだもの』（朝日選書435）、朝日新聞社、1991年、37〜8頁。
- \* 11 鈴木安蔵『明治維新政治史』、中央公論社、1942年、439頁。

## 第一章

- \* 1 勝田孫弥『大久保利通伝』下巻、同文館、1911年、774〜8頁。



- \* 2 多田好編『岩倉公実記』下巻、明治百年史叢書第68号、原書房、昭和43年、532頁。
- \* 3 大久保利通「政体ニ関スル意見書」伊藤博文編『秘書類纂 雑纂』其壹、秘書類纂刊行会、1936年、356〜61頁。
- \* 4 前掲書『大久保利通文書』第九、昭和4年、169頁。
- \* 5 春畝公追頌会編『伊藤博文伝』中巻、統正社、1942年、112頁。
- \* 6 右同、12頁。
- \* 7 大隈重信述・相馬由也筆録『早稲田清話：大隈老侯座談集』、冬夏社、1922年、392〜5頁。
- \* 8 勝田政治『内務省と明治国家形成』、吉川弘文館、2002年、26〜33頁参照。勝田氏は「立国憲議」が大蔵省抑制という政治的意図から起草されたことが従来無視されてきたと指摘している。
- \* 9 同右、56〜57頁。
- \* 10 同右、55頁。

\* 11 近年江藤の近代性を再評価する論考が出されているが、江藤の同時代人の評価は頗る悪い。佐佐木高行はその日記である『保古飛呂比』（明治五年四月廿七日）に「江藤は表面は如何にも正直にて確乎たる様なれ共、内心の狡猾なること実に恐るべき男也。・・又鉄道築造に付ても甚異議あり。又耶蘇宗の事に付ても頗る嚴酷の説を唱へたることにて、・・其後末年、後藤左院の議長にて江藤副長となりてより、頗る後藤論に合せたり」と酷評している。また江藤は明治七年二月、佐賀の乱に失敗すると、西郷を頼って鹿児島に向かうが、征韓を企てた江藤には、西郷からの支援はなく、徳島への逃走途中、逮捕される。江藤の裁判に連日傍聴に出掛けた

大久保は、日記に江藤の陳述を「笑止千万」と書き記している。

研究者のなかでも様々な江藤評があるが、筆者は松本三之介氏の次の評が射的ものと考え。「明治六年一月、江藤は、司法卿の地位を去るにあたって提出した辞表のなかで、民法を軍事にたとえ、『国中人民を以て一大軍隊と見做し国法を以て大將軍の号令とし、明將の大軍を御する如く、法令嚴肅、委細行届しむる』ことを理想としているが、彼にあつては法律とは文字通り『国民の位置を正す』外的な規律以外の何ものでもなかった。その意味で彼の論策『興国策』（明治六年五月）において、『兵と法とは並立（国家的独立の意——松本）の要務』となし、法律の整備をもって国家権力の中核たる精鋭な兵力と並び称したのももともと云わなければならない。彼の法治主義には、このように開明的性格と権力主義的性格とが微妙に交錯していた。民権意識の育成に与つて力あつた彼の司法権独立事業も、・・権力主義的性格を露わにするに至つた。その背景には行政権の中核に位置する薩長勢力との対決という事情も伏在してはいたけれども、翌年一月板垣退助らの民選議院設立建白に名をつらねると同時に、郷里佐賀において不平士族を率いて武力反抗に立ち上つた彼の新旧意識の交錯は、やはりその法治主義の本質にも形づくつていたと云わねばならぬであろう」（松本三之介『天皇制国家と政治思想』未来社、1969年、197頁）。

また板垣退助に関しても江藤同様の封建武人の意識があつた事を、桶川文三氏は次のように指摘している。「当時、征討参軍として会津攻略に従事した板垣は、同藩人口のうち藩国の滅亡に殉ずるものわずか三千の武士団のみという事実シヨックをうけ、もし日本全体もまたそうであつたとしたらということに想倒して辣然とした。そして、住民のすべてが国家と運命をとにもするような体制を作るためには、何よりもまず『四民均

一の制を建て、衆をともし憂を同じうする』ことが必要だという観念を与えられた。後年、彼が『自由民権』の運動に立ち上ったのは、この時の経験にもとづくというのが『自由党史』の伝える有名な伝説である。「更に橋川氏は、板垣とはまるで肌合いも立場もちがう福沢論吉にも板垣と同じ発想が見られるとして、福沢の『文明論之概略』巻之五の文を引用している。「……元来敵国とは全国人民一般の心を以て相敵することにて、たとみずから武器を携えて戦場に赴かざるも、我國の勝利を願ひ、敵国の不幸を祈り、事々物々些末のことに至るまでも敵味方の趣意を忘れざるこそ真の敵対の国というべけれ、人民の報国心はこの辺にあるものなり、しかるに我國の戦争においては古来いまだその例を見ず、」「日本国中の人民にてたとい兵器を携えて出陣せざるも、戦のことを心に関する者を戦者と名づけ、この戦者の数とかのいわゆる見物人の数とを比較していずれか多かるべきや、あらかじめこれを計つてその多少を知るべし、かつて余が説に日本には政府ありて国民（ネーション）なしといひしもの謂なり、云々。」橋川氏は、国家への忠誠に無関心に生死する民衆の姿を、板垣も福沢も、いずれも思わしいもののようにみなしていたとして、日本におけるネーションとは、幕末以来の「海防論」の思想的延長戦上に位置づけられることになるとしている（橋川文三『ナショナリズム』 紀伊国屋書店、1978年、157〜9頁参照）。

\* 12 前掲書『伊藤博文伝』中巻、112〜113頁。

\* 13 日本史籍協会編『大隈重信関係文書』三、東京大学出版会、1983年、340〜342頁。

\* 14 同右、338頁。

\* 15 前掲書『伊藤博文伝』中巻、158〜9頁。

- \* 16 日本史籍協会編『岩倉具視関係文書』七、東京大学出版会、1969年、111頁。
- \* 17 同右、161頁。
- \* 18 鶴崎熊吉『犬養毅伝』誠文堂、昭和7年、12〜3頁。
- \* 19 前掲書『伊藤博文伝』中巻、164〜166頁。
- \* 20 同右、162〜163頁。
- \* 21 前掲書『岩倉公実記』下巻、665頁。
- \* 22 前掲書『岩倉具視関係文書』七、110頁。
- \* 23 「国会開設尚早・農商務省創設に関する上書案（明治十三年二月 黒田清隆 太政大臣三条実美殿右大臣岩倉具視殿）」『黒田清隆関係文書』、北海道立文書館所蔵。
- \* 24 「指令書 大書記官調所広丈・時任為基権大書記官折田平内・鈴木大亮宛黒田清隆（明治十三年八月七日）」『黒田清隆関係文書』、北海道立文書館所蔵。
- \* 25 前掲書『伊藤博文伝』中巻、168〜170頁。
- \* 26 同右、178頁。
- \* 27 同右、178〜9頁。
- \* 28 同右、181頁。
- \* 29 同右、184頁。
- \* 30 前掲書『大久保利通伝』下巻、531〜535頁。

- \* 31 海事産業研究所編『近代日本海事年表』、東洋経済新報社、1991年。
- \* 32 三菱商事株式会社編『三菱商事社史』上巻、三菱商事、1986年、39頁。
- \* 33 三菱創業百年記念事業委員会『三菱の百年』、1970年、5頁。
- \* 34 ヨゼフ・ピトウ「伊藤博文」『日本政治の実力者たち』、有斐閣、1980年、54頁。
- \* 35 前掲書『明治維新政治史』、448頁。
- \* 36 宮内省『明治天皇紀』第三、吉川弘文館、昭和44年、426頁。
- \* 37 同右、696頁。
- \* 38 藤井新一『帝国憲法と金子伯』、大日本雄弁会講談社、昭和17年、133頁。
- \* 39 宮内省『明治天皇紀』第一、昭和43年、647頁。
- \* 40 同右、708頁。
- \* 41 渡辺幾治郎『明治天皇と立憲政治』、学而書院、昭和10年、21頁。
- \* 42 同右、29頁。
- \* 43 加藤弘之「余が侍説に召されし頃」『太陽』、大正元年九月号、37頁。
- \* 44 宮内省『明治天皇紀』第四、吉川弘文館、721頁。
- \* 45 同右、720頁。
- \* 46 前掲書『岩倉公実記』下巻、528頁。
- \* 47 前掲書『帝国憲法と金子伯』、146頁。
- \* 48 同右『伊藤博文伝』中巻、189頁。
- \* 49 金子堅太郎「帝国憲法制定之由来」国家学編『明治憲政経済史論』、有斐閣書房、1919年、60頁。
- \* 50 宮内省『明治天皇紀』第四、吉川弘文館、昭和45年、835頁。
- \* 51 前掲書『岩倉公実記』下巻、656頁。
- \* 52 同右、658頁。
- \* 53 同右、664頁。
- \* 54 同右、668頁。
- \* 55 同右、671頁。
- \* 56 前掲書『伊藤博文伝』中巻、192頁。
- \* 57 前掲書『大隈重信関係文書』四、195頁。
- \* 58 津田茂麿『明治天皇と臣高行』、白笑会、昭和3年、498頁。
- \* 59 前掲書『伊藤博文伝』中巻、192頁。
- \* 60 同右、198頁。
- \* 61 東京大学史料編纂所『保古飛呂比』佐佐木高行日記 十、東京大学出版会、1978年、103頁。
- \* 62 前掲書『大隈重信関係文書』四、230頁。
- \* 63 稻田正次『明治憲法成立史』上巻、有斐閣、1960年、458頁。
- \* 64 平塚篤編『伊藤博文秘録』、春秋社、1929年、216頁。

- \* 65 西村真次『小野梓伝』、富山房、昭和10年、109頁。
- \* 66 前掲書『明治天皇紀』第五、267頁。
- \* 67 安藤哲『大久保利通と民業奨励』、御茶の水書房、1999年、126〜7頁。
- \* 68 同右、127〜31頁。

## 第二章

- \* 1 慶応義塾編『福沢諭吉全集』第十七卷、岩波書店、1960年、442頁。
- \* 2 有栖川宮熾仁『熾仁親王日記』卷三、高松宮、1935年、416頁。
- \* 3 『東京日日新聞』明治十五年三月二十二日。
- \* 4 小泉信三編著『福沢諭吉の人と書簡』慶友社、昭和23年、165〜176頁。
- \* 5 福沢自身、井上毅と語った「内安外競」の「最初の主義」を変ずることはなかったが、明治十四年の政変を転機として、維新革命の反動が展開された。特に井上毅の「人心教導意見案」に見られるように、教育行政に顕著に現れた。この意識の転換を伊藤彌彦氏は、福沢諭吉の宿志であった「自由独立の気風」が衰退し、明治の世に実現しようとして奮闘した市民社会の流産に他ならなかったとしている。伊藤彌彦氏は、それに代って登場したのが、古学者に守られた天皇制臣民社会であり、かつて守旧家を自信喪失させた文明道理の流行から一八〇度方向を転じ、今やわれもわれもと「感情の時代」という非合理的時勢に向けて全国的な忠誠競争・同調競争が発生したとする。この反動は先ず文部省より起こり「文部省の一号一令を以て真理大法と信仰する」学校教師によってたち

- まちのうちに全国に広まり、明治十四年の政変によって、民間版の宮中・府中の別を制度化し、聖の領域と政治の領域とを判別して市民の政治的自由を保証するという福沢の『帝室論』は定着することはなかったと指摘している（伊藤彌彦『明治十四年の政変と『人心』教導構想（下）』—福沢諭吉の時代から井上毅の時代へ—『同志社法学』四六巻一号、1994年、164〜67頁参照）。この福沢の試みを伊藤博文は大日本帝国憲法で試みるが、この意識は伊藤の隠された意図に止まり、日本国民の意識として顕在化することはなかった（木曾朗生『明治国家の課題と明治憲法』—伊藤博文の憲法構想—『法学政治学論究』第四号、1990年、121〜148頁参照）。
- \* 6 日本経営史研究所編『中上川彦次郎伝記資料』、東洋経済新報社、昭和44年、125〜126頁。
  - \* 7 交詢社の「私擬憲法案」と伊藤博文起草の「大日本帝国憲法」は、以下の類似点がある。

### 第一章 皇権

- 第一条 天皇ハ宰相並ニ元老院国会院ノ立法両院ニ依テ国ヲ統治ス。
- 第二条 天皇ハ神聖ニシテ犯ス可ラサルモノトス。政務ノ責ハ宰相之ニ当ル。
- 第三条 日本政府ノ歳出入、租税国債及諸般ノ法律ハ、元老院国会院ニ於テ之ヲ議決シ、天皇ノ批准ヲ得テ始テ法律ノ効アリ。
- 第四条 行政ノ権ハ天皇ニ属シ、行政官吏ヲシテ法律ニ遵ヒ總テ其事務ヲ執行セシム。
- 第五条 司法ノ権ハ天皇ニ属シ、裁判官ヲシテ法律ニ遵ヒ凡テ民事刑事ノ裁判ヲ司ラシム。

第六條 天皇ハ法律ヲ布告シ、海陸軍ヲ總率シ、外國ニ對シ宣戰講和ヲ為シ、條約ヲ結ビ、官職爵位ヲ授ケ、勲功ヲ賞シ、貨幣ヲ鑄造シ、罪犯ヲ宥恕シ、元老院国会院ヲ開閉シ、中止シ、元老院議員ヲ命シ、国会院ヲ解散スルノ特權ヲ有ス。

第七條 天皇ハ内閣宰相ヲ置キ、万歳ノ政ヲ信任スベシ。

## 第二章 内閣

第十四條 政府ノ歳入出予算ノ議案ハ、必ス内閣之ヲ起草スヘシ。

第十六條 内閣ハ毎年前年度ノ歳出入計算及其施行シタル事務ノ要領ヲ元老院国会院ニ報告シ...

## 第三章 元老院

第十八條 元老院ハ国会院ト共ニ政府ノ歳出入、租税国債及諸般ノ法律ヲ議決スル所トス。

第十九條 元老議員ハ特選議員ト、公選議員トヨリ成立スルモノトス。

第二十條 特選元老議員ハ皇族、華族及嘗テ重要ノ官ニ在リシ者、学識アル者ノ中ヨリ天皇之ヲ親選シ、  
・總數三分ノ二ヲ過ク可ラス。

## 第四章 国会院

第三十九條 国会院ハ元老院ト共ニ政府ノ歳出入、租税、国債及諸般ノ法律ヲ議決スル所トス。

第四十條 国会議員ハ全国人民中、選挙權ヲ有スル者ノ公選スル所ニシテ、四年間其職ニ在ルモノトス。

第五十條 總テ租税ニ関スル議案ハ本院若クハ内閣ノ他之ヲ起草スルヲ得ス。又其議案ハ元老院ニ於テ之ヲ修正スルコトアルモ本院之ヲ再議シ出席議員三分二以上ノ同意ヲ以テ之ヲ決スレハ、其決議ノ元老院修正ト一致スルト否トヲ問ハス、直ニ本院議長ヨリ上裁ヲ仰クヲ得ヘシ。

## 第六章 民權

第六十九條 日本国民ハ国安ヲ妨害スルニ非サレハ、各自所信ノ教法ヲ奉スルノ自由ヲ有ス。

第七十條 日本国民ハ国安ヲ妨害シ若シクハ人ヲ誣謗スルニ非サレハ、其意見ヲ演說シ及ヒ出版公布スルノ自由ヲ有ス

第七十一條 日本国民ハ兵器ヲ携スシテ静穩ニ集会シ、又其疾苦ヲ政府ニ訴フルノ權ヲ有ス。

第七十二條 日本国民ノ財産所有ノ權ハ、決シテ之ヲ侵スヲ得ス。若シ公共ノ用ニ供スルコトアルモ相当ノ償ヲナスヘシ。

第七十六條 日本国民ハ拷問ヲ用テ、自カラ其罪ヲ白状セシメラル、コト無カル可シ。

第七十七條 日本国民ハ其族籍爵位ヲ別タス、同一ノ法律ニ依テ其自由權理ノ保護ヲ受ク可シ。

(私擬憲法案「交詢社百年史」535〜541頁参照。)

伊藤博文起草の「大日本帝国憲法」

## 第一章 天皇

第一條 大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス

- 第三条 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス
- 第四条 天皇ハ国ノ元首ニシテ統治權ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ
- 第十一条 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス
- 第十二条 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム
- 第十三条 天皇ハ戦ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ条約ヲ締結ス
- 第十五条 天皇ハ爵位勲章及其ノ他ノ栄典ヲ授与ス
- 第十六条 天皇ハ大赦特赦減刑及復権ヲ命ス

## 第二章 臣民権利義務

- 第二十二條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住及移転ノ自由ヲ有ス
- 第二十三條 日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕監禁審問処罰ヲ受クルコトナシ
- 第二十四條 日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハル、コトナシ
- 第二十八條 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス
- 第二十九條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集会及結社ノ自由ヲ有ス
- \* 8 前掲書『中上川彦次郎伝記資料』、東洋經濟新報社、昭和44年、65頁。
- \* 9 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第四、国学院大学図書館、昭和46年、53頁。
- \* 10 春歌公追頌会編『伊藤博文伝』上巻、統正社、1942年、797頁。

- \* 11 同右、797、8頁。
- \* 12 前掲書『岩倉公実記』下巻、243頁。
- \* 13 福沢諭吉『明治十年丁丑公論・瘠我慢の説』、講談社、昭和60年、17頁。
- \* 14 同右、35頁。
- \* 15 同右、41、2頁。
- \* 16 同右、39、41頁。
- \* 17 同右、38頁。

- \* 18 石川一三夫氏は、福沢は西洋の自治都市に見られるような市民（ミドルクラス）が存在しない我が国の治権の担い手として「財産と仁徳」ある「士族」に期待し、政治主義に走る青年書生輩の自由民権家に期待していなかったと指摘している。石川氏は、福沢が青年書生を「其財産の貧弱と議論の強大と不釣合なるを如何せん。尚甚しきは諸君の口吻に天下の広義理を論じて、実際に借財の私義理を欠くを如何せん」とした。ただ福沢が期待した士族は通俗的な意味での士族ではなく、福沢はこの士族の概念を『時事小言』（明治十四年）の中で、「士族と称するは、必ずしも封建の時代に世禄を食て帯刀したる者のみに限るに非ず。或は浪士、豪農、儒者、医師、文人等、都て其精神を高尚にして、肉体以上の事に心身を用る種族を指すものにして、其種族の人物は、特に士族中に多きが故に士族の字を用ひた」ものとしている（石川一三夫「福沢諭吉の分権論」『阪大法学』42巻2・3号、1992年十一月、335、5頁参照）。

- \* 19 富田正文編『福沢諭吉選集』第五巻、岩波書店、1981年、207頁。

- \* 20 同右、181頁。
- \* 21 同右、181～2頁。
- \* 22 同右、190頁。
- \* 23 伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』三、塙書房、1975年、111頁。
- \* 24 『井上馨文書』、国立国会図書館憲政資料室所蔵。
- \* 25 徳富猪一郎『公爵山県有朋伝』中巻、山県有朋公記念事業会、昭和8年、850頁。
- \* 26 『東京日日新聞』明治十五年三月二十二日。
- \* 27 前掲書『公爵山県有朋伝』中巻、851頁。
- \* 28 前掲書『大隈重信関係文書』四、251～2頁。
- \* 29 前掲書『伊藤博文関係文書』三、97頁。
- \* 30 前掲書『岩倉具視関係文書』七、131頁。
- \* 31 寺島宗則研究会編『寺島宗則関係資料集』下巻、示人社、昭和62年、66頁。
- \* 32 宮内庁『明治天皇紀』第五、昭和46年、362～3頁。
- \* 33 前掲書『明治憲法成立史』上巻、P466。
- \* 34 前掲書『伊藤博文伝』中巻、P205頁。
- \* 35 徳富猪一郎編述『公爵山県有朋伝』中巻、山県有朋公記念事業会、昭和8年、851～852頁。
- \* 36 同右、852頁。

- \* 37 同右、852頁。
- \* 38 前掲書『伊藤博文伝』中巻、206～207頁。
- \* 39 同右、207～208頁。
- \* 40 前掲書『明治憲法成立史』上巻、498～9頁。
- \* 41 前掲書『伊藤博文関係文書』三、99頁。
- \* 42 前掲書『保古飛呂比』十、430頁。
- \* 43 前掲書『伊藤博文関係文書』三、98頁。
- \* 44 前掲書『保古飛呂比』十、431頁。
- \* 45 前掲書『伊藤博文関係文書』三、99頁。
- \* 46 前掲書『岩倉公実記』下巻、731頁。
- \* 47 前掲書『公爵山県有朋伝』中巻、853頁。
- \* 48 前掲書『伊藤博文伝』中巻、212頁。
- \* 49 同右、213頁。
- \* 50 同右、248～250頁。
- \* 51 同右、251頁。
- \* 52 後の明治二十五年に伊藤は第二帝國議會解散にともなう臨時選挙に向けて、井上馨、品川、榎本等に宿論で

ある政党組織の意図を告げるが、これに対して井上馨は「御宿論をば既に御開喙被成候由、少々驚愕罷在候。実

に将来を想像俟得ば、終に昨夜も安眠を不得、御一新前後の事蹟夢に出候次第」と一月二十六日付の書簡で伊藤に懸念を伝えるが、伊藤は「小生宿論兩三諸老へ吐露仕候事に付、頗御心配被下候儀不本意至極に奉存候へ共、  
・(略)・小生愚説を偏守可仕儀には無之候得共、唯杞憂と傍觀愚痴而已にて、一も取るに足るべき妙案を不承候故」と返答している(前掲書『伊藤博文伝』中巻、823〜5頁参照)。

### 第三章

- \* 1 『東京横浜毎日新聞』明治十四年七月二十六日。
- \* 2 前掲書『大隈重信関係文書』四、168頁。
- \* 3 前掲書『岩倉公実記』下巻、638頁。
- \* 4 五代龍作『五代友厚伝』、秀工社、昭和8年、506頁。
- \* 5 同右、499頁。
- \* 6 外債論に賛成したのは、黒田・西郷・川村の薩派三参議に、大山陸軍卿・榎本海軍卿・田中司法卿。これに對して外債論に反対したのは、伊藤・井上・山県・山田の長派四参議と大木参議・松方内務卿・佐野大蔵卿・山尾工部卿・河野文部卿であった。その理由と具体策は千差万別であった(室山義正『近代日本の軍事と財政海軍拡張をめぐる政策形成過程』東京大学出版会、1984年、28頁参照)。
- \* 7 前掲書『大隈重信関係文書』四、116頁。
- \* 8 同右、116頁。

- \* 9 『東京日日新聞』明治十三年十一月二十六日。
- \* 10 北海道編『新北海道史』第三巻通説二、北海道、昭和46年、710頁。
- \* 11 小寺正三『五代友厚』、新人物往来社、昭和48年、147頁。
- \* 12 五代友厚七十五周年追悼記念刊行会編『五代友厚秘史』、五代友厚七十五周年追悼記念刊行会、昭和35年、209〜16頁。
- \* 13 前掲書『早稲田清話：大隈老侯座談集』、231頁。
- \* 14 前掲書『五代友厚秘史』、215頁。
- \* 15 前掲書『保古飛呂比』十、94頁。
- \* 16 日本経営史研究所編『五代友厚伝記資料』第一巻、東洋経済新報社、昭和46年、366〜7頁。
- \* 17 伊藤博文関係文書会編『伊藤博文関係文書』四、塙書房、1976年、383頁。
- \* 18 前掲書『岩倉公実記』下巻、547〜52頁。
- \* 19 伊藤博文関係文書会編『伊藤博文関係文書』五、塙書房、1977年、127頁。
- \* 20 日本史籍協会編『岩倉具視関係文書』一、東京大学出版会、1969年、96頁。
- \* 21 同右、96頁。
- \* 22 前掲書『岩倉公実記』下巻、明治39年、640〜1頁。
- \* 23 『東京日日新聞』明治十三年九月十三日。
- \* 24 前掲書『岩倉公実記』下巻、649頁。



- \* 25 前掲書『大隈重信関係文書』四、119～23頁。
- \* 26 前掲書『岩倉具視関係文書』七、127頁。
- \* 27 『東京日日新聞』明治十三年九月十四日。
- \* 28 前掲書『大隈重信関係文書』四、213頁。
- \* 29 前掲書『岩倉具視関係文書』七、72～3頁。
- \* 30 前掲書『保古飛呂比』十、400頁。
- \* 31 同右、72頁。
- \* 32 前掲書『保古飛呂比』十、320～1頁。
- \* 33 同右、522頁。
- \* 34 前掲書『侯爵山県有朋伝』中巻、856頁。
- \* 35 日本史籍協会編『大隈重信関係文書』六、東京大学出版会、昭和10年、530頁。
- \* 36 前掲書『明治天皇紀』第五、419頁。
- \* 37 岩崎家伝記刊行会編『岩崎弥太郎伝(下)』岩崎家傳記二、東京大学出版会、1979年、466～7頁。
- \* 38 『東京日日新聞』明治十四年九月六日。
- \* 39 日本経営史研究所編『五代友厚伝記資料』第四巻、東洋経済新報社、昭和49年、173～5頁。
- \* 40 『函館新聞』明治十四年八月十日。
- \* 41 前掲書『保古飛呂比』十、393頁。

- \* 42 同右、349～50頁。
- \* 43 前掲書『大隈重信関係文書』四、286～7頁。
- \* 44 前掲書『伊藤博文関係文書』四、384頁。
- \* 45 前掲書『岩倉公実記』下巻、738頁。
- \* 46 同右、739頁。
- \* 47 前掲書『五代友厚伝記資料』第四巻、182頁。
- \* 48 『函館新聞』明治十四年八月十二日。
- \* 49 紺野哲也「開拓使官有物払下げ事件と函館」函館市史編さん事務局編『続函館市史資料集』第八号、1984年、5～6頁。
- \* 50 前掲書『五代友厚伝記資料』第四巻、172頁。
- \* 51 日本経営史研究所『五代友厚伝記資料』第三巻、東洋経済新報社、昭和47年、392～3頁。
- \* 52 前掲書『新北海道史』第三巻通説二、711頁。
- \* 53 前掲書『五代友厚伝記資料』第一巻、372頁。
- \* 54 「関西貿易社営業前途之見込議案」『五代友厚関係文書』、国会図書館憲政資料室所蔵。
- \* 55 同右。
- \* 56 開宮国天「明治初期における直輸出会社の設立と展開 函館広業商会について」『社会科学討究』第九巻第二号、昭和39年。

- \* 57 『明治十三年開拓使公文録』 北海道道立文書館所蔵。
- \* 58 前掲書『五代友厚伝記資料』第一卷、357～8頁。
- \* 59 『五代友厚関係文書』、国会図書館憲政資料室所蔵。
- \* 60 同右。
- \* 61 『伊地知明資料』、北海道道立文書館所蔵。
- \* 62 前掲書『五代友厚伝記資料』第四卷、175頁。
- \* 63 同右、175頁。
- \* 64 同右、176頁。
- \* 65 同右、175頁。
- \* 66 『朝野新聞』明治十四年八月五日。
- \* 67 『東京日日新聞』明治十四年八月五日。
- \* 68 『東京曙新聞』明治十四年八月九日。
- \* 69 前掲書『大隈重信関係文書』四、316頁。
- \* 70 前掲書『五代友厚伝記資料』第三卷、390～1頁。
- \* 71 『函館新聞』明治十四年八月三十日。
- \* 72 『東京日日新聞』明治十四年九月五日。
- \* 73 『北海道開進会社創立起源ヲ叙ス』、『北海道開進会社関連資料』、北海道立文書館所蔵。

- \* 74 同右。
- \* 75 大庭幸生「北海道に関する史料論的覚書」北海道立文書館『北海道立文書館研究紀要』第11号、1993年、16頁。
- \* 76 明治十四年十二月十四日付『読売新聞』では、開進社の躍進を次のように報道した。「北海道開進会社ハ昨今非常の奮發にて開墾の事業に尽力する効が顕はれ移住人もおひおひ増加して最早三四ヶ所ハ移住人にて全く農家のみの村が出来尚来春早々移住する筈の者が五百名余も有る外に各府県より五十名また八百名程づつ陸續と同社へ入社を云ひ入れ此模様でハ北海道の移民ハ同社の世話ばかりでも十分な程なれど其費用と手数が非常に掛るにハ同社でも弱つて居る由。」
- \* 77 北海道総務部行政資料室編『北海道開拓功労者資料集録』上巻、昭和46年、43～4頁。
- \* 78 霞会館華族資料調査会編『東久世通禧日記』下巻、霞会館、平成5年、413頁。
- \* 79 『北海道開進社関係資料』、北海道立文書館所蔵。
- \* 80 同右。
- \* 81 「士族少年ヲ北海道ニ移スノ議」、『北海道開進社関係資料』、北海道立文書館所蔵。
- \* 82 『宮崎簡亮関係資料』、北海道立文書館所蔵。
- \* 83 前掲書『伊藤博文関係文書』四、384頁。
- \* 84 『明治天皇紀』第五、627頁。
- \* 85 西島照男『ケブロン日誌 蝦夷と江戸』、北海道新聞社、昭和60年、21頁。

\* 86 同右、42頁。

\* 87 黒田が開拓使より女子留学生を派遣する理由を明治四年十月次のように述べている。「夫レ開拓ノ要ハ、山川ノ形勢ヲ審ニシ、道路ヲ通シ、土地ノ美惡ヲ察シテ牧畜栽培ヲ盛ニシ、以テ生ヲ厚シ俗ヲ美ニスルニ在リ、然而テ之ヲ為スハ人材ヲ得ルニ因ル、人材ヲ得ルハ教育ニ在リ、今ヤ欧米諸國能ク子弟ヲ教育シ、兒子未タ穉裸ヲ免レスシテ能ク菽麥ヲ辨ス、是他ナシ、其母固ヨリ學術アリテ幼稚ノ時ヨリ能ク其教育ノ道ヲ尽スニ由ナリ、然ハ則チ女鬢ヲ設ケ女学ヲ興スハ人材教育ノ根本ニシテ、一日モ忽ニス可ラサルナリ、他日果シテ此鬢ヲ設ケ人材教育ノ基ヲ立ルハ、今ヨリ幼年ノ女子ヲ撰ミ、欧米ノ間ニ留学セシメ、其学費ハ当使定額中ヨリ之ヲ措辨スヘシ」(大蔵省編『開拓使事業報告』第四編、北海道出版企画センター、1984年、662〜3頁)。

\* 88 前掲書、『ケブロン日誌 蝦夷と江戸』、63頁。

\* 89 井黒弥太郎『追跡・黒田清隆夫人の死』、北海道新聞社、1986年、29頁。

\* 90 馬場宏明『大志の系譜 一高と札幌農学校』、北泉社、1998年、188〜9頁。馬場氏はクラークが第一期生に聖書を用いて授業をしたかは定かではないが、クラークはその事情を明治九年十一月十九日、来札中の義弟に宛てた書簡で次のように記しているとしている。「神は私(クラーク)に黒田長官の特別な愛顧を与えて下さいました。長官は東京の帝國政府の最も有力な官吏の一人で、その意志は北海道では至上のもので、今年の夏、彼と旅行(九年八月七日から十一日の間の石狩川をさかのぼった旅行)をしている間、私は宗教について彼と自由に話し合い、最後に農学校で聖書を使用する許可を求めました。彼は、個人的には異議はないが、法律と高官たちの見解のゆえに禁止しなければならないと答えました。私は、聖書は書物の中の最良のも

のであり、すべての他の文明国におけると同様に日本でも遠からぬ日に必ず教えられるようになるであろう、そしてまた彼のつくった新しい学校への聖書の導入を許可することは大いに彼の名誉となるであろう、と彼に告げました。彼は、聖書の真理を教えるのはよいが、公然とそれを読んではならないし、私的な使用のために生徒に与えていけないと言いました。私は、大変残念です——というのは私は三十冊の聖書を持っていたから——しかし命令には従いますと答えました。

このことがあつてから約一ヶ月後、長官は私を呼んで、生徒に良い道徳を教えてほしいと言いました。私は、聖書に絶えず触れることなしにはそれはできないし、そうすれば長官の気にさわるのではないかと心配ですと返答しました。その翌日彼は、聖書の使用禁止は取り消そう、思うようにしてよろしい、と言いました。そこで私は、聖書を配って役立たせることにしました。ところであなたは、ここに記したことの一語たりとも新聞に載せてはならないことに注意して下さい——波風が立つかも知れませんので。ここは、ご承知のように、台風の国です！」

近代日本の著名なキリスト教徒となつた札幌農学校二期生の内村鑑三は、在学中にキリスト教に入信するが、内村の入学時、既にクラークは日本を離れていた。内村の入信にはクラークと黒田が築いた校風と深く関係して居り、内村は明治三十三年九月十二日付の『福音新報』において「黒田清隆伯逝く」と題して「嗚呼、伯なかりせば、農学校はなかりしなり。……札幌に行かざりしならば、余は聖書と基督教とに接せざりしなり。……伯の生涯と余のそれとの間には深き関係ありて存す」との追悼文を掲げている。

黒田が明治五年九月十九日開拓使仮学校内に併置した女学校では、イ・トッ・ワアテル (E. T. Water) 、イ

・デ・ロイテル (Y. D. Ruyter) の二人のオランダ人女性教師が語学、筆算、地歴及び手芸を教えていた。ここで学んだ女生徒は北海道からの十五名を含め、卒業の折には仮学校の卒業生と結婚し、北海道に移住して開拓に従事することになっていた。この女学校は、開拓使仮学校とともに明治六年三月に一旦閉校となるが、明治六年四月再興される。明治八年七月、開拓使仮学校は札幌学校と改称され、札幌に移転するが、女学校は男子部に二週間先立ち、八月二十四日に開校式を行った(逢坂信彦『黒田清隆とホーレス・ケブロン』北海道タイムス社、1962年、282〜4頁)。

開拓次官黒田が女子教育に力を入れた背景は、明治六年十二月十七日の黒田とオランダ領事ホートウィンとの対話から窺われる。黒田が「此校ニテ仕立タル女生徒ヲ以テ北海ノ人民ヲ開化ノ域ニ導キタキ企ニテ政府ヲ之ニ同意シ専ラ今日ノ施行ニ相成候間此上ニモ正実ナル教師ヲ企望致シ」と発言したのに対し、ホートウィンは「至極御尤ニテ人民ノ賢否ハ実ニ父母之教育ニ因リ候儀ニテ北海道ノ御急務ニ候得共中々年月ヲ要シ一方ナラサル御心勞ニ御坐候」と応じている(北海道大学編著『北大百年史』札幌農学校史料(一)、ぎょうせい、1981年、135頁)。この札幌の女学校は明治九年五月、早々に廃校となるが、その原因は保守派からの「時期尚早」との異議であった。そもそも開拓使仮学校が札幌学校となり札幌に移転したのも、「醜聞少なからず、持て余した」からであった(前掲書『黒田清隆とホーレス・ケブロン』、285頁)。明治六年十二月五日には天皇皇后両陛下が開拓使仮学校並びに女学校に行啓されて居り、保守派には女学校の二人のオランダ人女性教師に対する警戒感があつた。

黒田にキリスト教教育を受け入れさせたものに、旧薩摩藩主・島津斉彬の存在があつた。下級士族の家に生

れた黒田は、斉彬から薫陶を受けた。斉彬は嘉永四年に製煉所をつくり、硫酸・硝酸・塩酸の製造、金銀めっき、ガラス器製造、紅色ガラス製煉、陶磁器用うわ薬、硫酸煙を用いて絹・綿布をさらす方法、甘藷酒からのアルコール製造、洋式朱粉製造、洋酒類・パン製造、氷・白糖製造、洋式搾油器、綿火薬、鑄銭法等、広範な理化学の研究を行わせた。斉彬は精煉所で試作された物品を量産するための工場群をつくり、安政四年に集積館と命名した(前掲書『大志の系譜』337〜8頁)。斉彬がこのような事業を興したのは、財政難に喘ぐ薩摩藩を立て直すためであつたが、これらの事業は身分の低い者が担っていた。斉彬は集積館に仕える酒癖のある硝子工が問題を起すと、役人に「軽キ細工人ドモハ其癖アルベシ、身柄ノ人ニモ酒癖ハアルモノナリ、然レドモ、人ハ一能一芸ナキハナシ、此者モ細工勝レタルヲ以テ、酒癖ノ失ヲ補フナリ、其癖ヲ以テ一芸ハ捨ガタシ、ヨク申聞ケタラバ、其癖直ルコトアルベシ、一体、政事ニ召仕フ者モ、一能一芸ヲ以テ召仕フノ心得肝要ナリ、頭立ツ人ハ其心得ナケレバ、政事ニ預ルコトハ調ハザルナリ」と寛容な精神を以て政事に当るよう話し論じていた。

西洋理化学の知識を用いて新奇物品の生産を行った斉彬であつたが、人間生活の基は農業にあり、経済の根本は勸農にあるとし、安政五年夏、諸郷士格式復旧の沙汰を下した。これにより斉彬は、他国新家の制に習い郷士となり城下の土と一段格式を押し下げられた御先代重役の子孫の名譽を回復する一方、諸郷において土地を奪われた城下土にも土地を付与するとの沙汰を下した。治世には耕作に従事し、妻子を養育し、乱世には兵に編み、御用の用に供する薩摩古来の屯田の法の復元が試みられたのも、斉彬が城下土の困窮を鑑みたもので、逝去の十日余り前にも家計を遣り繰りする女性を慮って、末々衣食に窮する者なき様速やかに取り計らう様、

沙汰したのであった。古人の「民富メバ君富ムト云フ言ハ、国主タル人一日モ忘ルベカラザル言」を實踐する齊彬は、今時公義を初め諸大名にもこの心得を以て政事にあたるべきものとし、役人には藏方の都合をのみ計らい、積金が何程あれば富国と心得違いをする事無く、本途の經濟に心を用いるよう戒めた。

齊彬はペリー来航以来の大変革の時に当り、薩摩古来の士族の言葉を用い語った。齊彬は薩摩藩固有の城下諸郷の差別を解消し能力に応じて人材を登用しようとした時も薩摩藩固有の屯田の法を復元し士族を帰農させようとした時もそうであった。この齊彬の言動は、単なる復古を意味するものではなく、封建的特権を有する士族の解体を意味するものであり、延いては近代的国民国家に道を開くものであった（島津齊彬『島津齊彬言行録』、岩波書店、昭和19年、162〜202参照）。齊彬から薫陶を受けた黒田も、開拓次官として北海道開発に当り当初から、近代技術を基礎とした開拓の成否は相応の人材が得られるかどうかにかかっていることを強く意識して居り、札幌農学校は単に農学の末技を教える職業学校ではなかった（前掲書『大志の系譜 一 高と札幌農学校』、40頁）。後年、内村鑑三のような福音主義と国民主義とを、更には福音主義、近代精神、科学の三者を武士の信仰で統一した人物が、札幌農学校から輩出されたのも偶然ではなかった（小沢三郎『内村鑑三不敬事件』、新教出版社、1961年、36頁）。

幕末維新を通じて、齊彬の大志は西郷隆盛と大久保利通に引き継がれるが、黒田が父と仰いだ西郷は、朝廷の改革、取分け西洋化を行った。征韓論、西南戦争など封建的反動のイメージを持たれる西郷であるが、保守派の佐佐木高行は明治四年八月九日の日記に西郷の事を次のように記している。「神祇官ト彈正臺トハ、開化者ノ尤モ忌嫌フ處ナリシナリ、コノ時ナランカ、或僧侶之説ニ、西郷吉之助ハ勤王家ナレトモ、国体ヲ知ラス

ト云ヘル由、他日聞ケリ、真カ鳥渡勤王家ナレトモ、国体ヲ知ラスト云ヘルハ如何數聞ユレドモ、深く意味スレバ、意味深シ、後年ノ為メ聞ク俣ニ記ス」（東京大学史料編纂所『保古飛呂比』佐佐木高行日記五、1974年、183頁）。

また黒田が兄と仰いだ大久保に関して、田中彰氏は、札幌農学校開設の翌々年の明治十一年一月二十四日、大久保は明治天皇が臨幸した駒場農学校の開校式で、「嗚呼、我邦ノ農事ヲシテ駸々乎トシテ日ニ開ケ月ニ進ミ、物産ハ益々繁殖ニ赴キ、民政ハ益々富饒ニ至ラシメンコトハ、今日ヨリ始マラン」と上奏し、賞典禄二か年分（五千四百円余）を農学校奨学資金として寄付した事を例に、大久保がいかに駒場農学校と親密な関係にあったかを指摘している（田中彰『北海道と明治維新』北海道大学刊行会、2000年、76頁）。田中氏は、制度としては駒場農学校が岩倉使節団（ないし大久保政権の殖産興業・教育政策）と比較的ストレートに結びついたのに対し、札幌農学校は開拓使北海道というワン・クッションをおいたところに設置され、理念としては岩倉使節団が洞察し自省した米欧文化が、クラーク以下の異色なお雇い外国人を通して、「全人格的な教育」の理念を基調とした場で、積極的に受容されたとしている。国体論を掲げ明治天皇による英国風議會開設の動きに抵抗した岩倉であったが、岩倉使節団渡欧時に独逸の硯学グナイストにキリスト教を日本の公認宗教にする利害を諮問している。その際、キリスト教の功德を説くも「教法は最も自由を尊ぶ、故に政府より人民に宗教を強ゆべからず、唯其好む所に従はしむべきのみ」とのグナイストの説に賛同した岩倉は、日本に向けて信教の自由に関する電奏を発している（佐波亘編『植村正久と其の時代』第二巻、教文館、昭和41年、327頁参照）。

ともすれば放蕩に走り勝ちな青年期を札幌農学校で「全人格的な教育」を受けた内村は、明治二十三年九月二日、三十歳の時、第一高等学校の嘱託教員となる。赴任当初の九月二十六日、内村はD・C・ベルに宛て「生徒ノ一般ノ行状ハ驚嘆スベキモノニ有之候。彼等ノ理想ハ高ク、彼等ノ倫理觀念ハ亜米利加ニテ小生ノ知ル最モ高潔ナル青年ノ或モノニ劣ラズ候」(『内村鑑三著作集』第一八巻、岩波書店、1954年、257頁)と書き送ったが、この一ヶ月後の十月三十日、第一次山県内閣において教育勅語が換発されると内村の運命を変えた事件が起きる。翌明治二十四年一月九日、一高で挙行された教育勅語奉読式で、内村は教育勅語に礼拝しなかつたとの批判を受ける。維新当初の欧化主義は衰退し国粹主義の風潮が台頭するなか換発された教育勅語は、明治憲法下の外見的立憲制度および外見的信教自由制度においても、絶対的君主天皇が臣民に与えられた倫理基準であつて、臣民たる者はただこれに従順に従うべきものとされた(小沢三郎『内村鑑三不敬事件』、40頁)。教育勅語制定に当り、黒田内閣と第一次山県内閣で文部大臣を務めた榎本武揚が国家は国民の内面に關与することなく、ただ科学の振興を通じて経済社会の变革を促すべきだとする立場から教育勅語制定に反対した経緯もあり、保守派にとつて教育勅語の内容は満足のいくものではなかつたが、明治天皇から宸署の勅語を勝ち得たことは山県ら保守派の政治的勝利であつた。

一高の倫理室での出来事で、日本の教育が「名は人物養成ではあるが実は役人又は職業養成であること」を悟つた内村は一高を去るが、その時の真情を次のように吐露している。「永遠に渉る真理を究めんと欲するのが学生の希願でもなければ亦之を彼等の脳裡に吹入して彼等を真固のゼントルメンに仕立てんとするのが教師の目的でもない、勅語に向て低頭しないとして余を責めた人は酒も飲むし、芸妓も揚げるし、・余は到底是等

の人達と教育を談ずることは出来ないと思ふた」(小沢三郎『内村鑑三不敬事件』、46〜7頁)。

この問題に關連して田中氏は、矢内原忠雄氏の日本の大学の源流に關する見解、即ち「札幌から發したところの、人間を造るというリベラルな教育が主流となることができず、東京大学に發したところの国家主義、国体論、皇室中心主義、そういうものが、日本の教育の支配的な指導理念を形成した」との言葉を引用し、そこに近代日本の悲劇があつたというとき、札幌農学校の日本近代史上における位置の重要性は、いちだんと浮き彫りにされると指摘している(田中彰『北海道と明治維新』74〜5頁)。この事は改めて特筆すべき事であるが、ただ、札幌農学校において近代日本教育史上、稀有な教育を行う事が出来たのも、薩摩藩の有力者である黒田の力量だけでは不十分であり、東京開拓使にしばしば出向かれた明治天皇の有形無形の庇護があつたという事実を見逃してはならない。

\* 91 「開拓使廃止反対意見案」、『黒田清隆関係文書』、北海道立文書館所蔵。

\* 92 「意見書」、『黒田清隆関係文書』、北海道立文書館所蔵。

\* 93 前掲書『伊藤博文関係文書』四、385頁。

#### 第四章

\* 1 前掲書『岩崎弥太郎伝(下)』岩崎家傳記二、470〜1頁。

\* 2 前掲書『大隈重信関係文書』四、290頁。

\* 3 右同、288〜9頁。

- \* 4 寺島宗則研究会編『寺島宗則関係資料』下、示人社、昭和62年、518頁。
- \* 5 同右、518頁。
- \* 6 前掲書『大隈重信関係文書』四、306頁。
- \* 7 同右、295頁。
- \* 8 同右、296頁。
- \* 9 同右、298～9頁。
- \* 10 同右、299頁。
- \* 11 同右、299～300頁。
- \* 12 同右、317頁。
- \* 13 前掲書『明治憲法成立史』上巻、506～7頁。
- \* 14 『井上馨文書』(明治十四年八月六日付井上馨宛伊藤博文書簡)、国会図書館憲政資料室所蔵。
- \* 15 前掲書『岩崎弥太郎伝(下)』岩崎家傳記二、280頁。
- \* 16 「一等警視宮内盛高上申書」『樺山資紀文書』、国会図書館憲政資料室所蔵。
- \* 17 前掲書『大隈重信関係文書』四、350頁。
- \* 18 岩崎家傳記刊行会編『岩崎弥太郎伝(上)』岩崎家傳記一、東京大学出版会、1979年、795～6頁。
- \* 19 前掲書『保古飛呂比』十、394頁。
- \* 20 同右、512頁。

- \* 21 同右、404頁。
- \* 22 前掲書『岩崎弥太郎伝(上)』岩崎家傳記一、795頁。
- \* 23 前掲書『大隈重信関係文書』四、347～8頁。
- \* 24 前掲書『福沢諭吉全集』第十七巻、346～7頁。
- \* 25 同右、442頁。
- \* 26 福沢諭吉、富田正文校訂『福翁自伝』、岩波文庫、岩波書店、1978年、300頁。
- \* 27 前掲書『福沢諭吉全集』第十七巻、464～5頁。
- \* 28 同右、426頁。
- \* 29 前掲書『大隈重信関係文書』四、228頁。
- \* 30 前掲書『福沢諭吉全集』第十七巻、330～1頁。
- \* 31 前掲書『大隈重信関係文書』四、291頁。
- \* 32 同右、327頁。
- \* 33 『函館新聞』明治十四年八月十四日。
- \* 34 『東京日日新聞』明治十四年九月六日。
- \* 35 紺野哲也前掲論文、『続函館市史資料集』第八号、6～7頁。
- \* 36 『東京日日新聞』明治十四年八月二十七日。
- \* 37 永井秀夫「函館地方の自由民権運動」函館市史編さん事務局『はこだて』第三号、1986年、9頁。

- \* 38 前田蓮山『原敬』、時事通信社、1958年、57頁。
- \* 39 『函館新聞』明治十四年九月七日。
- \* 40 『朝野新聞』明治十四年九月二十日。
- \* 41 同右、明治十四年九月二十日。
- \* 42 『朝野新聞』明治十四年九月二十四日。
- \* 43 紺野哲也前掲論文、『続函館市史資料集』第八号、9頁。
- \* 44 『函館新聞』明治十四年九月七日。
- \* 45 同右、明治十四年九月九日、十一日。
- \* 46 同右、明治十四年九月五日。
- \* 47 前掲書『五代友厚秘史』、381頁。
- \* 48 『函館新聞』明治十四年八月三十日。
- \* 49 前掲書『五代友厚秘史』、261頁。
- \* 50 前掲書『五代友厚伝記資料』第三卷、389～40頁。
- \* 51 『東京日日新聞』明治十四年八月二十日。
- \* 52 前掲書『明治憲法成立史』上巻、511頁。
- \* 53 『東京日日新聞』明治十四年九月十日。
- \* 54 同右、明治十四年九月十六日。

- \* 55 前掲書『五代友厚伝記資料』第一巻、385頁。
- \* 56 前掲書『福翁自伝』、299～300頁。
- \* 57 『朝野新聞』明治十四年十月十六日。
- \* 58 早稲田大学大学史編集所編『大隈侯昔日譚』、早稲田大学出版部、1969年、155頁。
- \* 59 前掲書『交詢社百年史』、176頁。
- \* 60 『読売新聞』明治十四年十月二十二日。
- \* 61 五百旗頭薫『大隈重信と政党政治』、東京大学出版会、2003年、18頁。
- \* 62 前掲書『保古飛呂比』十、463頁。
- \* 63 『朝野新聞』明治十四年八月五日。
- \* 64 同右、明治十四年八月五日。
- \* 65 『東京横浜毎日新聞』明治十四年八月二十四日。
- \* 66 同右、明治十四年八月二十四日。
- \* 67 同右、明治十四年八月二十四日。
- \* 68 同右、明治十四年八月二十四日。
- \* 69 同右、明治十四年八月二十七日。
- \* 70 同右、明治十四年九月一日。
- \* 71 同右、明治十四年九月一日。



- \* 72 『朝野新聞』明治十四年九月十六日。
- \* 73 『東京横浜毎日新聞』明治十四年九月十五日。
- \* 74 前掲書『五代友厚伝記資料』第一卷、376頁。
- \* 75 前掲書『保古飛呂比』十、385頁。
- \* 76 『朝野新聞』明治十四年九月十四日。
- \* 77 『東京日日新聞』明治十四年九月二十二日。
- \* 78 『朝野新聞』明治十四年九月二十一日。
- \* 79 『東京曙新聞』明治十四年九月二十八日。
- \* 80 『東京日日新聞』明治十四年九月二十九日。
- \* 81 『朝野新聞』明治十四年九月十四日。
- \* 82 前掲書『大隈重信関係文書』四、350～1頁。
- \* 83 大隈侯八十五年史編纂会編『大隈重信侯八十五年史』、大隈侯八十五年史編纂会、1926年、856～7頁。
- \* 84 前掲書『大隈重信関係文書』四、366～7頁。
- \* 85 右同、367頁。
- \* 86 『東京日日新聞』明治十四年九月二十六日。
- \* 87 『朝野新聞』明治十四年十月五日。
- \* 88 同右、明治十四年十月十六日。

- \* 89 同右、明治十四年十月十六日。
- \* 90 同右、明治十四年八月二十四日。
- \* 91 同右、明治十四年八月二十五日。
- \* 92 同右、明治十四年八月二十五日。
- \* 93 同右、明治十四年八月二十六日。
- \* 94 同右、明治十四年八月二十六日。
- \* 95 同右、明治十四年十月十六日。
- \* 96 同右、明治十四年十月十六日。
- \* 97 函館市史編さん室『函館区会関係資料件名目録』、1988年、解説1～2頁。
- \* 98 前掲書『明治天皇紀』第三、639～70頁。前掲書『明治天皇紀』第四、71頁。
- \* 99 同右、136頁。
- \* 100 同右、327頁。
- \* 101 宮本又次『五代友厚伝』、有斐閣、昭和55年、310～2頁。前掲書『五代友厚秘史』122～3頁、132頁。
- \* 102 前掲書『伊藤博文関係文書』四、217頁。
- \* 103 大久保に入閣を要請された木戸は、大久保から板垣入閣の同意を取り付けた。板垣は頻りに急進論を木戸に唱えたが、木戸の漸進説に従って行動する事に同意した(前掲書『伊藤博文伝』上巻、909頁参照)。板垣

が入閣を躊躇したのは、西郷隆盛に「君の入閣は勝手である。しかし自分は入閣しない」と牽制されたからである（前掲書『五代友厚秘史』、132頁参照）。

- \* 104 前掲書『明治天皇紀』第三、394頁。
- \* 105 早稲田大学大学史編集所『小野梓全集』第五卷、早稲田大学出版部、昭和57年、226〜27頁。
- \* 106 前掲書『保古飛呂比』十、465頁。
- \* 107 前掲書『文書より観たる大隈重信侯』、126〜127頁。
- \* 108 前掲書『保古飛呂比』十、460〜1頁。
- \* 109 『大隈重信文書』、国会図書館憲政資料室所蔵
- \* 110 前掲書『大隈侯昔日譚』、155〜6頁。
- \* 111 『読売新聞』明治十四年十月十六日。
- \* 112 『東京曙新聞』明治十四年十月二十九日。
- \* 113 『東京日日新聞』明治十四年十一月一日。
- \* 114 『朝野新聞』明治十四年十月三十日。
- \* 115 『函館新聞』明治十四年八月三十日。
- \* 116 前掲書『五代友厚秘史』、134〜6頁。
- \* 117 『東京日日新聞』明治十四年十一月一日。
- \* 118 前掲書『大隈重信関係文書』四、371頁。

- \* 119 同右、372頁。
- \* 120 同右、373頁。
- \* 121 『東京日日新聞』明治十四年十月十四日。
- \* 122 前掲書『文書より観たる大隈重信侯』、460頁。